

忍 野 村

第 4 次 障 害 者 計 画
第 7 期 障 害 福 祉 計 画
第 3 期 障 害 児 福 祉 計 画

令和 6 年 3 月

忍 野 村

目次

第1章	計画の概要	1
1	計画策定の趣旨	1
2	計画の性格・位置づけ	2
3	計画の期間	2
4	計画の見直しのポイント	3
第2章	障害のある人を取り巻く現状	5
1	統計データからみた障害のある人の現状	5
2	アンケート調査からみた障害のある人の現状	18
3	現行計画の評価	32
第3章	計画の基本的な考え方	33
1	計画の基本理念	33
2	施策の体系	34
第4章	施策の展開（第4次障害者計画）	35
	基本目標1 お互いに理解・尊重しあい、安心・安全な暮らしができる村づくり	35
	基本目標2 住み慣れた地域で、うるおいある地域生活ができる村づくり	39
	基本目標3 自分らしく学び、働き、社会に参加できる村づくり	42
第5章	障害福祉サービスの実施計画（第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画）	45
1	サービス提供体制の確保に関する基本的な考え方	45
2	障害福祉サービスの体系	47
3	令和8年度の目標値	48
4	指定障害福祉サービス	53
5	地域生活支援事業	71
6	障害児支援	81
第6章	計画の推進に向けて	86
1	計画の推進体制の整備	86
資料編		87
1	計画策定の経緯	87
2	忍野村障害福祉計画策定委員会設置要綱	88
3	忍野村障害福祉計画策定委員名簿	89

第1章 計画の概要

1 計画策定の趣旨

我が国で高齢化が進んでいることは、周知の事実です。総務省の「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査」によると、令和5年1月1日時点の高齢化率は28.6%と、約7人に2人が高齢者という時代を迎えています。本村の高齢化率は20.3%（令和5年1月1日時点）と国に比べて低いものの、緩やかな上昇傾向が続いており、高齢化の進行は他人事ではありません。

高齢化が進行することで真っ先に課題として挙げられることは、高齢者が増加することにより、支援や介護を必要とする高齢者も増加することです。障害福祉分野では、高齢化の進行に伴って、特に身体障害のある高齢者が増加傾向にあります。加齢による身体機能の低下や痛み、転倒による怪我等がきっかけになることが多く、これからさらに高齢者が増加することで身体障害のある高齢者も増加することが見込まれます。

また、身体障害のある人だけでなく、知的障害や精神障害のある人も増加傾向にあります。それは、以前よりも障害への理解が進んで医療や福祉につながりやすくなったことや、障害者手帳や障害者施策等の制度が広く知られることになったこと等のポジティブな原因が考えられます。一方で、精神障害のある人が増加している原因の1つとして、高齢化の進行に伴って認知症高齢者が増加したことが挙げられます。また、十分な休養をとれない環境であったり、常に大量の情報に囲まれていたりするなど、社会全体が慌ただしくストレスが多い環境となっていることも、精神障害のある人が増加している原因として考えられています。

このように障害のある人は全体的に増加傾向にありますが、少子化の進行によって若い世代は減少しており、障害福祉サービス等に携わる人材は慢性的に不足しています。これは障害福祉分野だけの問題ではなく、医療分野や介護分野等においても人材不足が深刻な問題となっています。しかしながら、これまでの国の人材確保方策による成果が限定的だったことを踏まえると、今後も抜本的な改善は難しいと推察されます。そのため、限られた人材でサービスを提供しなければならない状況が続くものとして、これからの障害福祉サービス等の提供体制について計画することが重要となります。

本計画は、「忍野村第4次障害者計画」、「忍野村第7期障害福祉計画」、「忍野村第3期障害児福祉計画」の3計画を一体的に策定したものです。このうちの「忍野村第7期障害福祉計画」、「忍野村第3期障害児福祉計画」は、これまでの障害福祉サービス、障害児福祉サービスの提供実績や障害のある人の人数等から今後3年間の必要量を見込み、計画的にその必要量を確保することを目的に策定されます。大切なことは、ここで必要量を的確に見込むことで、サービスの必要量に応じて人材を効果的に配置できるようにするなど、限られた人材の有効活用につなげることです。

また、もう1つの計画である「忍野村第4次障害者計画」は、障害のある人が社会参加を通じて有する能力を最大限発揮できることや、それを阻む社会的障壁を除去することを目的に策定されています。そのため、村民や当事者団体、サービス提供事業所、ボランティア団体等を広く対象とし、障害のある人の地域における生活をささえるための施策について定めています。これは、サービス提供に関わる人材不足の解決に直結するものではありませんが、村民の障害理解が深まることで障害福祉への関心が高まったり、障害のある人が外出しやすくなることで社会参加が促進されたりするなど、障害のある人が住み慣れた地域での生活を継続するために必要な環境が充実することに期待されています。

これからは、本計画に沿って、村内における障害者施策や障害福祉サービス等を推進することとなります。また、その過程で障害のある人が抱く不安や感じる不便について丁寧に耳を傾け、その解決に向け村をあげて取り組みます。そして、ゆくゆくは、すべての村民が互いにささえあい、障害があっても地域の一員として暮らすことができる忍野村をつくりあげていきます。

2 計画の性格・位置づけ

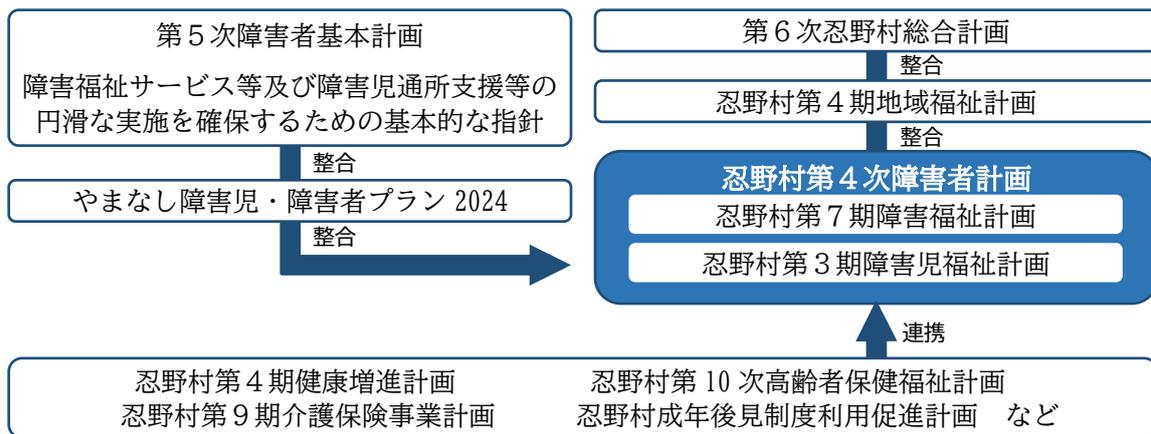
本計画は、「市町村障害者計画」、「市町村障害福祉計画」、「市町村障害児福祉計画」を一体的に策定したものです。

「忍野村第4次障害者計画」は、障害者基本法の第11条第3項で策定が義務づけられている「市町村障害者計画」です。この計画は、村内における障害者施策の基本的な方向性を定めたものです。

「忍野村第7期障害福祉計画」は、障害者総合支援法の第88条により策定が義務づけられている「市町村障害福祉計画」です。この計画は、障害福祉サービス等を計画的に確保するための方策や数値目標について定めたものです。

「忍野村第3期障害児福祉計画」は、児童福祉法の第33条の20により策定が義務づけられている「市町村障害児福祉計画」です。この計画は、障害児福祉サービス等を計画的に確保するための方策や数値目標について定めたものです。

本計画は、国の「第5次障害者基本計画」や「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」、山梨県の「やまなし障害児・障害者プラン2024」との統合がとられているとともに、村の最上位計画である「第6次忍野村総合計画」や福祉分野の上位計画である「忍野村第4期地域福祉計画」、その他関連計画とも整合・連携が図られています。



3 計画の期間

「忍野村第4次障害者計画」は、令和6年度から令和11年度を計画期間とする6か年計画です。また、「忍野村第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画」は、令和6年度から令和8年度を計画期間とする3か年計画です。いずれの計画も、計画の最終年度に計画の見直しを予定しています。ただし、社会情勢の大きな変化など、計画の見直しが必要だと判断される場合には、時期に関わらず見直しを行います。

令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
忍野村第3次障害者計画			忍野村第4次障害者計画					
忍野村第6期障害福祉計画			忍野村第7期障害福祉計画			忍野村第8期障害福祉計画		
忍野村第2期障害児福祉計画			忍野村第3期障害児福祉計画			忍野村第4期障害児福祉計画		

4 計画の見直しのポイント

■ 「障害者虐待防止法」施行

この法律は障害者の尊厳を傷つける様々な虐待から障害者を守り、養護者に対する必要な支援を行うことを目的としています。全国の市町村や都道府県に、障害者に対する虐待の防止や対応の窓口となる市町村障害者虐待防止センターや都道府県障害者権利擁護センターが設置されました。平成24年10月施行。

■ 「障害者総合支援法」の施行

従来障害者自立支援法に替わる法律として、平成25年4月1日に施行。これまでどおり、障害福祉サービスの提供等が行われるとともに、障害者の範囲に難病等が加わり、さらに障害者に対する理解を深めるための研修や啓発を行う等の地域生活支援事業が追加されました。平成26年4月1日からは、障害支援区分の創設、重度訪問介護の対象者の拡大、ケアホームのグループホームへの一元化、地域移行支援の対象拡大が実施されました。

■ 「障害者雇用促進法」の施行

これまでも法定雇用率制度の見直し等が行われてきましたが、この改正においては障害者に対する差別の禁止及び障害者が職場で働くに当たっての支障を改善することを義務づけています。平成28年4月1日施行。平成30年4月からは精神障害者を法定雇用率の算定基礎に加えること等が盛り込まれました。

■ 「障害者差別解消法」の施行

この法律においては、国・地方公共団体・事業者の障害を理由とする差別的取り扱いの禁止や、合理的配慮[※]の不提供の禁止、差別解消に向けた取り組みに関する要領を定めること等が規定されています。平成28年4月1日施行。

※障害者が社会的障壁の除去を必要としている旨の意志の表明があった場合に、行われる必要かつ合理的な取り組みであり、実施に伴う負担が過重でないこと。

■ 「障害者権利条約」の批准

この条約は、障害者の人権及び基本的自由の享有を確保し、障害者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、障害者の権利の実現のための措置等について定める条約です。我が国においては、平成19年に署名し、必要な国内制度の改正ののち、平成26年1月に批准されました。

■ 「発達障害者支援法」の改正

自閉症やアスペルガー症候群等の人をささえる「発達障害者支援法」を10年ぶりに見直す改正法であり、社会的障壁によって日常生活が制限されている発達障害者を早期発見し、乳幼児から成人期まで「切れ目ない支援」を受けられるようにするとともに、教育現場でのきめ細かい対応や職場定着の配慮等を求めています。また、発達障害者の支援体制の整備を図るため、発達障害者支援センターの地域支援機能の強化を図ります。平成28年8月1日施行。

■ 「障害者総合支援法」及び「児童福祉法」の改正

平成28年5月成立。障害者総合支援法と児童福祉法を一体的に改正する法律で、障害者が自ら望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実や高齢障害者による介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直し、障害児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の拡充、サービスの質の確保・向上を図るための環境整備等を定めています。平成30年4月1日施行。

■ 「障害者雇用促進法」の改正

これまでも障害者に対する差別の禁止等に向けた改正が行われてきましたが、この改正では障害者の活躍の場の拡大や国及び地方公共団体における障害者の雇用状況についての的確な把握等について盛り込まれました。また、障害者の雇用に関する条件や基準に見合った民間企業に対して、特例給付金の支給や優良企業としての認定等ができる仕組みが創設されました。令和2年4月1日施行（一部は公布日等に施行）。

■ 「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」の施行

すべての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重しあいながら共生する社会の実現に資することを目的に、障害者による情報の取得、利用、意思疎通に係る施策に関する基本理念が定められ、国や地方公共団体等の責務が明確化されました。また、その施策を総合的に推進するための基本となる事項も定められました。令和4年5月25日施行。

■ 「障害者雇用促進法」の改正

適当な雇用の場の提供や適正な雇用管理など、職業能力の開発及び向上に関する措置等の事業主の責務が明確となりました。他にも、通勤が難しい障害者の就労支援として、在宅就業支援団体の登録要件が緩和されるなどしました。令和5年4月1日施行（一部は令和6年4月1日に施行）。

■ 「障害者総合支援法」の改正

障害者等が希望する生活の実現に向け、地域生活の支援体制、多様な就労ニーズへの支援、精神障害者の希望等に応じた支援体制、難病患者及び小児慢性特定疾病児童等に対する適切な医療、指定難病及び小児慢性特定疾病についてのデータベースに関する規定整備等についての事項が盛り込まれました。令和5年4月1日施行（一部は令和6年4月1日に施行）。

■ 「障害者差別解消法」の改正

事業者による合理的配慮が義務化されました。令和6年4月1日施行。

■ 「児童福祉法」の改正

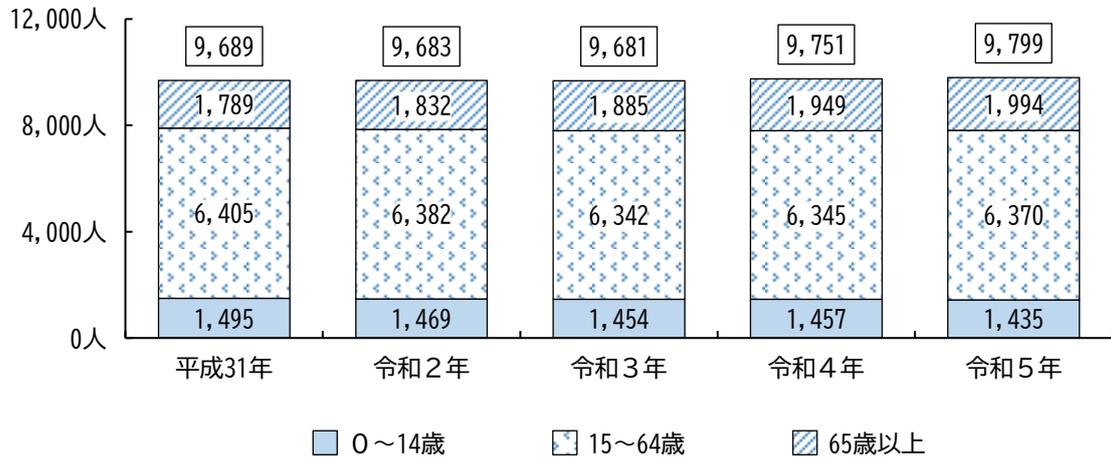
子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化等を目的に、児童発達支援センターが地域における障害児支援の中核を担うことが明確となるとともに、障害種別を問わず障害児を支援することができるように児童発達支援の類型（福祉型、医療型）が一元化されることになりました。また、22歳まで障害児入所施設に入所できるようになりました。令和6年4月1日施行。

第2章 障害のある人を取り巻く現状

Ⅰ 統計データからみた障害のある人の現状

(1) 人口及び障害者手帳所持者の状況

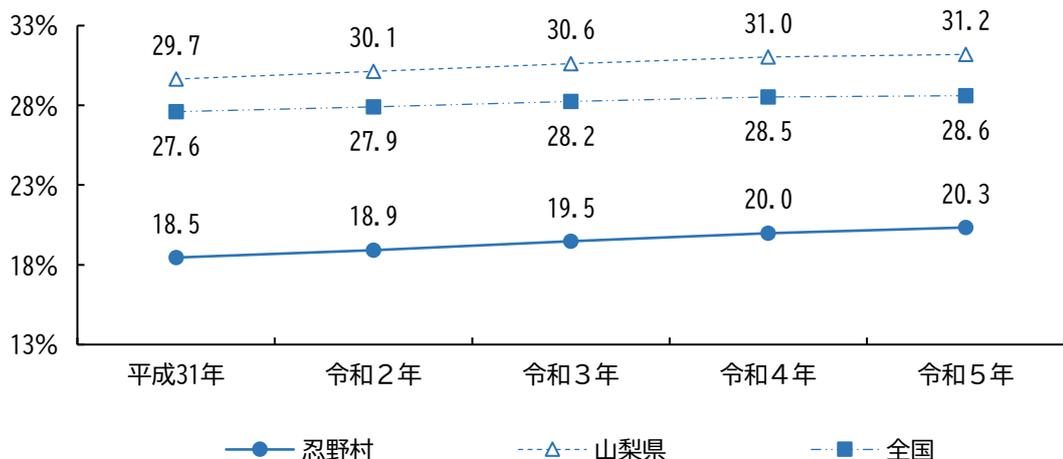
■ 総人口・年齢3区分別人口



資料：「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査（各年1月1日時点）」

令和5年の総人口は9,799人で、その内訳は「0～14歳」が1,435人、「15～64歳」が6,370人、「65歳以上」が1,994人となっています。平成31年からの推移をみると、総人口は増加傾向にあります。年齢3区分別では、「0～14歳」、「15～64歳」が減少傾向、「65歳以上」が増加傾向にあります。

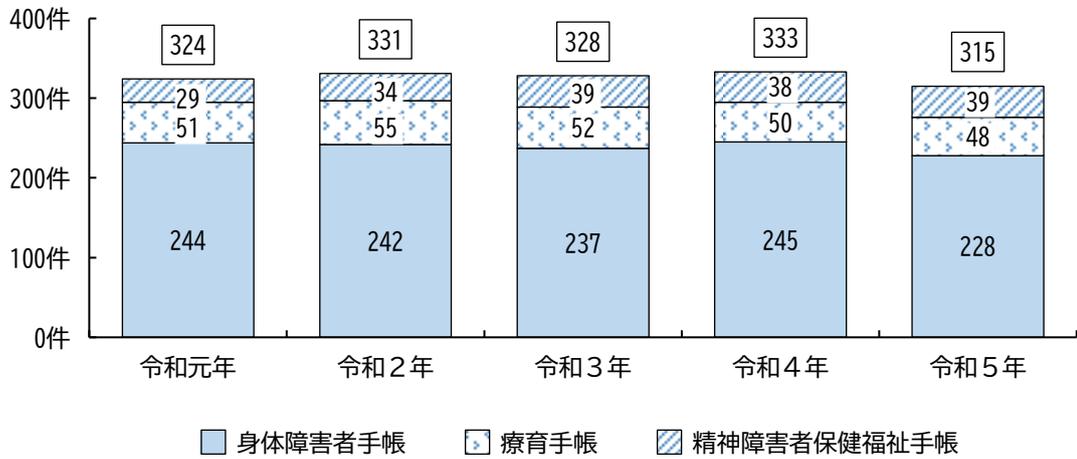
■ 高齢化率の比較



資料：「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査（各年1月1日時点）」

高齢化率を山梨県や全国と比較すると、本村の高齢化率が低い水準であることがわかります。平成31年以降、いずれも上昇傾向にあります。しかし、平成31年から令和5年までの上昇幅は、本村が最も大きくなっています。

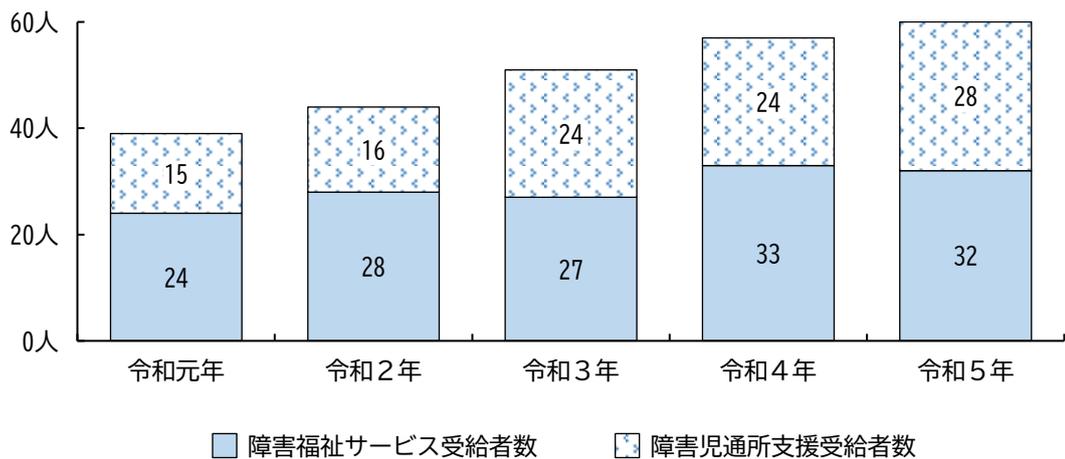
■ 障害者手帳交付件数



資料：福祉保健課資料（各年4月1日時点）

令和5年の障害者手帳交付件数（重複あり）は315件で、その内訳は「身体障害者手帳」が228件、「療育手帳」が48件、「精神障害者保健福祉手帳」が39件となっています。令和元年以降の推移をみると、障害者手帳交付件数は横ばいだったものの、令和5年に減少しています。障害者手帳の種類別では、「身体障害者手帳」、「療育手帳」が横ばい～減少傾向、「精神障害者保健福祉手帳」が増加傾向となっています。

■ 障害福祉サービス受給者数・障害児通所支援受給者数

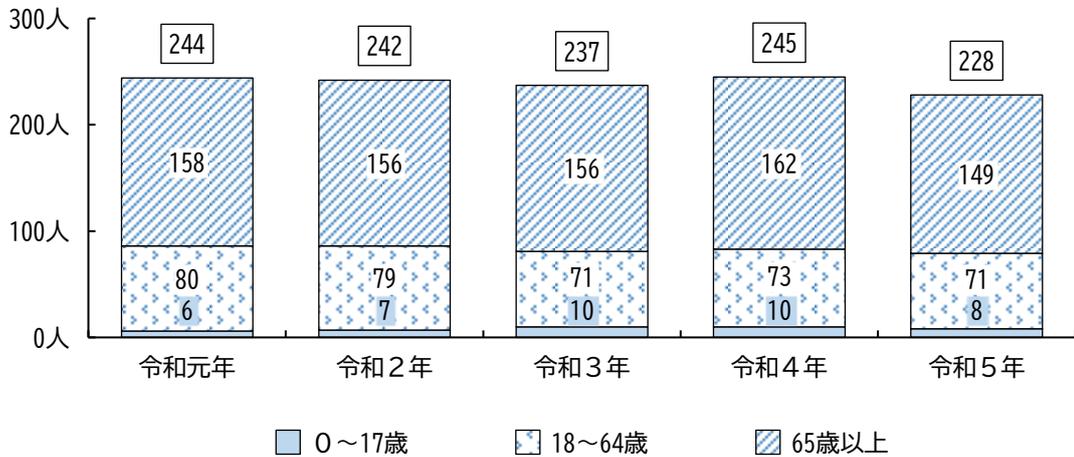


資料：福祉保健課資料（各年4月1日時点）

障害福祉サービス受給者数は32人、障害児通所支援受給者数は28人となっています。令和元年からの推移をみると、いずれのサービスも受給者数は増加傾向にあります。特に障害児通所支援受給者数は、令和元年から令和5年の4年間で2倍近くに増えています。

(2) 身体障害者の状況

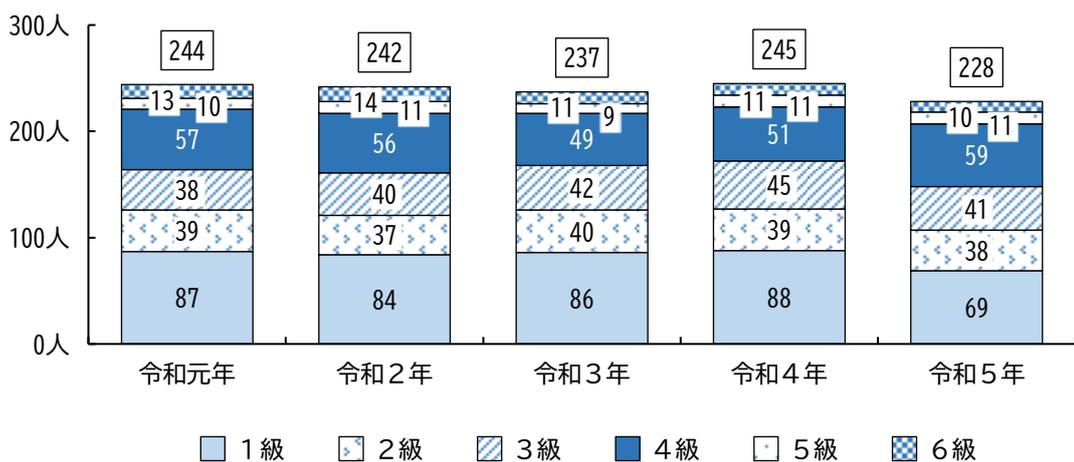
■ 年齢別身体障害者手帳所持者数



資料：福祉保健課資料（各年4月1日時点）

令和5年の年齢別身体障害者手帳所持者数は、「0～17歳」が8人、「18～64歳」が71人、「65歳以上」が149人となっており、全体の約65%が「65歳以上」となっています。令和元年からの推移をみると、「0～17歳」は8人前後、「18～64歳」は75人前後で推移することが多くなっている一方で、「65歳以上」は令和5年に前年より13人少なくなっています。

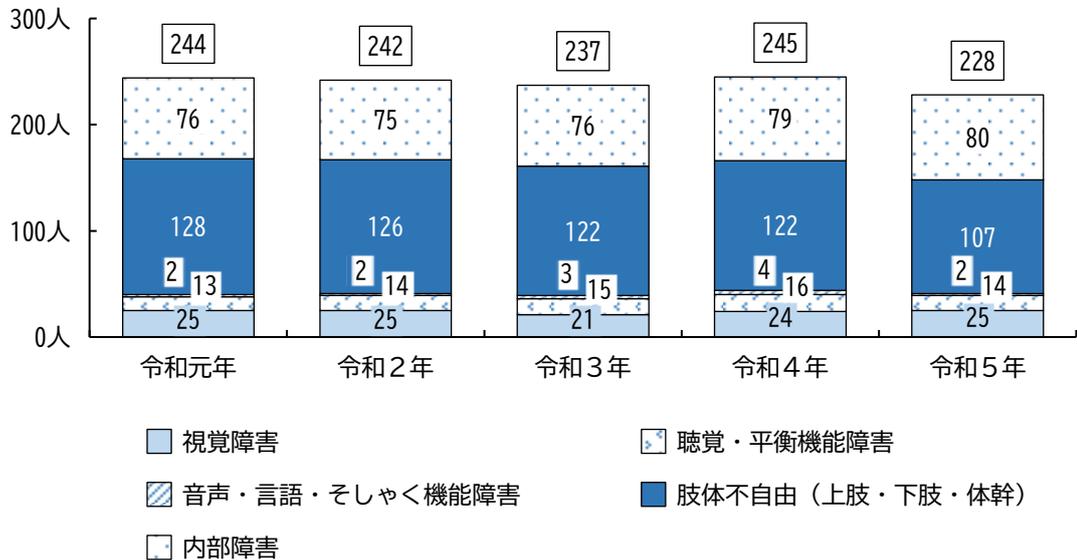
■ 等級別身体障害者手帳所持者数



資料：福祉保健課資料（各年4月1日時点）

令和5年の等級別身体障害者手帳所持者数は、「1級」が69人と最も多く、「4級」が59人、「3級」が41人などとなっています。令和元年からの推移をみると、「1級」が令和5年に前年より19人少なくなっている一方で、「4級」は令和4年以降増加傾向にあります。

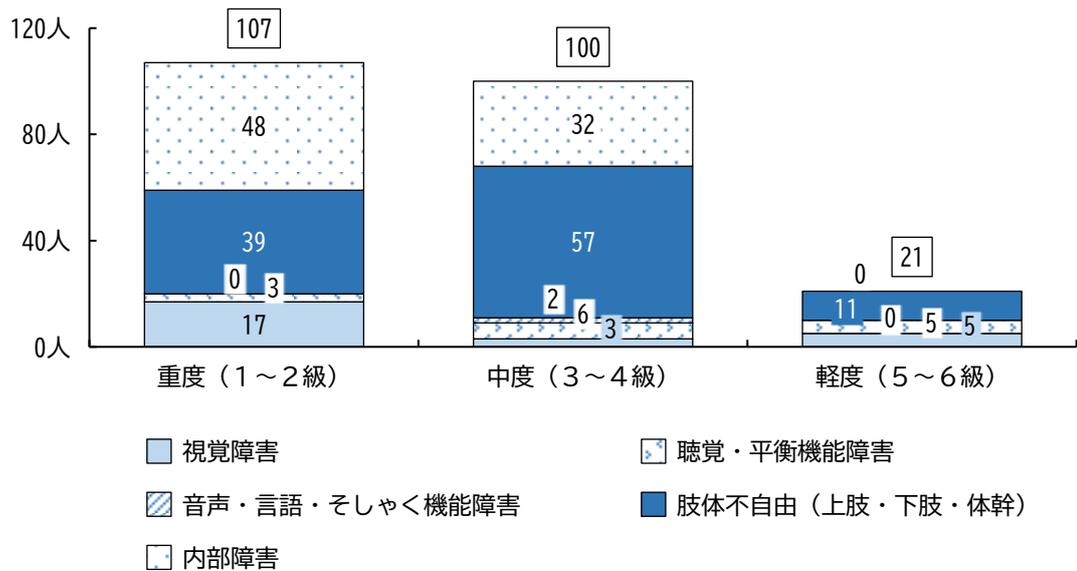
■ 障害の種類別身体障害者手帳所持者数



資料：福祉保健課資料（各年4月1日時点）

令和5年の障害の種類別身体障害者手帳所持者数は、「肢体不自由（上肢・下肢・体幹）」が107人と最も多く、「内部障害」が80人、「視覚障害」が25人などとなっています。令和元年からの推移をみると、「肢体不自由（上肢・下肢・体幹）」は減少傾向、その他障害は横ばいとなっています。

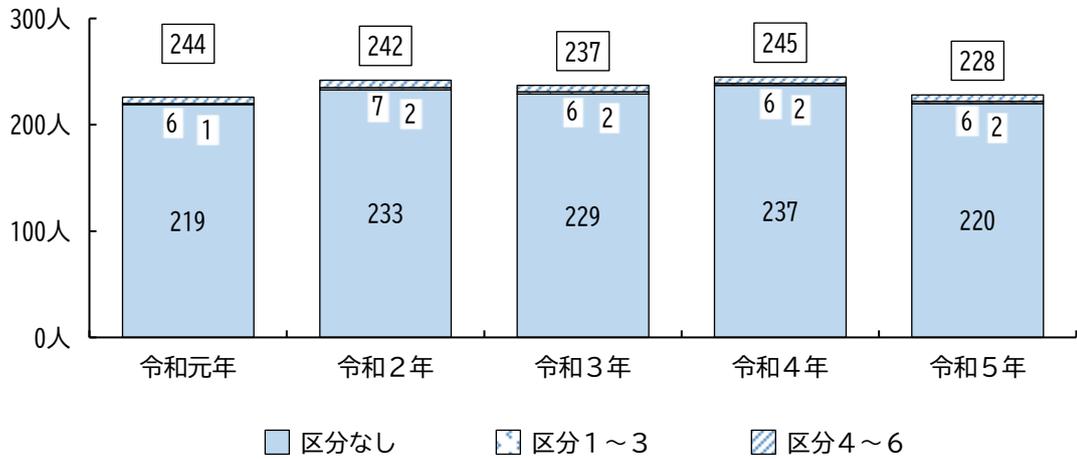
■ 等級別・障害の種類別身体障害者手帳所持者数（令和5年）



資料：福祉保健課資料（各年4月1日時点）

令和5年の等級別・障害の種類別身体障害者手帳所持者数は、「内部障害」が最も多くなっています。また、「視覚障害」のある方の約7割が「重度（1～2級）」となっています。

■ 障害支援区分別身体障害者手帳所持者数

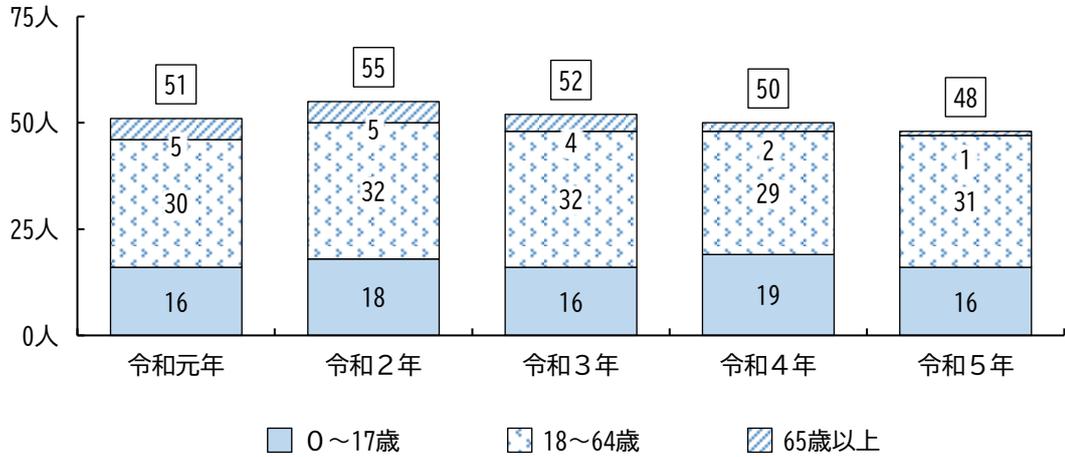


資料：福祉保健課資料（各年4月1日時点）

令和5年の障害支援区分別身体障害者手帳所持者数は、「区分なし」が220人と全体の約96%を占めています。令和元年以降の推移をみると、同様の傾向がみられます。

(3) 知的障害者の状況

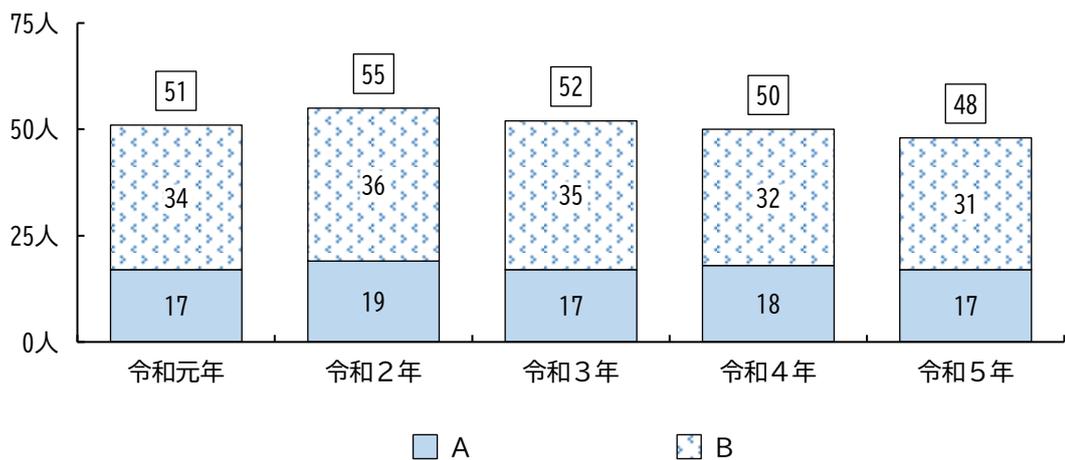
■ 年齢別療育手帳所持者数



資料：福祉保健課資料（各年4月1日時点）

令和5年の年齢別療育手帳所持者数は、「0～17歳」が16人、「18～64歳」が31人、「65歳以上」が1人となっており、全体の約65%が「18～64歳」となっています。令和元年からの推移をみると、「0～17歳」は17人前後、「18～64歳」は30人前後で推移することが多くなっている一方で、「65歳以上」は令和3年以降減少傾向にあります。

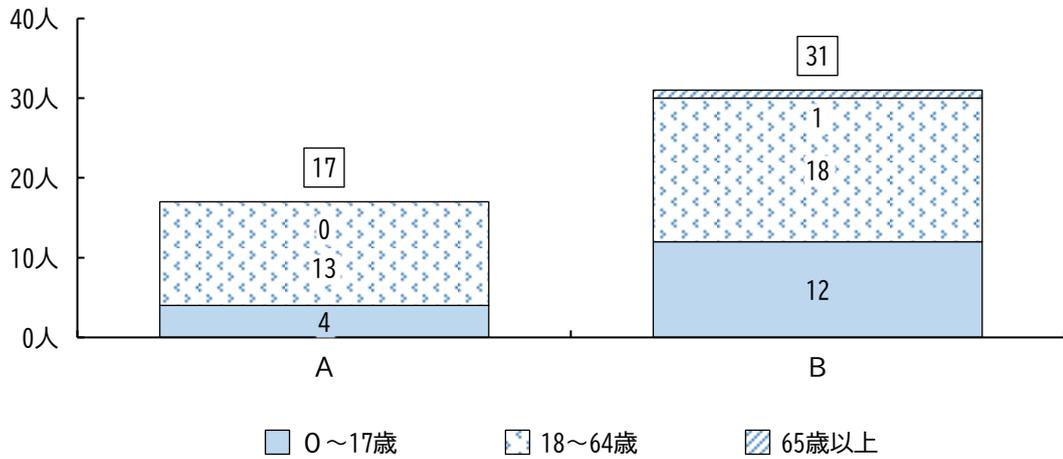
■ 程度別療育手帳所持者数



資料：福祉保健課資料（各年4月1日時点）

令和5年の程度別療育手帳所持者数は、「A」が17人、「B」が31人となっています。令和元年からの推移をみると、「A」は18人前後で推移することが多くなっている一方で、「B」は令和3年以降減少傾向にあります。

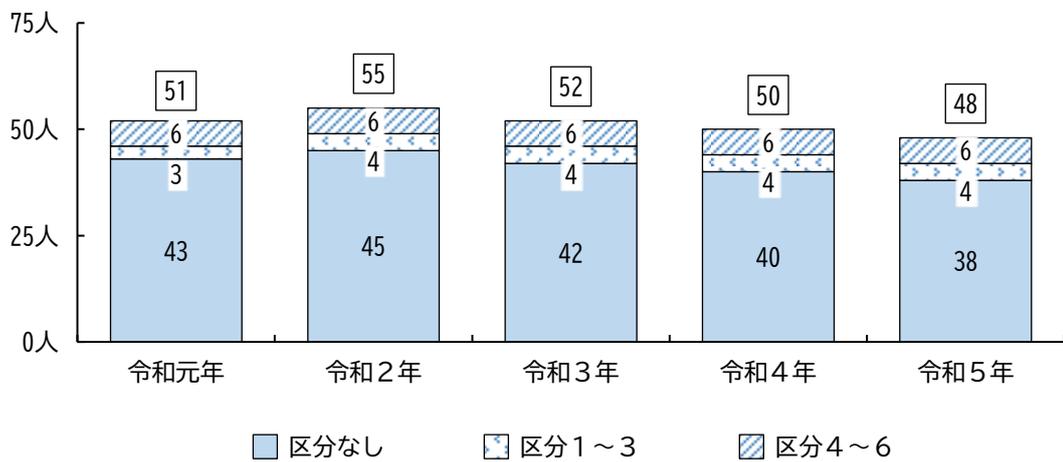
■ 年齢別・程度別障害者手帳所持者数（令和5年）



資料：福祉保健課資料（各年4月1日時点）

令和5年の年齢別・程度別療育手帳所持者数は、「A」、「B」とともに「18~64歳」が最も多くなっています。また、「0~17歳」の約75%が「B」となっています。

■ 障害支援区分別療育手帳所持者数

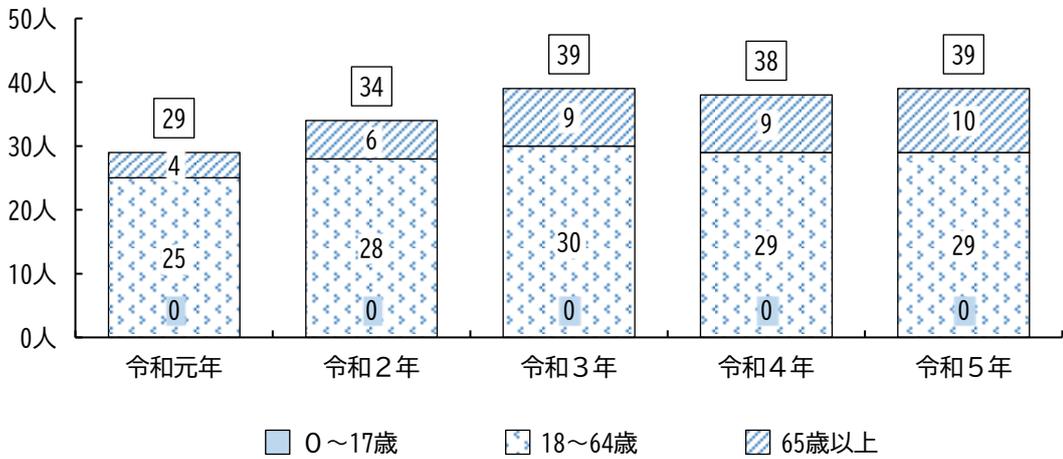


資料：福祉保健課資料（各年4月1日時点）

令和5年の障害支援区分別療育手帳所持者数は、「区分なし」が38人と全体の約79%を占めています。令和元年以降の推移をみると、同様の傾向がみられます。

(4) 精神障害者の状況

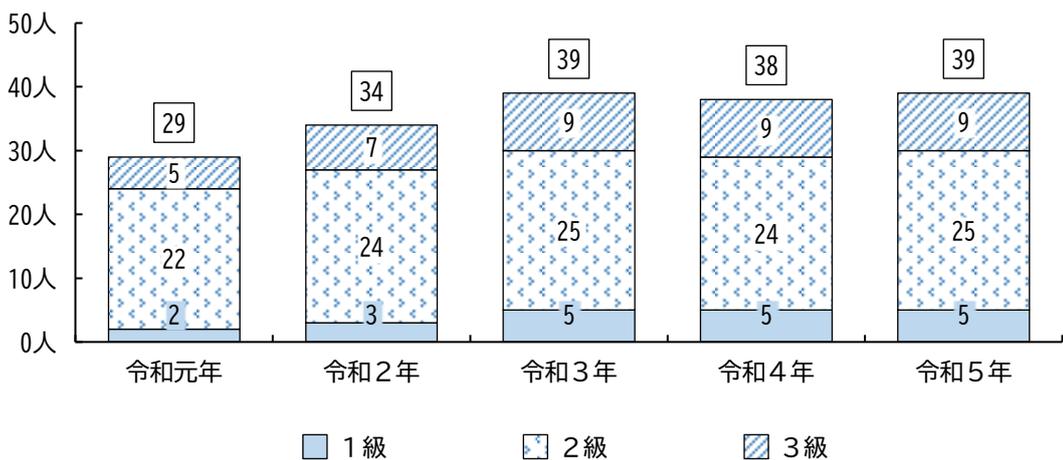
■ 年齢別精神障害者保健福祉手帳所持者数



資料：福祉保健課資料（各年4月1日時点）

令和5年の年齢別精神障害者保健福祉手帳所持者数は、「0～17歳」が0人、「18～64歳」が29人、「65歳以上」が10人となっており、全体の約74%が「18～64歳」となっています。令和元年からの推移をみると、「0～17歳」は0人で推移している一方で、「18～64歳」、「65歳以上」は増加傾向にあります。

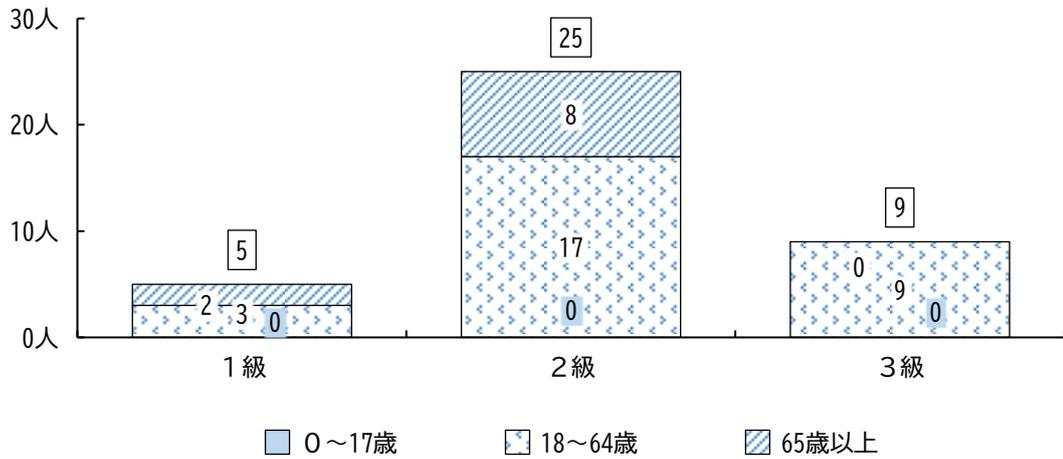
■ 等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数



資料：福祉保健課資料（各年4月1日時点）

令和5年の等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数は、「2級」が25人と最も多く、「3級」が9人、「1級」が5人となっています。令和元年からの推移をみると、いずれの等級も令和3年まで増加傾向にあり、その後は横ばいとなっています。

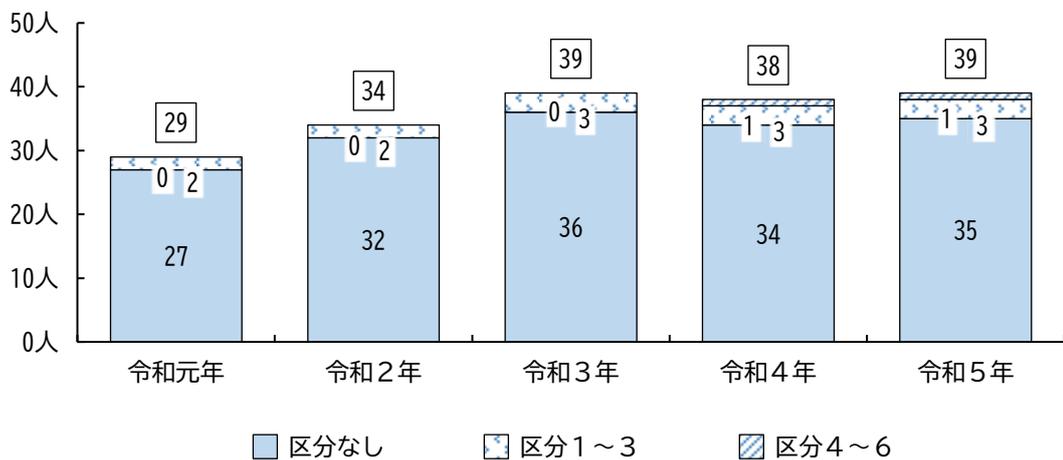
■ 年齢別・等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数



資料：福祉保健課資料（各年4月1日時点）

令和5年の年齢別・等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数は、すべての等級で「18~64歳」が最も多くなっています。また、「65歳以上」の約80%が「2級」となっています。

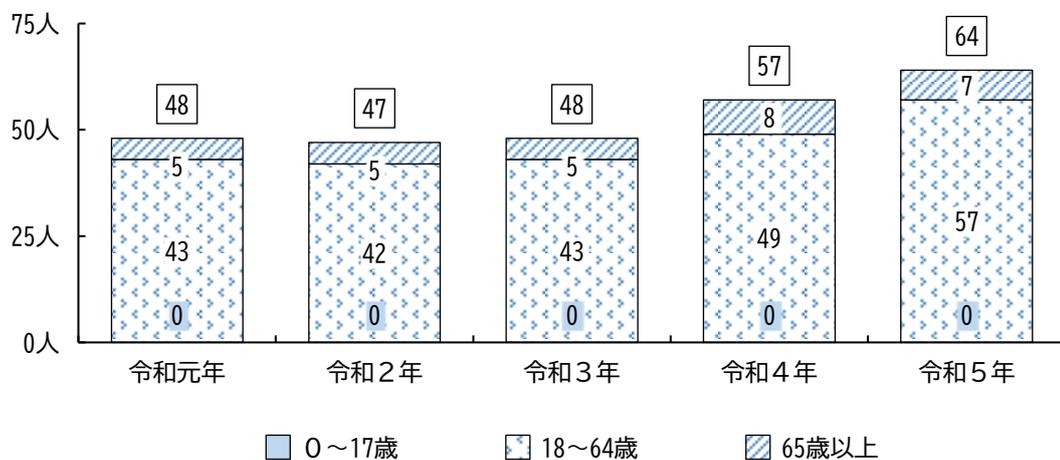
■ 障害支援区分別精神障害者保健福祉手帳所持者数



資料：福祉保健課資料（各年4月1日時点）

令和5年の障害支援区分別精神障害者保健福祉手帳所持者数は、「区分なし」が35人と全体の約90%を占めています。令和元年以降の推移をみると、同様の傾向がみられます。

■ 年齢別自立支援医療受給者証（精神通院医療）交付者数

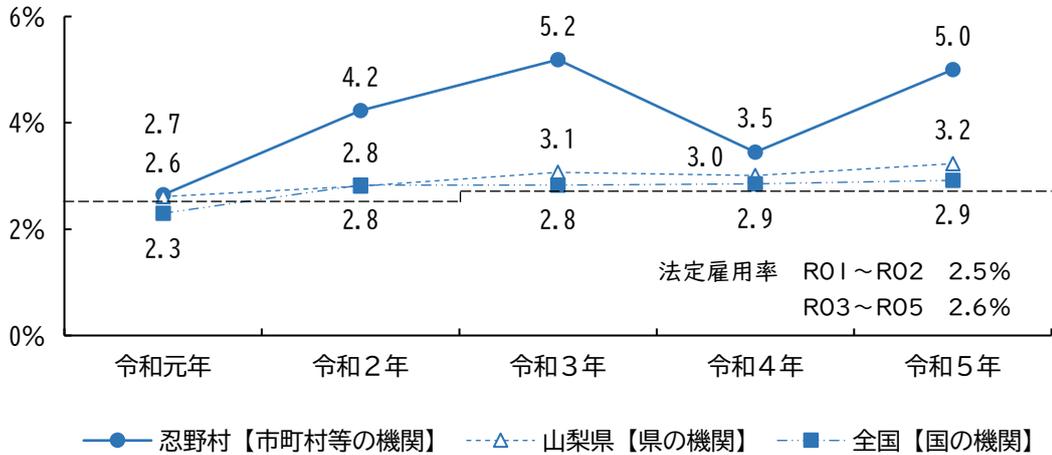


資料：福祉保健課資料（各年4月1日時点）

令和5年の自立支援医療受給者証（精神通院医療）交付者数は64人で、その内訳は「0～17歳」が0人、「18～64歳」が57人、「65歳以上」が7人となっています。令和元年からの推移をみると、交付者数は令和3年以降増加傾向にあります。年齢別では、「0～17歳」は0人で推移している一方で、「18～64歳」、「65歳以上」は増加傾向にあります。

(5) 障害のある人の就労・就学

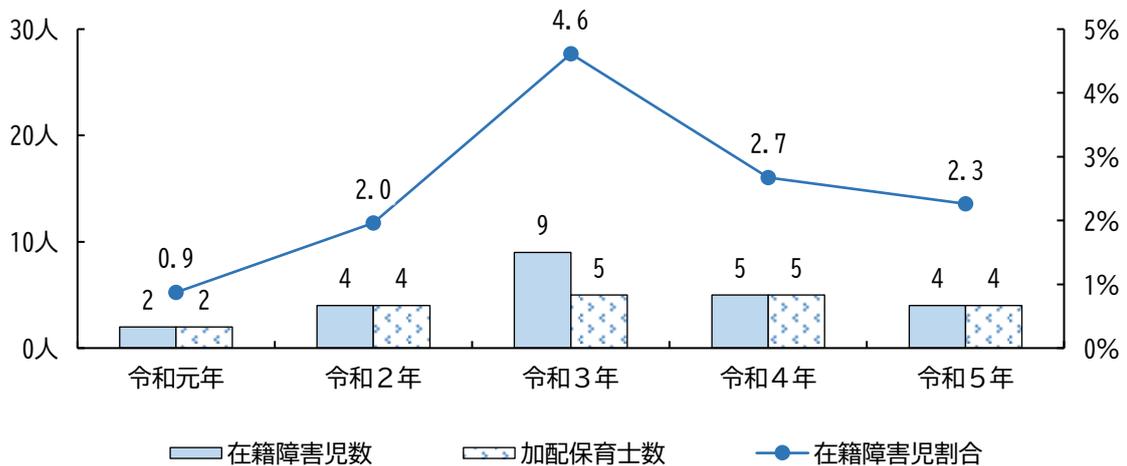
■ 公的機関における障害者の雇用率の比較



資料：「障害者雇用状況（各年6月1日時点）」

公的機関における障害者雇用率を山梨県や全国と比較すると、本村の雇用率は山梨県や全国よりも高くなっていることがわかります。令和元年以降、山梨県や全国は法定雇用率と同じくらいの水準ですが、本村は法定雇用率を大きく上回る年もあります。

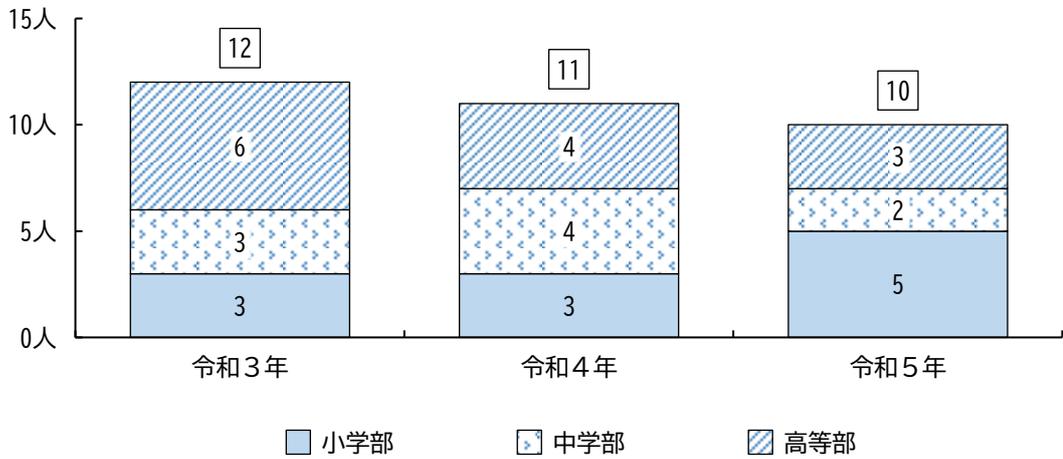
■ 保育所における在籍障害児数・加配保育士数・在籍障害児割合



資料：福祉保健課資料（各年3月31日時点）

令和5年の保育所における在籍障害児数は4人、加配保育士数は4人となっています。また、在籍障害児割合は2.3%となっています。令和元年以降の推移をみると、令和3年に在籍障害児数が前年の2倍以上となりましたが、その他の年では4人前後で推移しており、同数の加配保育士を配置しています。

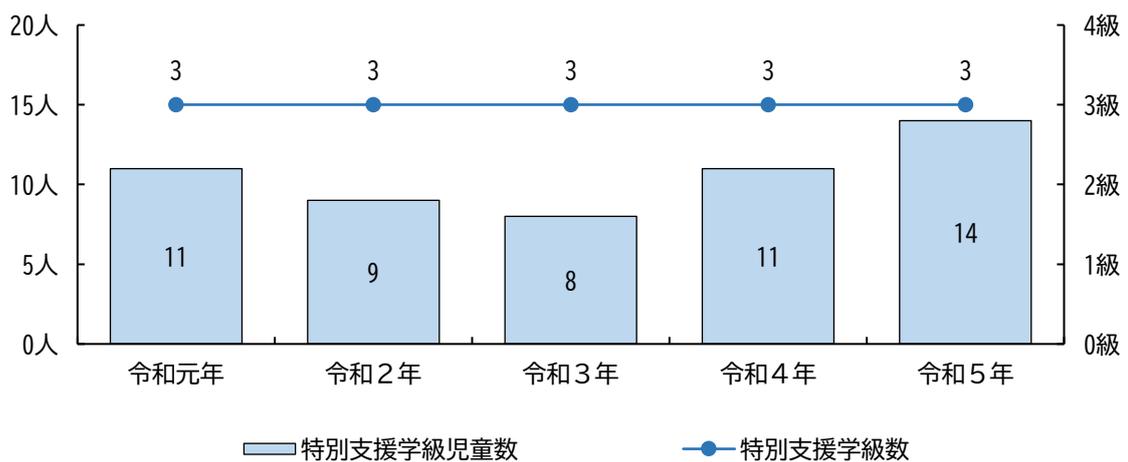
■ 学校別特別支援学校在籍者数



資料：教育委員会資料（各年5月1日時点）

令和5年の特別支援学校在籍者数は10人で、その内訳は「小学部」が5人、「中学部」が2人、「高等部」が3人となっています。令和3年以降の推移をみると、特別支援学校在籍者数は減少傾向にあります。学校別では、「小学部」が増加傾向、「中学部」、「高等部」が減少傾向となっています。

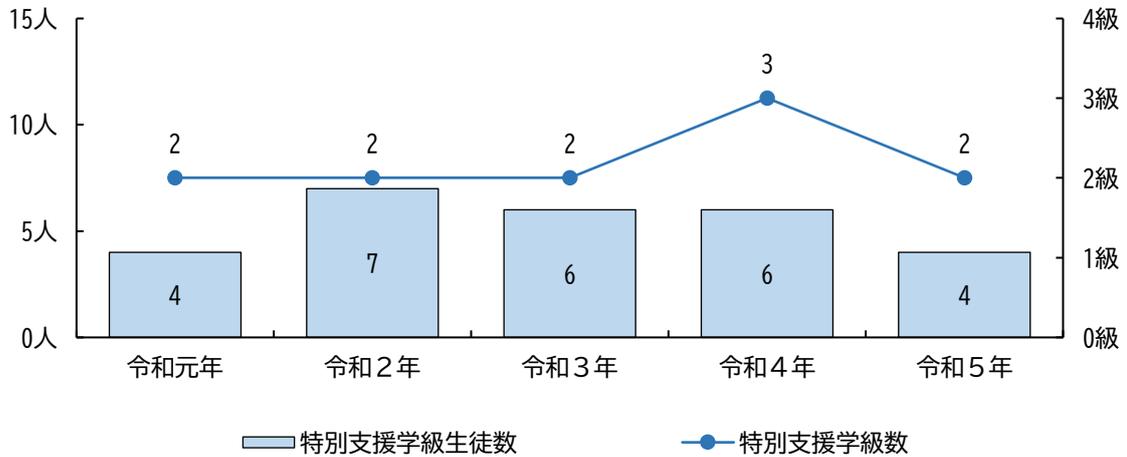
■ 小学校における特別支援学級数・特別支援学級児童数



資料：教育委員会資料（各年5月1日時点）

令和5年の小学校における特別支援学級児童数は14人で、特別支援学級数は3級となっています。令和元年以降の推移をみると、特別支援学級児童数は令和3年までは減少傾向にありましたが、令和4年に増加傾向に転じています。特別支援学級数は、横ばいとなっています。

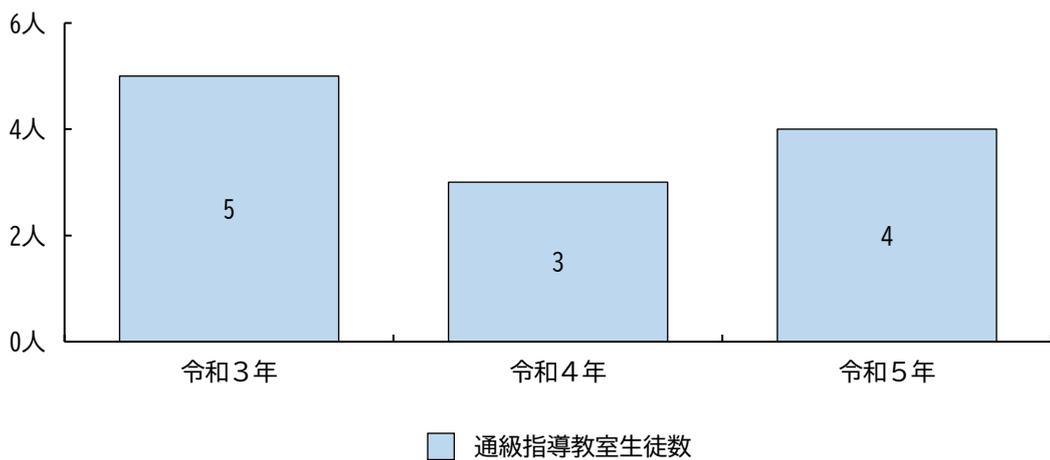
■ 中学校における特別支援学級数・特別支援学級生徒数



資料：教育委員会資料（各年5月1日時点）

令和5年の中学校における特別支援学級生徒数は4人で、特別支援学級数は2級となっています。令和元年以降の推移をみると、特別支援学級生徒数は令和2年をピークに減少傾向にあります。特別支援学級数は、令和4年に1級増加して3級となりましたが、令和5年には2級に減少しています。

■ 通級指導教室（中学校）における生徒数



資料：教育委員会資料（各年5月1日時点）

令和5年の通級指導教室（中学校）における生徒数は、4人となっています。令和3年以降の推移をみると、年によって増減するものの、4人前後で推移しています。

2 アンケート調査からみた障害のある人の現状

◆ 調査対象者：村内に住む身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳のいずれかの手帳または複数の手帳を所持している方 全員 306人

◆ 調査方法：郵送配布・郵送回収

◆ 調査期間：令和5年8月15日～令和5年10月5日

◆ 回収状況：

発送数	回収数	回収率	対象外・無効	有効回収率
306	171	55.9%	2	55.2%

◆ アンケート結果を読む際の注意事項：

- ・ 回答は設問の回答者数（n）を基数とした百分率（%）で示しています。
- ・ 百分率は小数点以下第2位を四捨五入して算出した。このため、百分率の合計が100%にならないことがあります。
- ・ 1つの設問に2つ以上答えられる“複数回答可”の場合は、回答比率の合計が100%を超える場合があります。
- ・ スペースの関係上、設問や選択肢の文言を省略している箇所があります。
- ・ 身体障害者手帳以外はサンプル数が少ないため、障害者手帳の種類別のグラフは掲載しますが、コメントはしていません。

◆ 回答者の属性（上段：人 下段：%）

性別	男性	女性	その他	回答したくない	無回答
169	89	75	-	3	2
100.0	52.7	44.4	-	1.8	1.2

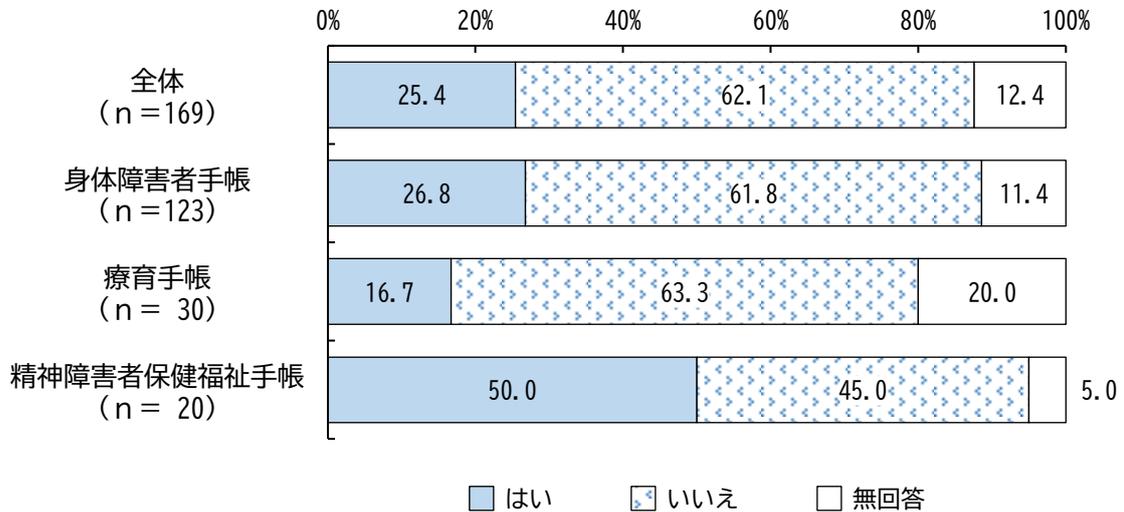
年齢	18歳未満	18～39歳	40～64歳	65～74歳	75歳以上	無回答
169	14	22	44	33	51	5
100.0	8.3	13.0	26.0	19.5	30.2	3.0

所持している障害者手帳	身体障害者手帳	療育手帳	精神障害者保健福祉手帳	ない	無回答
169	123	30	20	3	2
100.0	72.8	17.8	11.8	1.8	1.2

現在暮らしている場所	自宅	病院に入院中	福祉施設に入所中	グループホームなど	その他	無回答
169	155	6	3	3	1	1
100.0	91.7	3.6	1.8	1.8	0.6	0.6

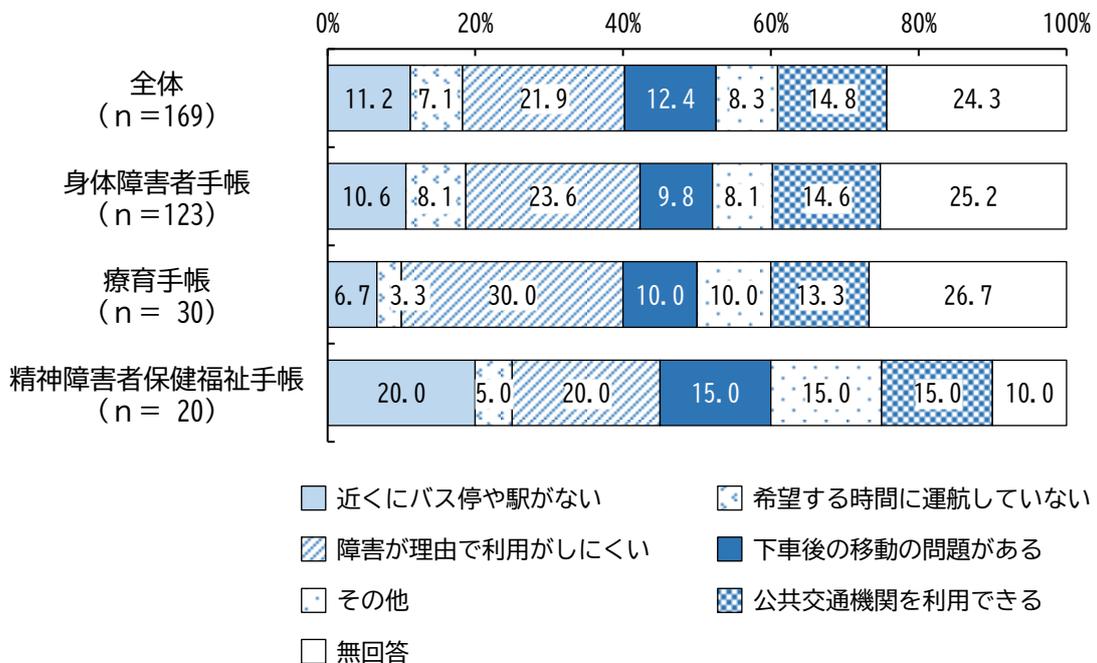
(1) 日常生活について

■ 移動に関する問題で外出などをあきらめたことがあるか（単数回答）



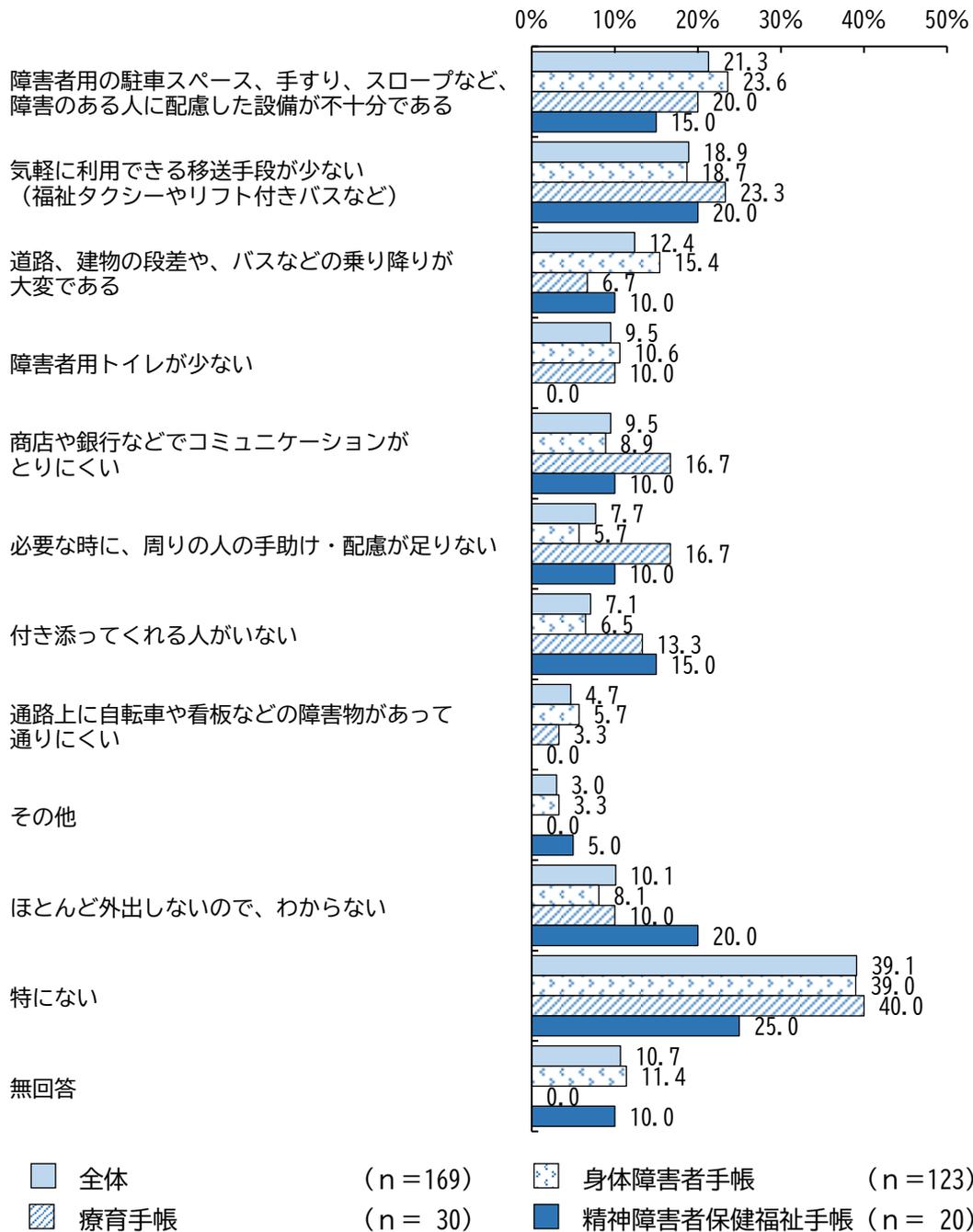
「いいえ」が62.1%、「はい」が25.4%となっており、約4人に1人が【移動に関する問題で外出などをあきらめたことがある】と回答しています。

■ 公共交通機関を利用できない主な理由（単数回答）



「障害が理由で利用がしにくい」が21.9%と最も多く、次いで「公共交通機関を利用できる」が14.8%、「下車後の移動の問題がある」が12.4%などとなっています。約5人に3人が、【何らかの理由で公共交通機関が利用できない】と回答しています。

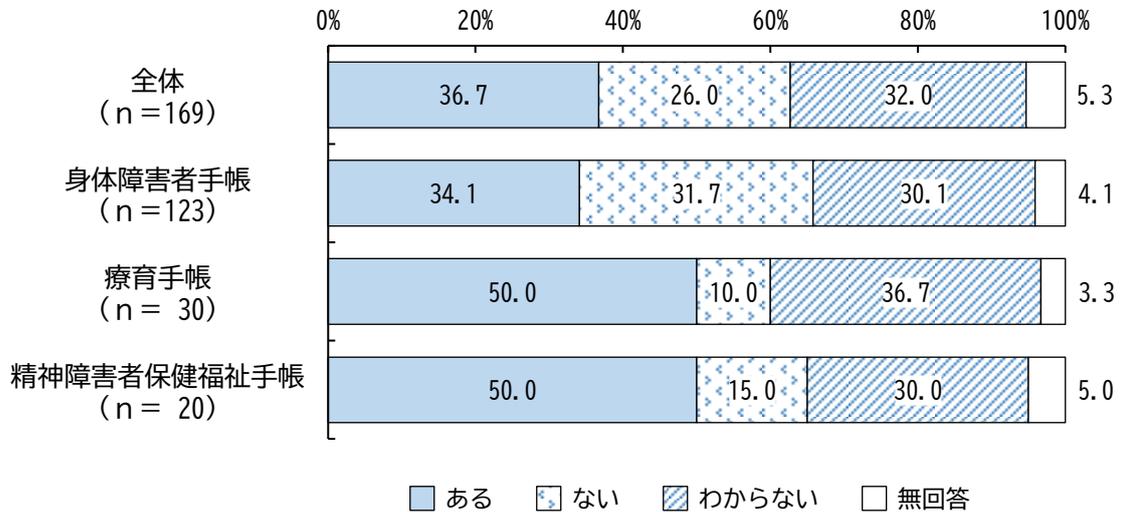
■ 外出する際に、忍野村内で困ったり、不便に感じたりすること（複数回答可）



「特になし」が39.1%と最も多く、次いで「障害者用の駐車スペース、手すり、スロープなど、障害のある人に配慮した設備が不十分である」が21.3%、「気軽に利用できる移送手段が少ない（福祉タクシーやリフト付きバスなど）」が18.9%などとなっています。約5人に2人が、【外出する際に、忍野村内で困ったり、不便に感じたりすることがある】と回答しています。

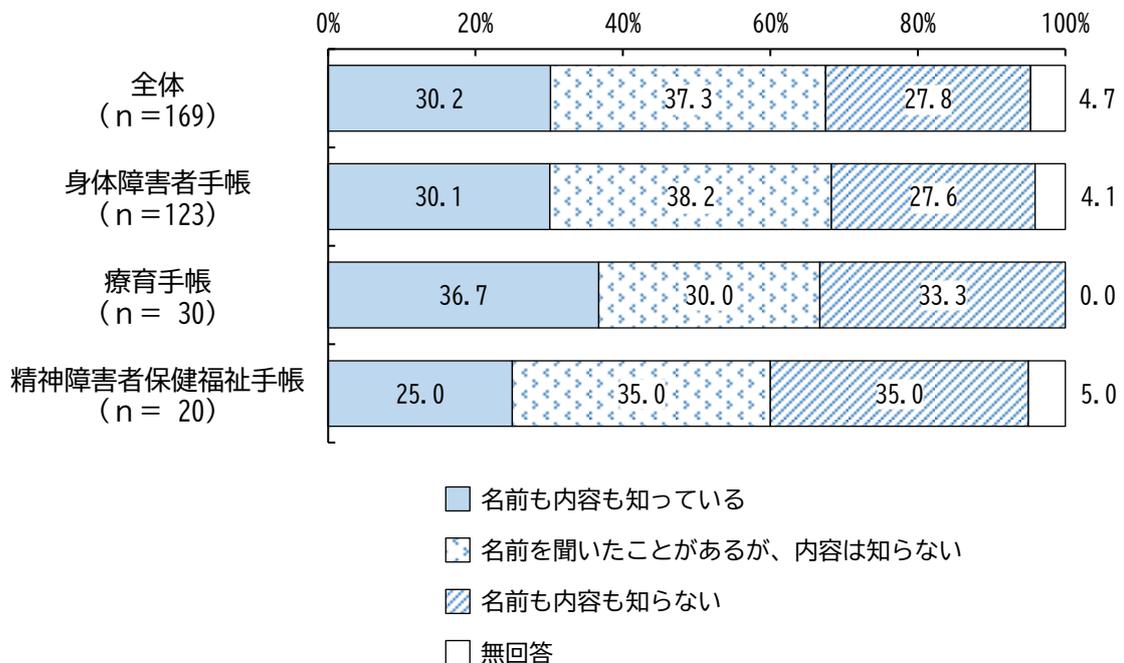
(2) 権利擁護について

■ 障害のある人への差別、偏見があると思うか（単数回答）



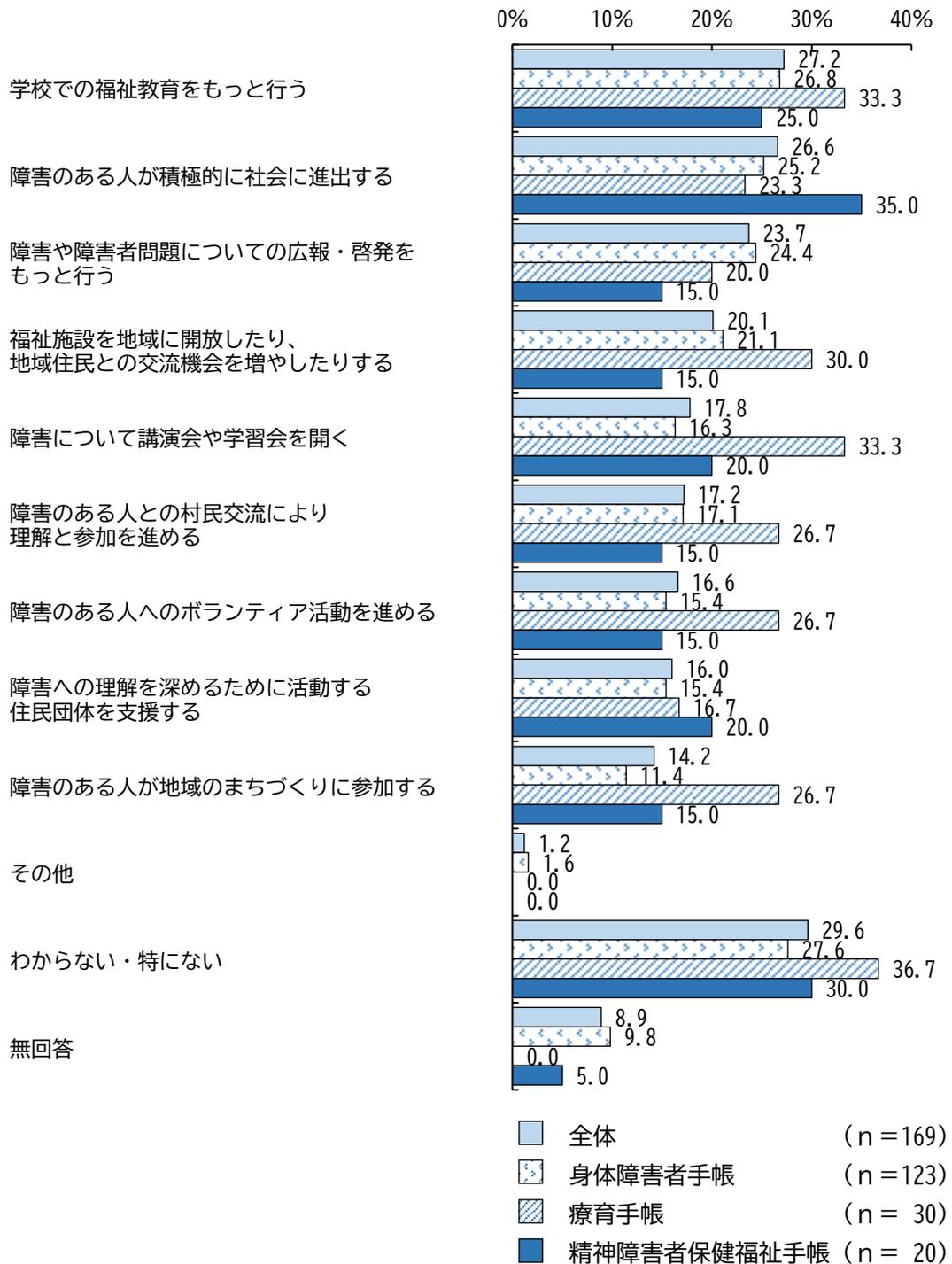
「ある」が36.7%と最も多く、次いで「わからない」が32.0%、「ない」が26.0%となっています。3人に1人以上が、【障害のある人への差別、偏見があると思う】と回答しています。

■ 成年後見制度の認知状況（単数回答）



「名前を聞いたことがあるが、内容は知らない」が37.3%と最も多く、次いで「名前も内容も知っている」が30.2%、「名前も内容も知らない」が27.8%となっています。3人に2人以上が、【成年後見制度の名前を知っている】と回答しています。

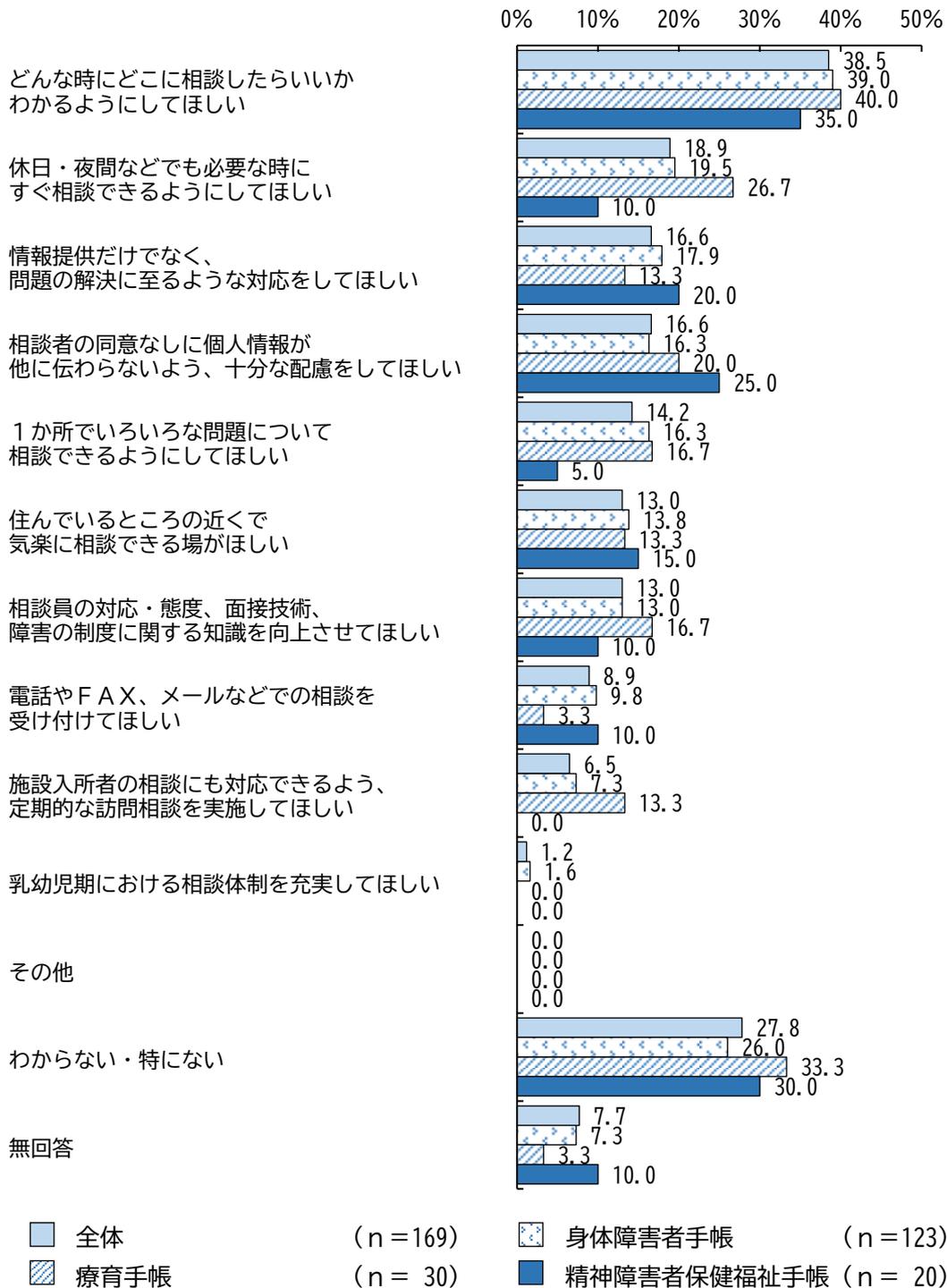
■ 村民が障害のある人への理解を深めるために必要だと考えること（複数回答可）



「わからない・特にない」が29.6%と最も多く、次いで「学校での福祉教育をもっと行う」が27.2%、「障害のある人が積極的に社会に進出する」が26.6%などとなっています。

(3) 相談体制について

■ 今後、福祉や生活に関する相談体制希望すること（複数回答可：3つまで）

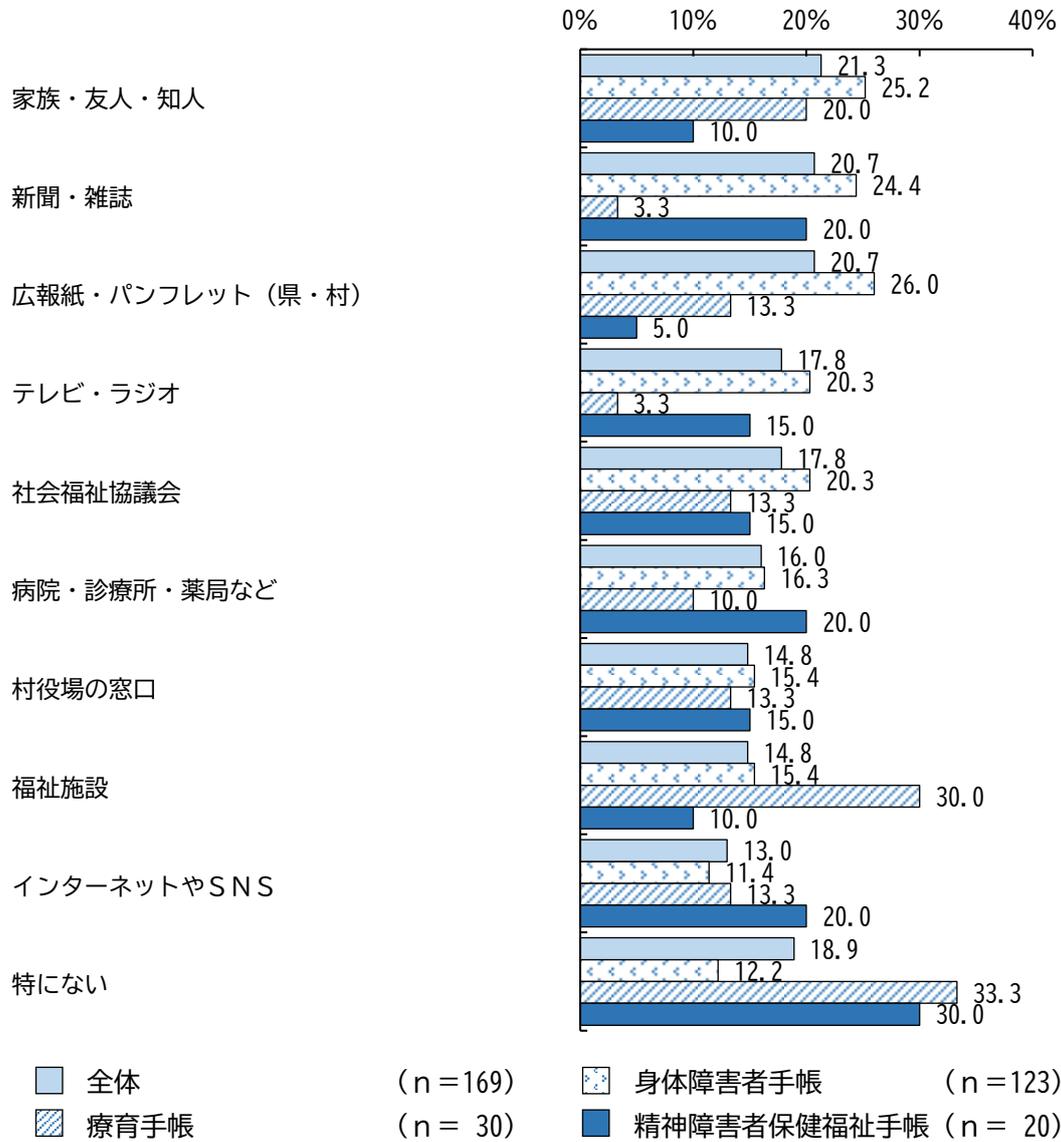


「どんな時にどこに相談したらいいかわかるようにしてほしい」が38.5%と最も多く、次いで「わからない・特にない」が27.8%、「休日・夜間などでも必要な時にすぐ相談できるようにしてほしい」が18.9%などとなっています。

(4) 情報収集について

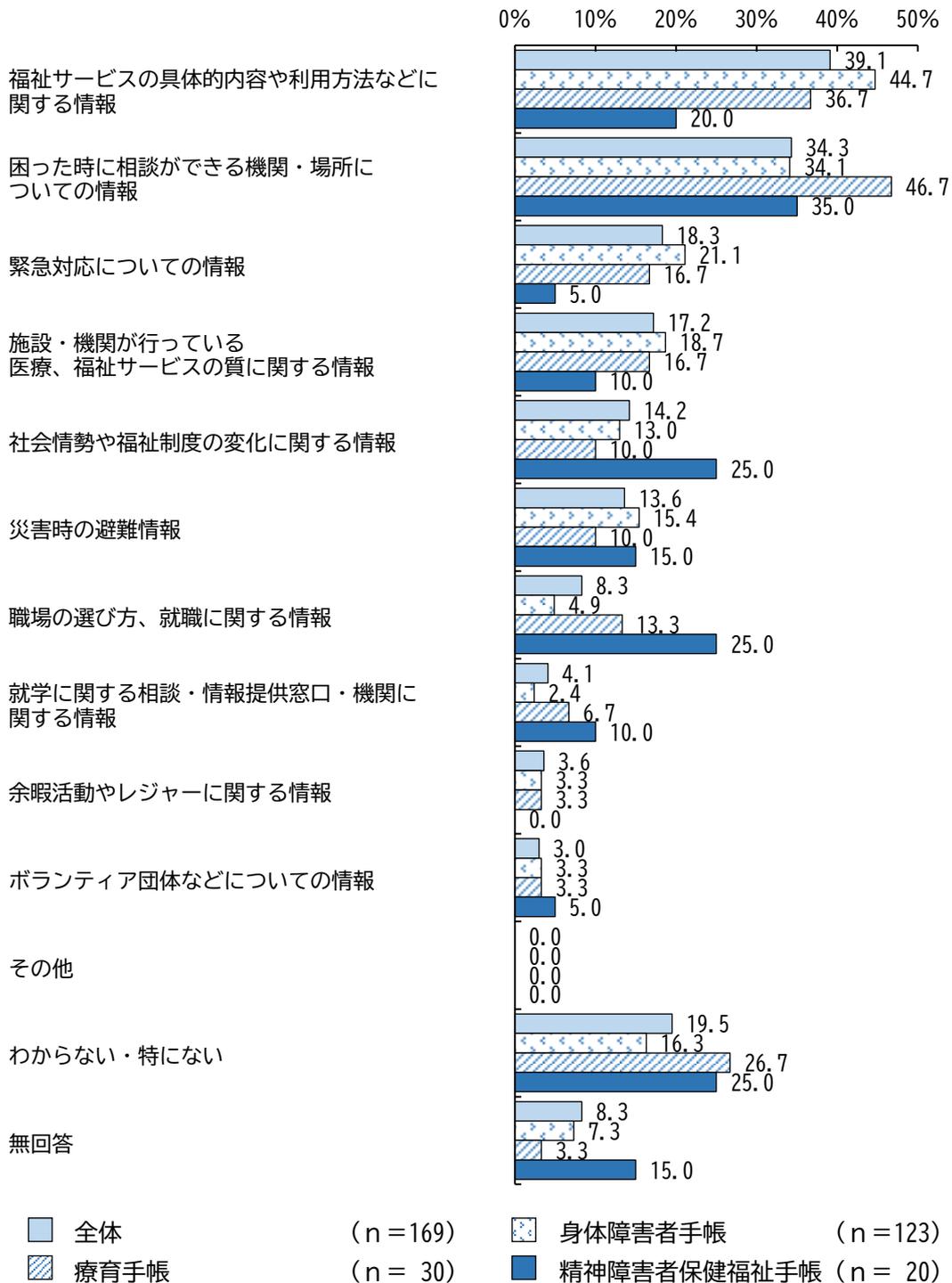
■ 福祉サービスに関する情報の主な入手方法 (複数回答可)

≪全体の上位10項目 ※無回答を除く≫



「家族・友人・知人」が21.3%と最も多く、次いで「新聞・雑誌」、「広報紙・パンフレット (県・村)」がそれぞれ20.7%、「特にない」が18.9%などとなっています。

■ 今後充実してほしい情報（複数回答可：3つまで）

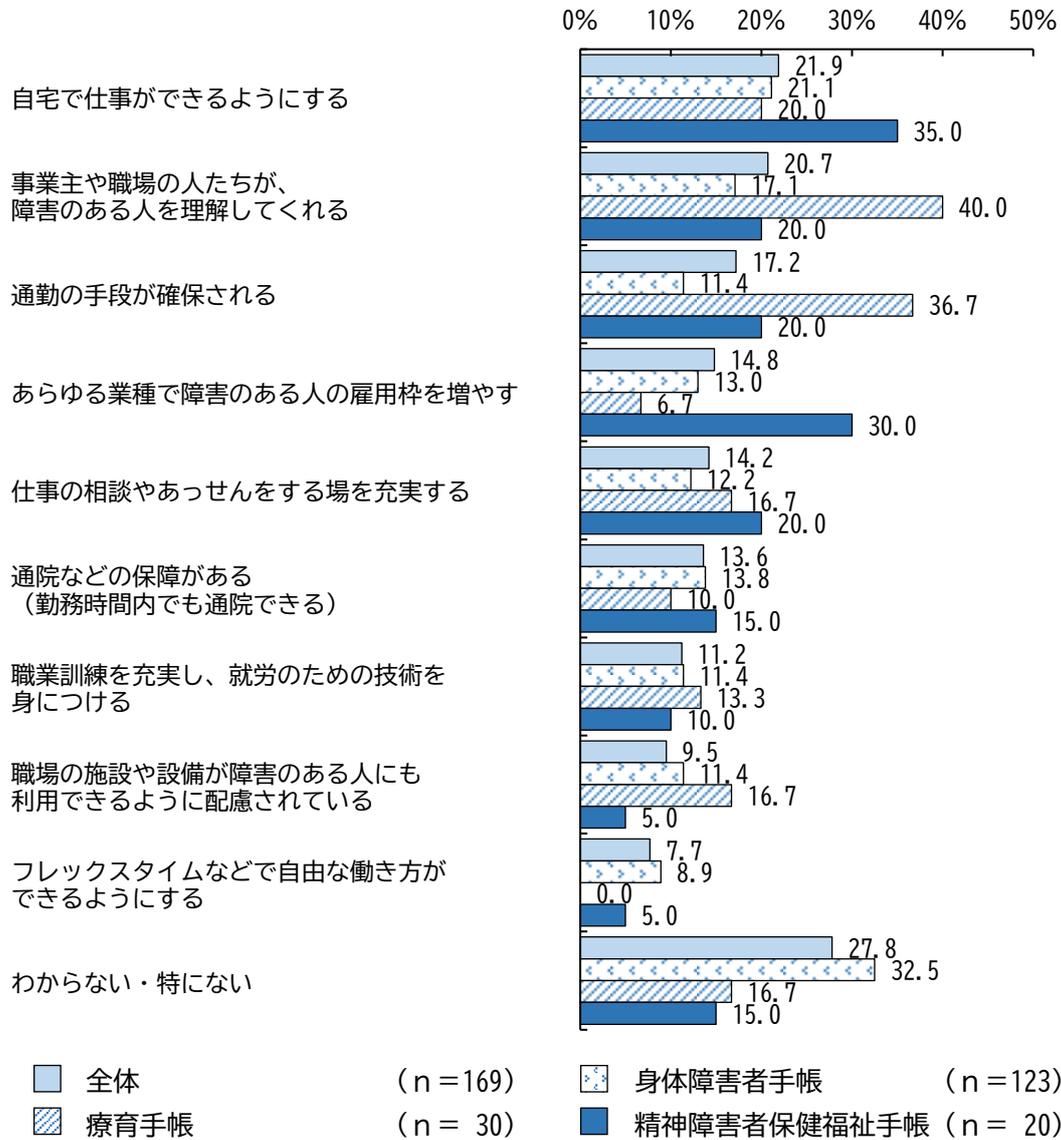


「福祉サービスの具体的内容や利用方法などに関する情報」が 39.1%と最も多く、次いで「困った時に相談ができる機関・場所についての情報」が 34.3%、「わからない・特になし」が 19.5%などとなっています。

(5) 就労について

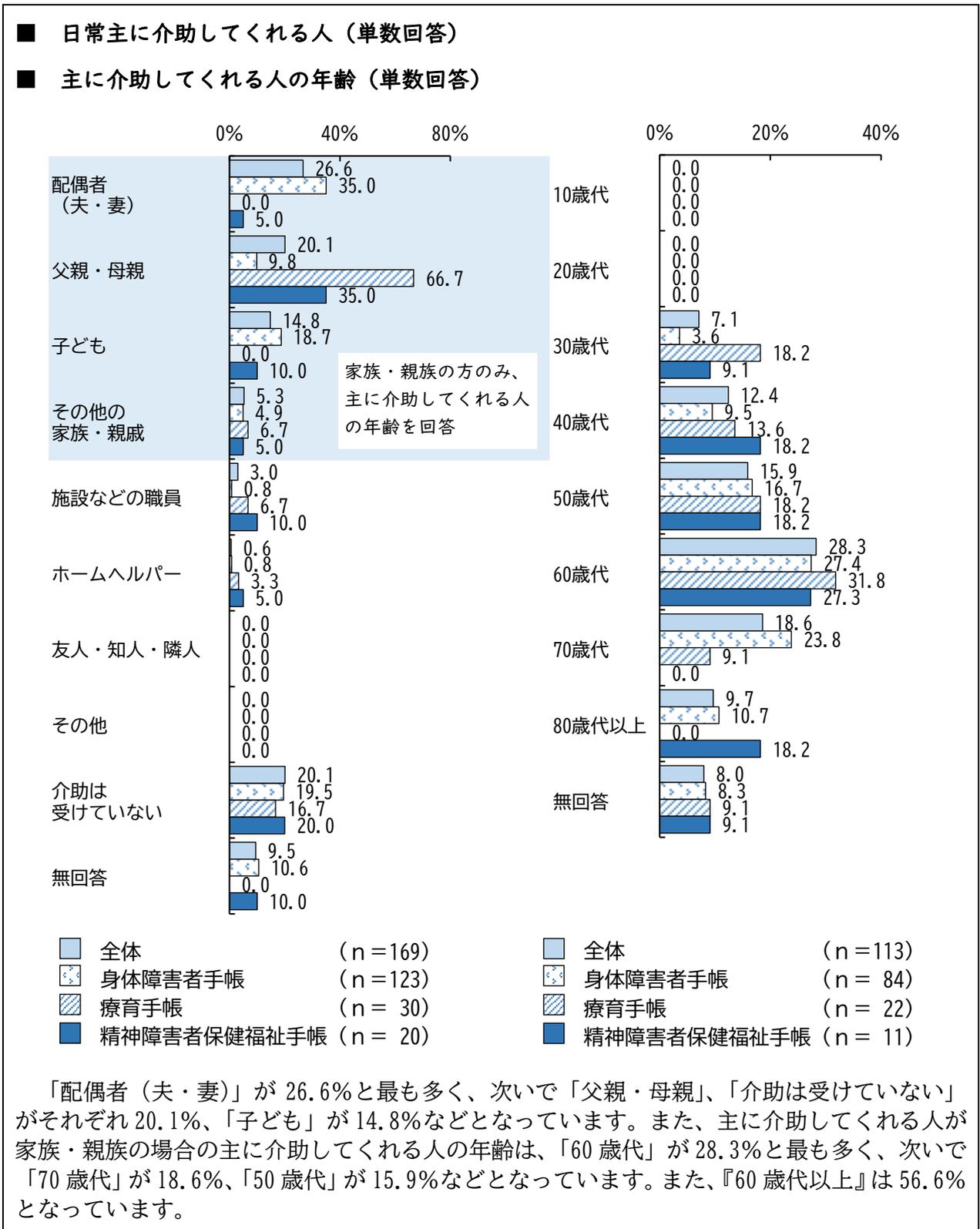
■ 障害のある人が働きやすくなるために、必要だと考える条件や環境整備（複数回答可：3つまで）

≪全体の上位10項目 ※無回答を除く≫



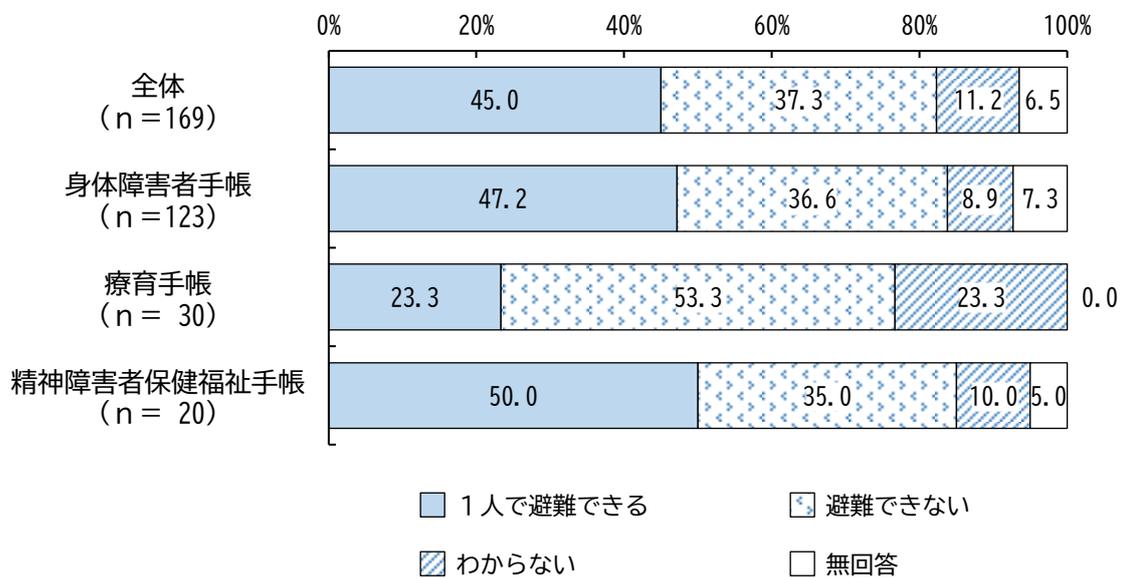
「わからない・特にない」が27.8%と最も多く、次いで「自宅で仕事ができるようにする」が21.9%、「事業主や職場の人たちが、障害のある人を理解してくれる」が20.7%などとなっています。

(6) 介助者について



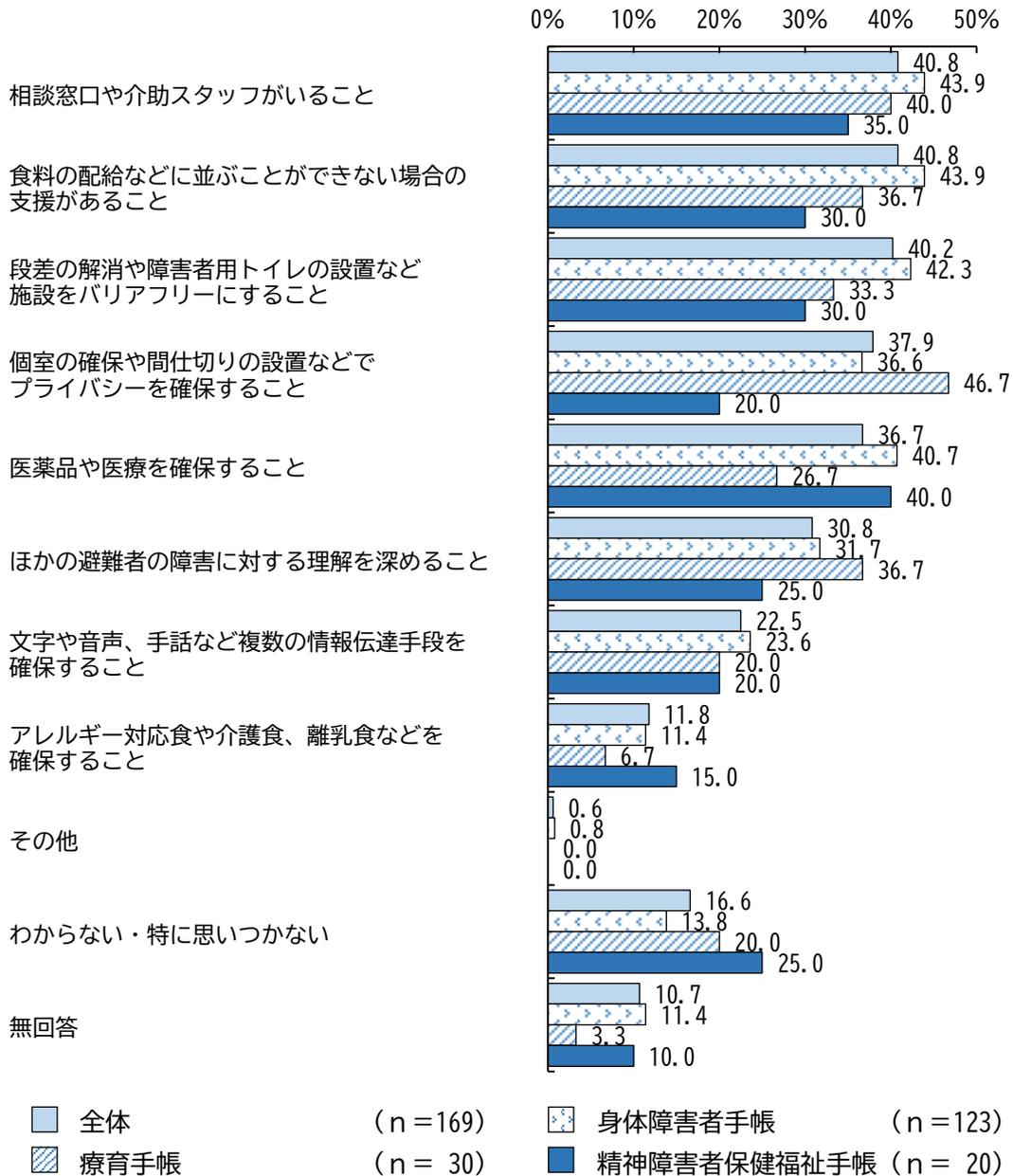
(7) 災害時のことについて

■ 災害などの緊急時の場合、1人で避難できるか（単数回答）



「1人で避難できる」が45.0%と最も多く、次いで「避難できない」が37.3%、「わからない」が11.2%となっています。3人に1人以上が、【緊急時に1人では避難できない】と回答しています。

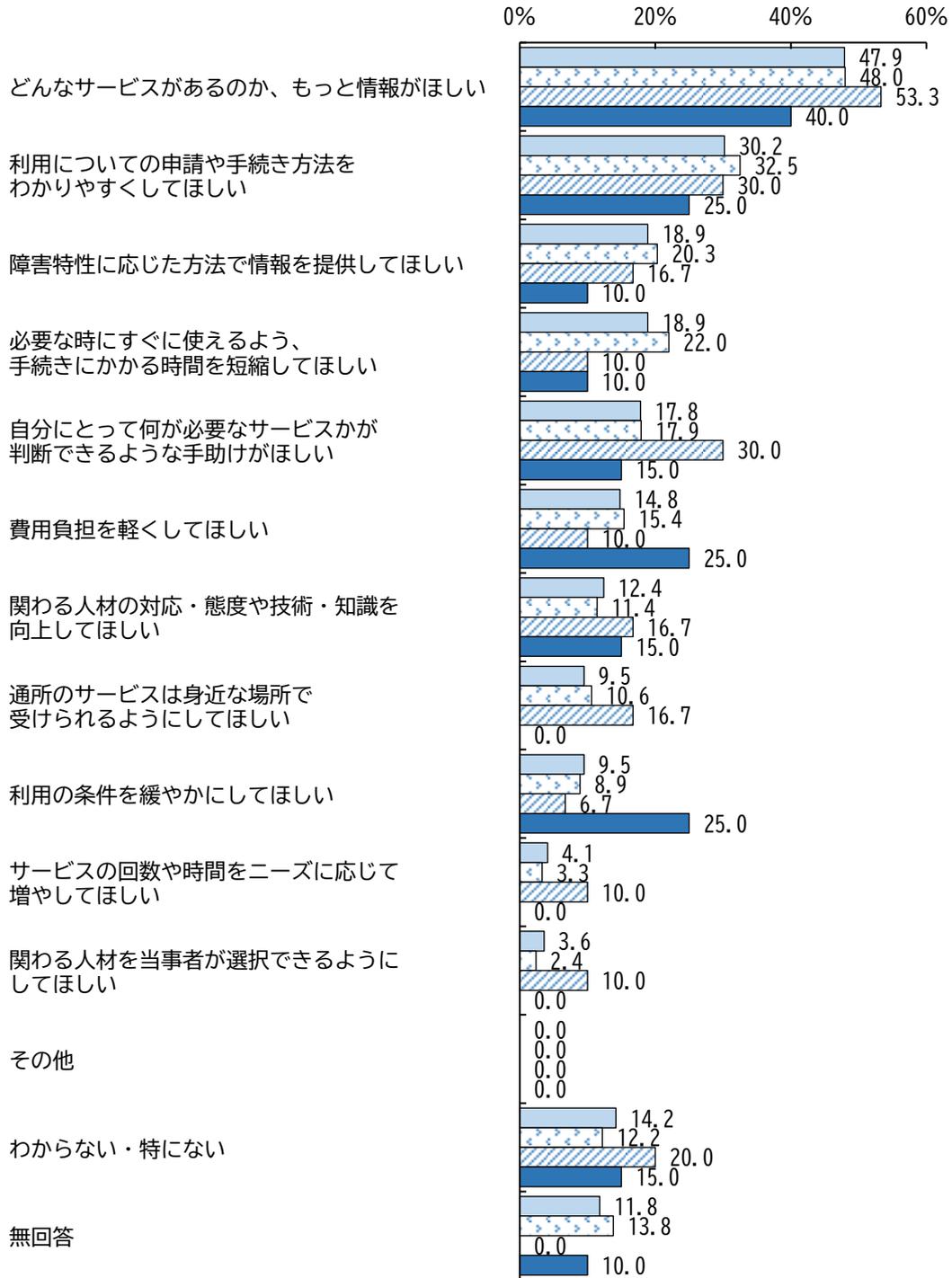
■ 特別な支援を必要とする人を受け入れる福祉避難所には必要だと思うこと（複数回答可）



「相談窓口や介助スタッフがいること」、「食料の配給などに並ぶことができない場合の支援があること」がそれぞれ40.8%と最も多く、次いで「段差の解消や障害者用のトイレの設置など施設をバリアフリーにすること」が40.2%、「個室の確保や間仕切りの設置などでプライバシーを確保すること」が37.9%などとなっています。

(8) 今後の取り組みについて

■ 今後、障害福祉サービスをより利用しやすくするために希望すること（複数回答可：3つまで）

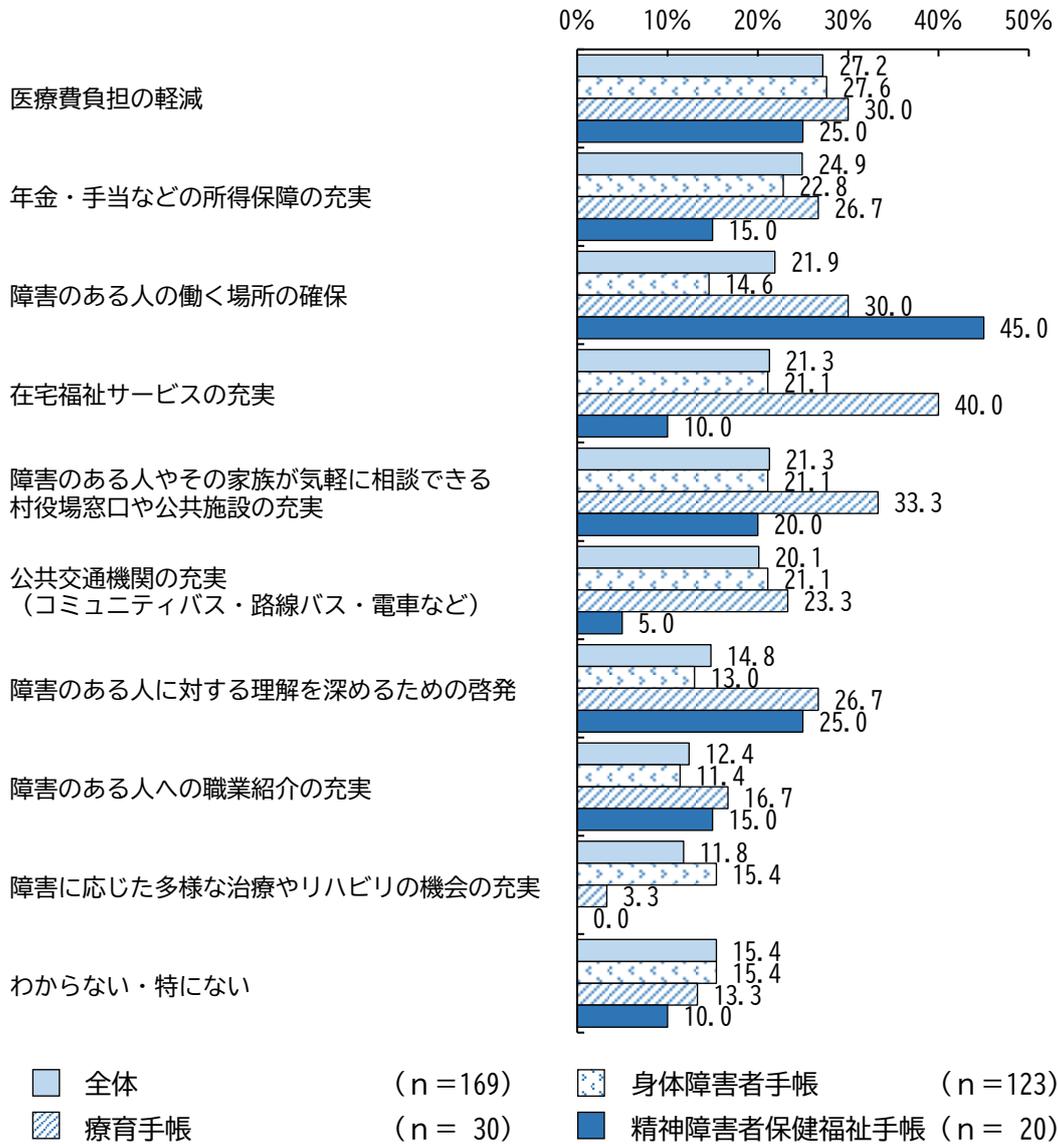


全体 (n=169)
 身体障害者手帳 (n=123)
 療育手帳 (n=30)
 精神障害者保健福祉手帳 (n=20)

「どんなサービスがあるのか、もっと情報がほしい」が47.9%と最も多く、次いで「利用についての申請や手続き方法をわかりやすくしてほしい」が30.2%、「障害特性に応じた方法で情報を提供してほしい」、「必要な時にすぐ使えるよう、手続きにかかる時間を短縮してほしい」がそれぞれ18.9%などとなっています。

■ 今後、忍野村に力を入れてほしい障害福祉分野（複数回答可：5つまで）

《全体の上位10項目 ※無回答を除く》



「医療費負担の軽減」が27.2%と最も多く、次いで「年金・手当などの所得保障の充実」が24.9%、「障害のある人の働く場所の確保」が21.9%などとなっています。

3 現行計画の評価

「第3次障害者計画」では、基本理念の実現に向け、以下の6つの基本目標を定め、様々な事業に取り組んできました。これまでの施策・取り組みに関して、担当課・担当係で自己評価を行い、課題等を整理しました。

計画期間中に新型コロナウイルスの感染拡大の時期を含むことから、感染防止に気をつけながらできる範囲での活動を継続してきたものの、施策によっては思うように推進できなかったものもありました。

なお、「第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画」はサービス事業量を表記する事業計画であるため、第5章においてサービスごとに当該計画期間の実績値を記載する形で評価しています。

基本目標 / (課題)	達成状況
基本目標1 理解しあう心が育ち、ともにささえあう地域づくり	ほとんど達成できなかった
(課題)・広報や啓発活動は実施していたが、理解の普及までは至らなかった。 ・新型コロナウイルスの感染予防のため、交流に関する事業はほぼできなかった。 ・虐待防止や差別解消に関しては、周知活動が不十分であった。	
基本目標2 一人ひとりの可能性を広げる療育・保育・教育の充実	達成できた
(課題)・療育・保育に関しては人材の確保に努め、医療ケア児の受入れも開始された。 ・特別支援学級が整備され、通常学級との交流も実施できた。 ・保健師と事業所の連携で、発達障害児への支援も実施できた。	
基本目標3 働く喜びと積極的な社会参加の促進	ほとんど達成できなかった
(課題)・村単体で行うにはマンパワーが不足しており、広域で取り組んでいく必要がある。 ・特定の方々への広報活動が多く、生涯学習やスポーツ活動の参加は推進できなかった。	
基本目標4 生涯を通じて健康で安心して暮らせる村づくり	達成できた
(課題)・乳幼児健診等で、障害の早期発見に努めている。 ・相談機関及び医療機関と連携して、育児不安の解消にも取り組んでいる。 ・重度障害者医療費助成、自立支援医療費ともに定着している。	
基本目標5 うるおいある地域生活を営むための支援の充実	ある程度達成できた
(課題)・保健福祉課、社会福祉協議会、民生委員等の連携により、相談体制は確立できているものの、村内には相談支援事業所がないため、近隣の市町村のサービス事業者を利用する状況が続いている。 ・ホームページの充実をはじめ、情報提供体制がまだ不十分である。	
基本目標6 安心して誰もが暮らしやすい生活環境の整備	ほとんど達成できなかった
(課題)・バリアフリーやユニバーサルデザイン化の周知自体が不足している。 (庁内複数の課の連携が必要) ・富士北麓圏域の広域の課題として、移動支援を行う事業所が不足している。 ・避難行動要支援者名簿の更新等は行われているが、障害のある人への防災対策は十分とは言えない。	

第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

**村民一人ひとりの人格を尊重し、
すべての人がささえあう地域共生の村**

本村は人口1万人未満の村で、全国的にみれば小規模な自治体にあたります。小規模な自治体であるメリットとして、行政と村民の距離が近いこと、また、村民同士の距離が近いことが挙げられます。実際に、行政は日常生活における村民の困り事に対して、速やかに、そして、親身に支援することに努めています。これは、障害福祉分野においても同じであり、障害の早期発見・早期治療に向けた取り組みや障害のある人の生活や就労・就学、社会参加等を支援しています。このような行政による支援は、障害のある人が住み慣れた地域で生活するために必要な支援です。しかし、障害のある人が住み慣れた地域で生活するためには、地域で暮らすすべての人が障害について正しく理解し、日常的な見守りや必要に応じた支援を行うことができる環境も同じくらい大切となります。特に本村は村民同士の距離が近いことから、障害についての正しい理解が進むことで、村民同士のささえあひも活発に行われると考えられます。そして、ゆくゆくは障害の有無に関係なく、同じ地域・村で暮らす者として互いを尊重し、ささえあって生活を送ることができるようになることを目指します。そこで、本計画の基本理念を「村民一人ひとりの人格を尊重し、すべての人がささえあう地域共生の村」に設定します。

また、この基本理念の達成に向けて、下記3つの基本目標を設定します。

基本目標1 お互いに理解・尊重しあい、安心・安全な暮らしができる村づくり
(啓発／福祉教育・福祉活動／差別解消・虐待防止／生活環境／防災・防犯)

基本目標2 住み慣れた地域で、うるおいある地域生活ができる村づくり
(保健・医療／生活支援・福祉サービス／相談・情報提供)

基本目標3 自分らしく学び、働き、社会に参加できる村づくり
(療育・教育／就労支援／社会参加／スポーツ・文化芸術活動)

2 施策の体系

村民一人ひとりの人格を尊重し、すべての人がささえあう地域共生の村

基本目標1 お互いに理解・尊重しあい、安心・安全な暮らしができる村づくり (啓発／福祉教育・福祉活動／差別解消・虐待防止／生活環境／防災・防犯)

- | | |
|-------------------------------|----------------|
| ①障害のある人への理解のための広報・啓発 | ②福祉教育の充実 |
| ③交流機会の充実 | ④地域交流の促進 |
| ⑤ボランティア活動の推進 | ⑥コミュニケーション支援 |
| ⑦虐待の防止 | ⑧差別の解消 |
| ⑨障害者の権利擁護の推進 | ⑩地域ネットワーク体制の確立 |
| ⑪居住環境の整備 | ⑫地域生活移行支援の推進 |
| ⑬公共的施設等のユニバーサルデザイン・バリアフリー化の促進 | |
| ⑭民間施設のユニバーサルデザイン・バリアフリー化の促進 | |
| ⑮移動支援の充実 | ⑯防災対策の推進 |
| ⑰緊急通報システム等緊急通報制度の普及 | ⑱防犯対策の推進 |

基本目標2 住み慣れた地域で、うるおいある地域生活ができる村づくり (保健・医療／生活支援・福祉サービス／相談・情報提供)

- | | |
|--------------------|-------------------|
| ①障害発生の予防と早期発見・早期治療 | ②育児不安の解消と正しい知識の普及 |
| ③適切な保健・医療の提供 | ④医療費助成の継続 |
| ⑤相談体制の充実 | ⑥居宅者への障害福祉サービスの充実 |
| ⑦情報提供体制の拡充 | ⑧IT機器の利用促進 |
| ⑨各種制度の利用促進 | ⑩難病患者の在宅福祉サービスの推進 |

基本目標3 自分らしく学び、働き、社会に参加できる村づくり (療育・教育／就労支援／社会参加／スポーツ・文化芸術活動)

- | | |
|---------------|-----------------------|
| ①早期療育の推進 | ②障害児保育の充実 |
| ③就学期における教育の推進 | ④発達障害児への支援 |
| ⑤雇用への理解・促進 | ⑥一般就労への支援 |
| ⑦福祉的就労の充実 | ⑧社会活動、余暇活動に関する情報提供の充実 |
| ⑨生涯学習・文化活動の推進 | ⑩スポーツ・レクリエーション活動の推進 |
| ⑪選挙権の行使に関する支援 | |

第4章 施策の展開（第4次障害者計画）

**基本目標1 お互いに理解・尊重しあい、安心・安全な暮らしができる村づくり
（啓発／福祉教育・福祉活動／差別解消・虐待防止／生活環境／防災・防犯）**

障害のある人が住み慣れた地域で暮らし続けるためには、地域で暮らす人が障害について正しい理解を深め、障害のある人への日常的な見守りや必要に応じた支援を行うことができる環境が最も大切となります。過去には他者と違うことを理由に障害のある人が差別的な扱いを受けてきた歴史があり、残念なことに現在でもその差別的な扱いが完全に撤廃されたとは言い切れません。現在では、少しずつ障害についての理解が広がり、障害のある人も障害のない人と同じように生活ができるよう、必要な支援や取り組みが行われています。令和6年4月からは、行政機関等だけではなく、事業者（企業や商店など）にも障害のある人への合理的配慮を行うことが義務化され、これまで以上に障害のある人が買い物や外食、余暇活動等を行いやすくなります。これからは、このような取り組みが広がり、誰もが自然に障害のある人への配慮ができることが求められるようになります。また、障害のある人は、障害の種類や程度によって災害や犯罪の被害に遭いやすくなることから、日頃からコミュニケーションや支援体制の充実を図り、有事に備えることも重要です。

主要施策・取り組み

①障害のある人への理解のための広報・啓発

- ・ 障害の有無に関わらず、相互に人格と個性を尊重し合える地域共生社会の実現を目指して、障害に関する村民の理解を促進するために、毎年12月3日から9日の「障害者週間」に合わせて、広報おしのや村のホームページ等の様々な媒体を通して、効果的な啓発活動を継続的に進めます。
- ・ 特に、これまで理解が十分でない発達障害や精神障害及び高次脳機能障害については、正しい知識と理解の普及に努めます。

②福祉教育の充実

- ・ 基幹相談支援センター、社会福祉協議会、学校（教育委員会）、地域との連携により、小・中学生を対象に障害福祉に関する教育の場の提供に努め、小・中学校で福祉の教育やボランティア活動を促進します。
- ・ 障害理解について、すべて村民が十分な理解と認識を深められるよう、社会教育、生涯学習等の幅広い場での学習会を積極的に活用します。

③交流機会の充実

- ・ 役場内の関係部署及び関係機関等と連携し、障害のない人が障害のある人の経験したバリアの体験や、障害のある人の体験談の講演等の開催を検討します。

④地域交流の促進

- ・ 地域における様々な行事において、障害のある人とない人が交流できる機会を設置するとともに、それぞれの参加を促進するための周知に努めます。
- ・ 地域行事等の企画にあたっては、障害のある人の参画を促進するとともに、障害のある人も参加できるように会場配置等の配慮を働きかけます。

⑤ボランティア活動の推進

- ・ ボランティア活動を行う意欲のある団体に対して、社会福祉協議会と連携をとりながらボランティア活動についての適切な情報の提供や、物品の貸し出しを検討するなど、活動の支援を行います。
- ・ 地域共生社会の考えに基づき、障害者自身にも可能なボランティア活動への参加を働きかけ、社会活動ができるように支援します。

⑥コミュニケーション支援

- ・ 防災や防犯の意味も含め、日頃の地域のつながりを深めるため、地域における障害のある人の把握に努めるとともに、地域コミュニティ活動の支援を図ります。
- ・ 障害によりコミュニケーションが困難である人に対して、朗読ボランティアやガイドヘルパー等の派遣体制を整えていきます。

⑦虐待の防止

- ・ 障害者虐待防止法に基づき、福祉保健課内に設置している障害者虐待防止センターの機能及び関係機関と連携を強化し、虐待防止についての取り組みを実践します。
- ・ 虐待防止に関する通報や相談等についての広報や普及啓発を継続的に行っていきます。

⑧差別の解消

- ・ 「障害者差別解消法」に規定される基本方針に基づき、役場については合理的配慮の提供体制の確保に努めます。
- ・ 地域における合理的配慮の提供や身近な差別の解消を促進するため、村民や事業者等に対して、障害者差別解消法の理念や制度等の周知を継続的に行っていきます。
- ・ 差別や不当な扱いを受けた障害者が適切な支援が受けられるよう、相談体制の充実を図ります。

⑨障害者の権利擁護の推進

- ・ 障害のある人の人権を擁護し、自己決定を尊重するための成年後見制度の周知に努め、制度が必要な人の利用を促進します。
- ・ 県社会福祉協議会が実施している福祉サービスの利用や日常的な金銭管理等を援助する日常生活自立支援事業の周知を図り、利用を促進します。

⑩地域ネットワーク体制の確立

- ・ 障害者団体、ボランティア、NPO団体等と、保健・医療・福祉・教育等の関係団体及び広域圏域の市町村で、地域のネットワークのさらなる充実に努め、相互の理解を深めます。
- ・ 様々な角度で障害のある人への地域における支援を図れるよう、ネットワーク体制の構築に努めます。

⑪居住環境の整備

- ・ 障害のある人や高齢者が安心して地域で生活することができるよう、役場内の関係各課で連携し、住まいに関する相談を行うとともに、バリアフリー化の情報提供を行います。
- ・ バリアフリー化のための住宅改造等を行う際の貸付金制度について、利用促進を図ります。

⑫地域生活移行支援の推進

- ・ 障害のある人のニーズの動向、地域におけるバランス等を考慮しながら、施設入所から地域生活への移行を実現するために必要となる居住系サービス等の整備を、富士北麓圏域6市町村との連携のもと促進します。
- ・ 精神障害の人にも対応した地域包括ケアシステムの構築を検討します。

⑬公共的施設等のユニバーサルデザイン・バリアフリー化の促進

- ・ 公共的な施設においては、新規建築物の他、既存の公共施設のバリアフリー化の促進を図り、障害のある人が自らの意思で自由にかつ容易に社会経済活動に参加することができるよう、役場の関係各課が連携して、福祉のまちづくりを推進します。
- ・ 公共施設の整備等の際には、障害のある人の意見を聞く場を設けるなど、障害のある人の視点に立ったまちづくりを推進します。
- ・ 視覚障害のある人や車いす利用者等の移動の妨げとなる路上放置物や違法駐車等の排除について注意・指導の徹底を図ります。
- ・ 歩行空間や施設の設備等におけるバリアフリー化・ユニバーサルデザイン化を計画的に推進します。

⑭民間施設のユニバーサルデザイン・バリアフリー化の促進

- ・ 役場の関係各課が連携して、「山梨県障害者幸住条例（平成27年度改正）」に基づき、民間の施設において施設の老朽化に伴う建て直しや新たな施設設置の場合には、ユニバーサルデザインの考え方を取り入れた設置を進めるように働きかけるとともに、既存の施設におけるバリアフリー化について働きかけます。

⑮移動支援の充実

- ・ 障害のある人が気軽に外出できるよう、タクシーの助成やガイドヘルプ等の移動支援内容について検討します。
- ・ 低床バスの推進をはじめとする公共交通機関の充実を働きかけます。
- ・ 移動支援については、富士北麓圏域としても課題であるため、広域的な課題として取り組んでいきます。

⑯防災対策の推進

- ・ 火災報知機や自動消火器、聴覚障害者用通信装置等の防災関連の日常生活用具の利用促進を図ります。
- ・ 災害が発生した際、地域の人々の協力で安全に避難できる体制について検討します。
- ・ 災害などの緊急事態に備えて、障害のある人の所在・要援護の状況等を、個人情報保護・プライバシーに配慮しつつ的確に把握する体制を整備するため、避難行動時要支援者名簿の整備及び更新と活用を図ります。
- ・ 災害時、障害のある人に必要な生活必需品について、障害者団体と協議して避難所への備蓄や円滑な使用を図ります。
- ・ 地域の自主防災組織や民生委員・児童委員等の地域住民による見守りなど、地域と連携しながら避難支援体制の確立を平常時から図ります。

⑰緊急通報システム等緊急通報制度の普及

- ・ 緊急時にいつでも対応できるよう、消防署と連携して、緊急通報システムを推進するとともに、FAX等による消防・警察機関への緊急通報制度の普及を図ります。

⑱防犯対策の推進

- ・ 振り込め詐欺などの特殊詐欺事件や悪徳商法が近年増加の一途を辿り、新たな手法も発生するなか、被害を未然に防止するための消費者教育や広報活動を推進します。
- ・ 地域において、すべての人が、安心・安全に暮らすことができるよう、地域の人々の協力によってつくる防犯体制の支援・指導に努めます。

基本目標2 住み慣れた地域で、うるおいある地域生活ができる村づくり**（保健・医療／生活支援・福祉サービス／相談・情報提供）**

障害は、早期に適切な医療につながることで、症状の進行を抑えたり、本人や家族の負担を軽減したりすることができます。しかし、見た目ではわかる障害ばかりではないため、障害の発見が遅れてしまうこともあります。障害を早期発見するためには、健康診断等において障害のリスクとなる疾病や異常を見つけ、専門医につながるということが重要となります。また、障害と診断された後には、障害の特性に応じた保健・医療が適切に提供される必要があります。そして、保健・医療の他にも、障害のある人の中には障害福祉サービスを利用している人もおり、障害福祉サービスを利用することによって障害による不便を解消したり、日中の居場所を確保したりしています。このような人にとって障害福祉サービスは生活の一部であることから、障害福祉サービスの質が生活の質を左右することになります。そのため、一人ひとりのニーズに応じた障害福祉サービスが提供できるよう、障害福祉サービスの充実や人員確保に努めなければなりません。さらに、障害のある人があらゆる事柄について相談できる場や障害の特性に応じた情報収集手段を確保する等、障害のある人を様々な面からささえていく取り組みが行政には求められています。

主要施策・取り組み**①障害発生の予防と早期発見・早期治療**

- ・ 妊産婦や乳幼児をもつ保護者に対して、障害の早期発見の必要性について理解を促します。
- ・ 出生時、幼年期、青年期、壮年期、中年期、高齢期までのそれぞれのライフステージに対応する一貫した保健支援体制を一層充実させ、障害や疾病の発生予防、早期発見に努めます。

②育児不安の解消と正しい知識の普及

- ・ 相談機関と医療機関の連携を強化し、寄り添った支援体制に努め、育児不安の軽減を図ります。
- ・ 家庭内の事故等を未然に防ぐための啓発活動の実施を検討します。

③適切な保健・医療の提供

- ・ 障害の特性に応じて、保健・医療に関する適切な提供体制の充実を図るため、マンパワーの確保に努めるとともに、コミュニケーションをとることを不得手とする障害のある人にも安心して受診できる環境を整備します。
- ・ 関係機関と連携を図りながら、障害のある人の障害の程度や健康状態を常に把握し、適切な医療を必要とときに提供することができる「かかりつけ医」の普及を図ります。
- ・ 精神保健対策としては、山梨県や富士・東部保健所等の関係機関との連携をとり、訪問指導や保健相談等をきめ細かく対応します。

④医療費助成の継続

- ・ 重度障害者医療費助成事業などの公的助成事業を継続します。
- ・ 日常の健康管理を推進するために、保健・医療・福祉体制の充実を図ります。
- ・ 自立支援医療事業も継続して実施し、今後も適切な医療を受けるための自己負担額の軽減を図ります。

⑤相談体制の充実

- ・ 障害のある人に、地域におけるきめ細かい対応を図るとともに、必要に応じて専門機関につなげることができるよう、保健福祉センター、障害者団体、サービス提供事業者、民生委員・児童委員及び教育関係機関など、関係各機関及び相談機関相互の連携を強化し、相談体制の充実に努めます。
- ・ 相談から福祉サービス等の適切な支援まで、申請、手続き等が相談者の大きな負担とならないよう、行政、相談支援センターの役割を明確にするとともに、相互連携による一元化された相談窓口の周知に努めます。
- ・ 障害のある人の総合的・継続的なケアが適切かつ円滑に行えるよう、人材確保やケアマネジメントの仕組みづくりなど、相談支援体制の充実に働きかけ、相談支援事業所の村内への設置を目指します。

⑥居宅者への障害福祉サービスの充実

- ・ 基幹相談支援センター等と連携しながら、障害のある人が必要なサービスを受けられるよう、各サービスの周知に努めます。
- ・ 継続性も重視しながら、障害のある人のニーズに沿った障害福祉サービスの提供を図ります。
- ・ 村内に事業所がないサービスに関しては、必要に応じて広域的な連携によるサービス提供できる体制を構築します。

⑦情報提供体制の拡充

- ・ 視覚障害や聴覚障害のある人を中心に、既存のコミュニケーション手段の利用促進を図ります。
- ・ 新たな技術を導入するなど、障害の特性やニーズに合わせて必要な手段の充実に努めるよう、情報提供体制の見直しを行います。

⑧IT機器の利用促進

- ・ 情報アクセシビリティの観点より、インターネット、電子メール、携帯電話等のIT機器の活用による便宜性について周知を図り、利用促進に努めます。

⑨各種制度の利用促進

- ・ 各種年金や手当の支給、医療費の助成、施設利用の減免、公共交通機関の運賃の割引等の各種の制度について、村のホームページや村独自のパンフレット等を通じて、利用促進を図ります。
- ・ 障害のある人が福祉サービスを十分に理解してサービスを有効に活用できるよう、制度の周知を図るとともに、障害者手帳の取得を促進します。

⑩難病患者の在宅福祉サービスの推進

- ・ 障害者の範囲に難病患者が加わったこと及び対象となる疾病が拡大したことの周知を継続的に行い、難病患者が必要としている障害福祉サービス等の利用促進に努めます。
- ・ 難病患者の介護者への支援に努めます。

基本目標3 自分らしく学び、働き、社会に参加できる村づくり**(療育・教育／就労支援／社会参加／スポーツ・文化芸術活動)**

障害のある人の中には、障害のない人と同じように学校に通ったり、働いたり、余暇活動や地域活動を楽しんでいる人も大勢います。一方で、障害の程度によっては身体活動が著しく制限されたり、医療的な支援を必要としたりすることを理由に、活動等への参加を諦めてしまう人もいます。しかし、障害があったとしても、社会で様々な経験をする機会が奪われることはあってはなりません。例え障害のない人と完全に同じ活動はできなくても、一緒に活動することで他者との協力やコミュニケーション等を学ぶことができたり、新たな交友関係が生まれたりします。また、障害のない人も、障害についての理解を深めることができます。そのため、障害のある人でも様々な活動等に参加できるよう、学校や企業等はできる限り配慮しなければなりません。まずは本人や家族との対話を通してニーズの把握に努めるとともに、そのニーズに対応するためにできることを提案する必要があります。ニーズに対応するために行政の支援が必要な場合には、行政も支援を行います。そして、いずれは障害の有無に関係なく、すべての人が社会の一員として活躍できるよう、行政や学校、企業等が協力しながら、万全な受け入れ体制を整える必要があります。

主要施策・取り組み**①早期療育の推進**

- ・ 発達に課題のある乳幼児や障害のある子どもをもつ保護者の療育に関する不安の解消を目的とし、関係機関との連携を強化し、療育相談の充実を図ります。
- ・ 乳幼児期から一貫した支援体制がとれるよう、保健・福祉・教育等の関係機関と連携を図ります。

②障害児保育の充実

- ・ 加配の保育士や幼稚園教諭を含め、必要とされる人材の確保に努め、保育所や幼稚園における障害のある子どもの受け入れを充実させます。
- ・ 障害児保育に従事する保育所や幼稚園の保育士等に研修や講習等を継続的に行い、資質の向上に努めます。
- ・ 障害のある子どもをもつ保護者からの相談に対するカウンセリング機能の充実を図るとともに、関係機関との連携に努めます。

③就学期における教育の推進

- ・ 障害のある児童生徒一人ひとりの状態に合わせた指導を行うため、障害種別に応じた特別支援学級の整備に努めます。
- ・ インクルーシブ教育の一環として、特別支援学級と通常学級との交流を行い、相互理解を深める交流教育を推進します。
- ・ 障害の重度化・重複化、発達障害等に応じた多様な教育を充実させるため、有効な支援体制を整えるとともに、教職員に対する専門性と資質を高めるための取り組みを推進します。
- ・ 特別支援学校卒業者の多様な進路の確保を図るため、学校と行政の連携を強化します。
- ・ 障害のある子どもの家庭の負担を軽減するための、日中一時支援や放課後等デイサービスの支援内容の充実について、事業所に働きかけます。

④発達障害児への支援

- ・ 保育・教育・福祉・医療をはじめとする関係機関との連携を強化し、ネットワークを構築して、学習障害（LD）や注意欠陥／多動性障害（ADHD）等の発達障害の早期発見に努めるとともに、発達に応じた適切な支援が受けられる体制づくりに努めます。

⑤雇用への理解・促進

- ・ 国、県や関係機関と連携して、障害のある人の社会的自立と社会参加を促進するために、村内の事業所等へ障害のある人の雇用の拡大を要請します。
- ・ 職業相談や各種助成制度等の周知を図るなど、啓発活動を推進します。
- ・ 障害者が長期間安定して就労するためには、障害の特性を配慮した、職種、就業形態であることが重要であるため、ハローワークとの連携のもと、村内事業所等に対して、障害に関する知識と理解を深めるための啓発活動を行います。
- ・ 行政、事業者、関係機関が一体となって、業務形態の研究、就業時のバックアップ体制の整備等の条件整備に努めます。

⑥一般就労への支援

- ・ 障害者の一般就労促進のため、ハローワークや山梨県障害者職業センター等の関係機関との連携のうへ、①雇用の分野における障害を理由とする差別の禁止、②障害のある人が職場で働くにあたっての支障を改善するための措置（合理的配慮の提供義務）、③法定雇用率の算定基礎に精神障害者が追加されたこと等を継続的に普及・啓発します。

⑦福祉的就労の充実

- ・ 一般の民間企業での就労が困難な障害者にとって、障害の状況に応じた福祉的就労の場を確保することは重要であるため、特別支援学校卒業生の状況など、今後の動向を踏まえ、身近な地域における福祉的就労の場の計画的な整備の充実を図ります。
- ・ 障害者優先調達推進法に基づき、村の予算編成時に、障害者就労施設等から優先的・積極的に物品やサービスを購入するように各課等に周知し、発注の増加を図り、就労者の生産に対する意欲を育てます。また、村内の民間事業所等に対して、就労支援施設等への委託に関する情報提供と啓発を行います。

⑧社会活動、余暇活動に関する情報提供の充実

- ・ 多様な社会活動を支援するため、障害者の参加が可能なスポーツ、文化サークル、各種イベント等の情報を、様々な媒体を通じて継続的に提供します。
- ・ スポーツや文化活動など、生涯学習を行う施設のバリアフリー化を図ることで、障害のある人が参加しやすい環境づくりに努め、活動についての情報提供の充実を図ります。
- ・ 村内の公共施設、飲食店、宿泊施設等のユニバーサルデザイン化の状況など、必要な情報を可能な範囲で集約し、その提供に努めます。

⑨生涯学習・文化活動の推進

- ・ 障害のある人が障害のない人と一緒に生涯学習活動に取り組めるよう、各種の学級・講座等に関する情報提供、相談体制、受け入れ体制の充実に努めます。
- ・ 山梨県障害者福祉協会が主催する「山梨県障害者文化展」など、障害のある人の制作作品の発表機会に関する情報提供を積極的に行います。

⑩スポーツ・レクリエーション活動の推進

- ・ スポーツ・レクリエーション活動への障害者の参加を促進するため、情報提供、相談体制の充実に努めます。
- ・ スポーツ活動の振興を図るため、障害者のスポーツ大会への参加を支援します。
- ・ 役場内の関係部署の連携のうえ、障害者が利用しやすいよう、公共の文化施設やスポーツ施設のバリアフリー化に努めます。

⑪選挙権の行使に関する支援

- ・ 郵便等による不在者投票制度の周知、投票所のバリアフリー化など、投票のために必要な整備を行います。

第5章 障害福祉サービスの実施計画（第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画）

I サービス提供体制の確保に関する基本的な考え方

サービスの提供体制の確保にあたっては、国の方針では、障害福祉サービスの提供体制に関して6項目、相談支援の提供体制に関して4項目、障害児支援の提供体制に関して5項目を掲げています。

本村の人口規模や村内の整備基盤を鑑み、以下の6事項を重点的な視点とし、村、事業者及びその他の関係者が協働でサービスの提供ができるように努めます。

■ 障害福祉サービスの提供体制

①訪問系サービスの確保

- ・ 訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援）の充実に努め、必要なサービスの確保を図ります。また、圏域の関係機関と協働しながら計画的に障害福祉サービスの基盤整備に努めます。

②日中活動系サービスの確保

- ・ 障害のある人が住み慣れた地域で自立した生活ができるよう、日中活動系サービス（生活介護、就労移行支援、就労継続支援など）の確保に努めます。

③一般就労への移行支援の強化

- ・ 障害のある人がそれぞれの能力や意欲に応じて生きがいをもって働くことができるよう、就労移行支援事業や就労継続支援事業を推進し、一般就労への移行支援の強化に努めます。

■ 相談支援の提供体制

④相談支援体制の充実

- ・ 障害のある人が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、障害のある人の相談に応じ、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の利用に対する助言、支援を行う相談支援体制の充実に努めます。

■ 障害児支援の提供体制

⑤地域支援体制の構築

- ・ 障害児通所支援等における障害のある子ども及びその家族に対する支援について、障害のある子どもの障害種別や年齢別等のニーズに応じて、身近な場所で提供できるよう、地域における支援体制の整備を進めます。

⑥保育、保健医療、教育等の関係機関と連携した支援

- ・ 障害児通所支援では、認定こども園、保育所、学校、放課後児童クラブ等の子育て支援施策との緊密な連携を図ります。

【参考：国の提供体制の確保に関する基本的考え方】

■ 障害福祉サービスの提供体制

- 1 全国で必要とされる訪問系サービスの保障
- 2 希望する障害者等への日中活動系サービスの保障
- 3 グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備と機能の充実
- 4 福祉施設から一般就労への移行等の推進
- 5 強度行動障害や高次脳機能障害を有する障害者等に対する支援体制の充実
- 6 依存症対策の推進

■ 相談支援の提供体制

- 1 相談支援体制の充実・強化
- 2 地域生活への移行や地域定着のための支援体制の確保
- 3 発達障害者等に対する支援
- 4 協議会の活性化

■ 障害児支援の提供体制

- 1 地域支援体制の構築
- 2 保育、保健医療、教育、就労支援等の関係機関と連携した支援
- 3 地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進
- 4 特別な支援が必要な障害児に対する支援体制の整備
- 5 障害児相談支援の提供体制の確保

2 障害福祉サービスの体系

障害者総合支援法によるサービスは、国や都道府県の義務的経費が伴う個別給付としての「指定障害福祉サービス（自立支援給付）」と「相談支援」及び「地域生活支援事業」に大別されます。

「地域生活支援事業」については、利用料を含む具体的な内容を市町村が主体となって、地域の実情と利用者の状況に応じて柔軟に決定できるサービスであり、適切なサービスメニューを実施します。

「障害児支援」においては、ニーズの多様化にきめ細かく対応するための拡充を図るため、平成28年5月に障害者総合支援法及び児童福祉法の一部見直しが行われました。

【障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスの体系】

指定障害福祉サービス（自立支援給付）	訪問系サービス	①居宅介護（ホームヘルプ） ②重度訪問介護 ③同行援護 ④行動援護 ⑤重度障害者等包括支援	相談支援	①計画相談支援 ②地域移行支援 ③地域定着支援
	日中活動系サービス	①生活介護 ②自立訓練（機能訓練） ③自立訓練（生活訓練） ④就労選択支援 【第7期より】 ⑤就労移行支援 ⑥就労継続支援（A型） ⑦就労継続支援（B型） ⑧就労定着支援 ⑨療養介護 ⑩短期入所（ショートステイ）		地域生活支援事業
	サービス 居住系	①自立生活援助 ②共同生活援助（グループホーム） ③施設入所支援	任意事業	

【児童福祉法に基づく障害福祉サービスの体系】

障害児支援	障害児通所支援	①児童発達支援 ②医療型児童発達支援 ③放課後等デイサービス ④保育所等訪問支援 ⑤居宅訪問型児童発達支援	障害児相談支援	①障害児相談支援
-------	---------	---	---------	----------

3 令和8年度の目標値

障害のある人の自立支援の観点から、福祉施設及び病院から地域生活への移行や就労への支援等の対応をする必要があります。国の基本指針では、第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画で定める目標として、以下の6項目が示されました。本村における第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画の進捗状況等を踏まえ、令和8年度を目標年度として、それぞれ成果目標を設定します。

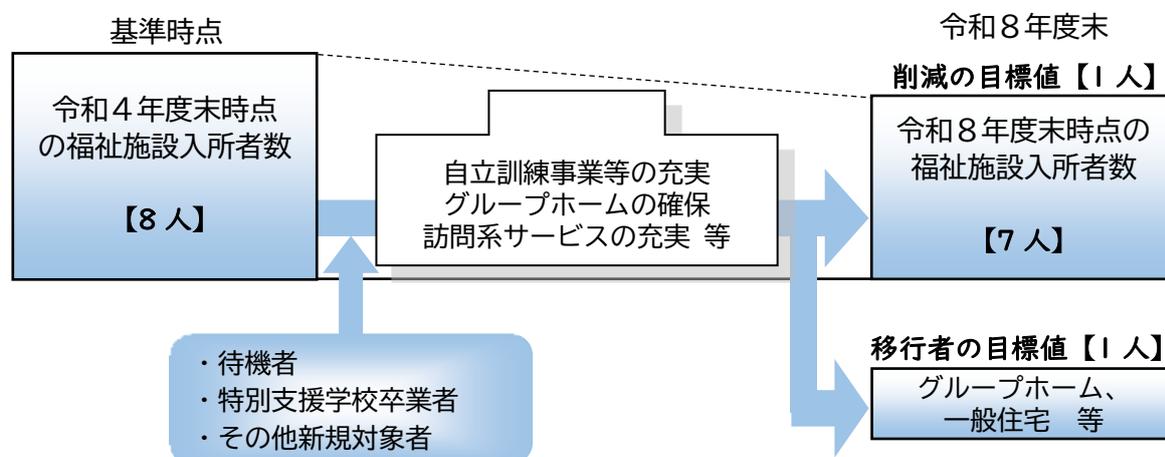
(1) 施設入所者の地域生活移行者数

地域生活への移行を進める観点から、令和4年度において福祉施設に入所している障害のある人のうち、今後、自立訓練事業等を利用して、共同生活援助（グループホーム）や一般住宅等に移行する人を見込み、その上で、令和8年度末における地域生活に移行する障害のある人の数値目標を設定することとされています。

国の指針では、“令和4年度末時点の入所者数の5%以上の削減”と“令和4年度末時点入所者数の6%以上の地域生活への移行”としています。本村においては、小規模な人口構造及び現在の入所者実情を勘案し、第7期計画では入所者の削減目標を1人、地域生活への移行者の目標を1人と掲げます。

項目	数値	考え方
基準時点の入所者数（A）	8人	令和4年度末時点の利用人員
目標年度入所者数（B）	7人	令和8年度末時点の利用人員の見込み
【目標値】削減見込（A－B）	1人 (削減率 12.5%)	差引減少見込数
【目標値】地域生活移行数	1人 (削減率 12.5%)	令和4年度末時点から令和8年度末までの施設入所者の削減数（累計）

【施設入所者の地域生活移行者数の目標数値 イメージ】



（2）地域生活支援拠点等の整備

国の指針では、障害のある人の高齢化、重度化等への対応や“親亡き後”を見据え、障害のある人が地域社会で安心して暮らしていける社会の実現を目指して、障害のある人の生活を地域社会でささえるサービス提供体制を構築していくことを目的として、令和8年度末までに各市町村または各圏域において、地域生活支援拠点を少なくとも1か所整備することを基本としています。

国の指針を踏まえて、地域生活移行のための相談、助言、就労支援等や、短期入所、ひとり暮らしの体験（自立生活体験室の整備など）、日中の見守り等の緊急時の受け入れ・対応等の機能を備えた地域生活支援の拠点について、富士北麓圏域障害者自立支援協議会で検討を重ね、富士北麓圏域で1か所を確保しています。今後は地域生活支援拠点等の運用について検証及び検討を行い、機能の拡充に努めます。

また、同時に、富士北麓圏域で設置した保健、医療及び福祉関係者による協議の場において、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けて、今後も地域課題の共有と解決に向けた目標設定及び評価、検証を実施します。

項目	数値	考え方
整備箇所数	1か所	富士北麓圏域で対応
コーディネーターの配置	配置	富士北麓圏域で対応
機能検証の実施回数	1回	年に1回以上の運用状況の検証・検討を実施
強度行動障害を有する者への支援ニーズの把握等についての取組の実施	継続実施	自立支援協議会で協議
地域の関係機関が連携した支援体制の整備	整備	富士北麓圏域で対応

(3) 福祉施設利用から一般就労への移行者数

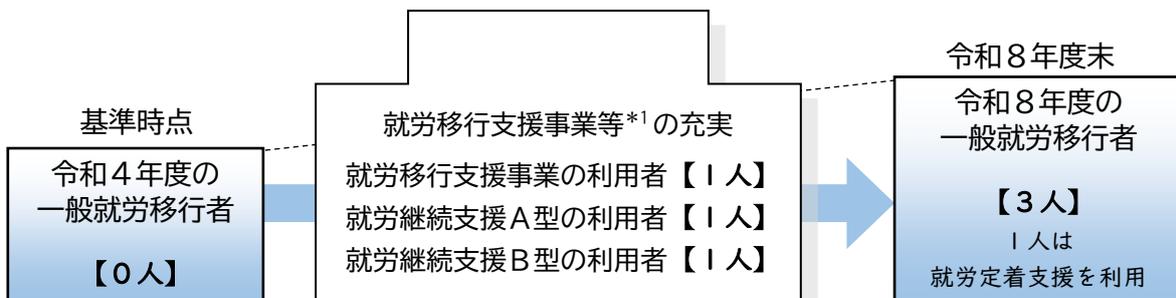
福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援（A型・B型）を行う事業）を通じて、令和8年度中に一般就労に移行する障害のある人の数値目標を設定します。

国の指針では、ア）令和3年度の移行者実績の1.28倍以上を目指すことになっています。また、この移行者の目標値の達成のため、イ）就労移行支援事業を通じた移行者数を1.31倍以上に、ウ）就労継続支援A型を通じた移行者数を1.29倍以上に、エ）就労継続支援B型を通じた移行者数を1.28倍以上にすることを目指すとされています。さらに、オ）就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を5割以上にすること、カ）令和8年度末の就労定着支援事業の利用者数を令和3年度末実績の1.41倍以上とすること、キ）就労定着率が7割以上の事業所を2.5割以上にすることを旨とするものとされています。

本村における令和4年度の一般就労移行者がいないため、国の指針に準じることはできませんが、令和8年度の一般就労移行者数の目標数は3人とし、具体的には、ア）就労移行支援と、ウ）就労継続支援B型を通じて、それぞれ1人ずつ一般就労に移行することを目指します。

また、1人は就労定着支援を利用することを想定していますが、村内には就労定着支援事業所がないため、村外の富士北麓圏域の事業所を利用することを想定しています。

項目	数値	考え方
令和4年度の年間一般就労移行者数	0人	令和4年度において福祉施設を退所し、一般就労した者の数
【目標値】令和8年度の年間一般就労移行者数	3人	令和8年度において福祉施設を退所し、一般就労する者の数



*1 就労移行支援事業等:生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援

（4）障害児支援の提供体制の整備

第3期障害児福祉計画における障害児支援の提供体制に関しては、障害児発達支援センターの設置など、下記に掲げる5項目について令和8年度における数値目標を設定することとなっていますが、本村の人口規模を考慮して、多くの項目においては、富士北麓圏域で対応することを基本とします。

また、国は、発達障害のある人への支援関係の活動指標として、“ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数”、“ペアレントメンターの人数”、“ピアサポートの活動への参加人数”を求めています。本村においては、集団による支援プログラムはなく、個別で対応を行う方向であるため、これらの指標に関しては掲げないこととします。

①児童発達支援センターの整備

項目	数値	考え方
令和3年度末時点の児童発達支援センターの設置状況	0か所	
【目標値】令和8年度末時点の児童発達支援センターの設置状況	1か所	富士北麓圏域で対応

②地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制の構築の有無

項目	数値	考え方
体制の構築	構築	富士北麓圏域で対応

③重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の確保

項目	数値	考え方
令和3年度末時点の児童発達支援事業所数	1か所	
【目標値】令和8年度末時点の児童発達支援事業所数	1か所	富士北麓圏域で対応

④重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の整備

項目	数値	考え方
令和3年度末時点の放課後等デイサービス事業所数	0か所	
【目標値】令和8年度末時点の放課後等デイサービス事業所数	1か所	富士北麓圏域で対応

⑤医療的ケア児のための協議の場の設置

項目	数値	考え方
令和8年度末時点の協議の場	1か所	保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場及びコーディネーター（富士北麓圏域で対応）
コーディネーター数	2人	

(5) 相談支援体制の充実・強化等

相談支援体制の充実・強化等については、国が定める基本指針に基づき、富士北麓圏域障害者自立支援協議会を中心に、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化に努めます。

項目	数値	考え方
基幹相談支援センター等の機能強化	1か所	富士北麓圏域で対応
協議体の体制の確保	体制構築	富士北麓圏域で対応

(6) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに係る体制の構築

障害福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに係る体制の構築について、国が定める基本指針に基づき、令和8年度末までに、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築することを目指します。

項目	数値	考え方
研修参加を促す取り組み	1人	富士北麓圏域で対応
審査エラー内容分析結果を活用した取組	2回	忍野村単独で構築

4 指定障害福祉サービス

（1）訪問系サービス

見込量の考え方

令和5年度見込量は、令和5年4月～7月分までの利用実績を踏まえて算出し、令和6年度～令和8年度の見込量については、第5期以降（平成30年度～令和4年度：5か年分）の利用状況・増減を勘案して算出しています。

①居宅介護（ホームヘルプ）

- ・ ホームヘルパーが障害のある人等の居宅を訪問して、入浴・排せつ・食事等の介護、調理・洗濯・掃除等の家事、生活等に関する相談・助言、その他の生活全般にわたるサービスを行います。

②重度訪問介護

- ・ 重度の肢体不自由または重度の知的障害もしくは精神障害のある人で、常時介護を要する人が、居宅において入浴・排せつ・食事等の介護、調理・洗濯・掃除等の家事、生活等に関する相談・助言、その他の生活全般にわたる援助や外出時における移動中の介護を、総合的に受けられるサービスです。

③同行援護

- ・ 視覚障害により移動に著しい困難がある人に対して、外出の同行及び外出時に必要となる排せつ・食事等の援助、その他必要な支援（代筆・代読含む）を行います。

④行動援護

- ・ 知的障害または精神障害により、行動上著しい困難を有する障害のある人で常時介護を要する人が、行動するときの危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ・食事等の介護、その他行動する際に必要な援助が受けられるサービスです。

⑤重度障害者等包括支援

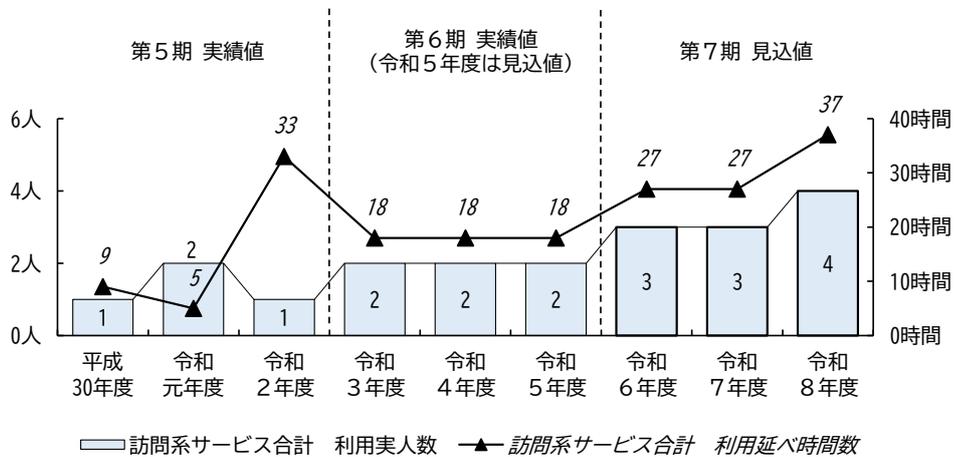
- ・ 障害程度が重く、意思の疎通に著しい困難を伴う常時介護の必要性が著しく高い人並びに知的障害または精神障害により行動上著しい困難を有する人に対して、居宅介護等の複数のサービスを包括的に行います。

< 第6期実績値と第7期見込値 >

(月あたり)		第6期 実績			第7期 見込		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅介護、 重度訪問介護 同行援護、行動援護、 重度障害者等包括支援	利用実人数 (人)	2	2	2	3	3	4
	利用延べ時間 (時間分)	18	18	18	27	27	37

※令和5年度の実績値は、見込値です。

< 第5期から第7期までの3期間の推移 >



■ 見込量確保のための方策

- ・ 利用者がサービス内容を理解しやすいよう、手帳交付時にパンフレットを配布し、サービス内容に関する周知を図ります。
- ・ 相談支援事業所の活用を促進し、サービス利用の希望者へ障害の度合いに応じた必要な訪問系サービスの提供を図ります。
- ・ 社会福祉協議会、福祉施設や事業所等と連携を図り、ニーズの多い時間帯等にも対応できるよう、多様な訪問系サービスの実施主体の確保に努めます。特に、サービスが提供されていない種類に関しては、利用希望者が困らないよう、介護保険サービスのみの提供事業者の把握を行い、共生型サービスによるサービス提供体制の拡充に努めます。
- ・ 広域対応の指定居宅介護事業所に対して、専門的技術等の取得のための情報提供を行い、同行援護、行動援護、精神障害に対応できる事業所の確保に努めます。
- ・ 県や関係機関等が主催するホームヘルパーに対する講座・講習等への受講を勧奨し、より質の高いサービスを提供できるように働きかけます。
- ・ 困難事例への対応等を支援するため、富士北麓圏域障害者自立支援協議会の専門部会等を活用し、個別支援会議の開催やホームヘルパーや事業者との連携を強化します。

（2）日中活動系サービス

見込量の考え方	令和5年度見込量は、令和5年4月～7月分までの利用実績を踏まえて算出し、令和6年度～令和8年度の見込量については、第5期以降（平成30年度～令和4年度：5か年分）の利用状況・増減を勘案して算出しています。また、就労移行支援事業については、各年次の特別支援学校高等部卒業者の進路状況を加味しています。短期入所については、今後コロナ禍による利用控えが減少していくことを考慮して算出しています。
---------	--

①生活介護

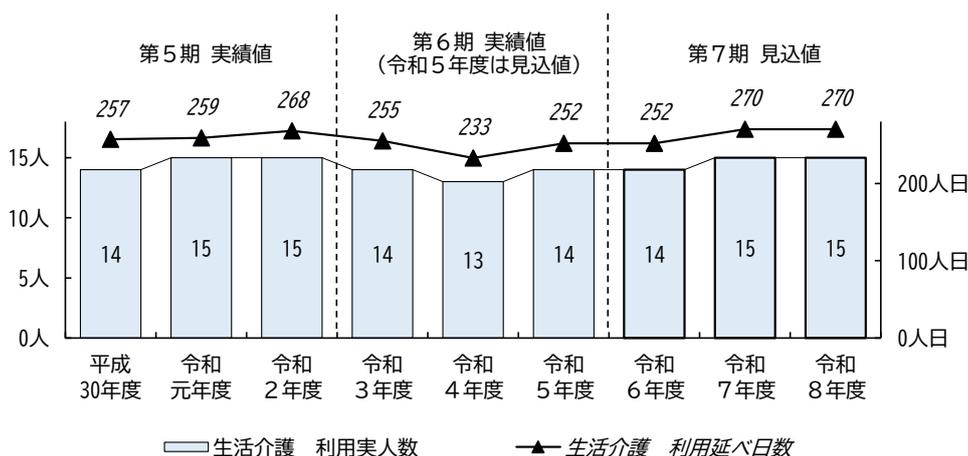
- ・ 障害支援区分が一定以上の常時介護を必要とする障害のある人について、障害者支援施設等で主として昼間において、入浴・排せつ・食事の介護、創作的活動、生産活動の機会の提供等を受けるサービスです。

<第6期実績値と第7期見込値>

(月あたり)		第6期 実績			第7期 見込		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
生活介護	利用実人数(人)	14	15	15	14	13	14
	利用延べ日数(人日分)	257	259	268	255	233	252

※令和5年度の実績値は、見込値です。

<第5期から第7期までの3期間の推移>



②自立訓練（機能訓練）

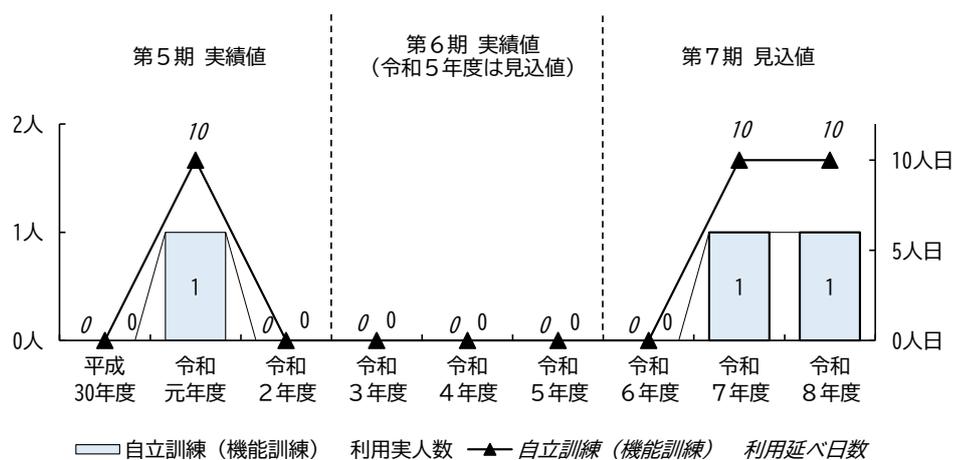
- ・ 病院を退院し、身体的リハビリテーションの継続や社会的リハビリテーションの実施が必要な身体障害者や、特別支援学校を卒業し、社会的リハビリテーションの実施が必要な身体障害者が、地域生活を営む上で必要な身体機能の維持・回復等のための訓練を受けるサービスです。利用期限が1年6か月と定められています。

<第6期実績値と第7期見込値>

(月あたり)		第6期 実績			第7期 見込		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自立訓練 (機能訓練)	利用実人数 (人)	0	0	0	0	1	1
	利用延べ日数 (人日分)	0	0	0	0	10	10

※令和5年度の実績値は、見込値です。

<第5期から第7期までの3期間の推移>



③自立訓練（生活訓練）

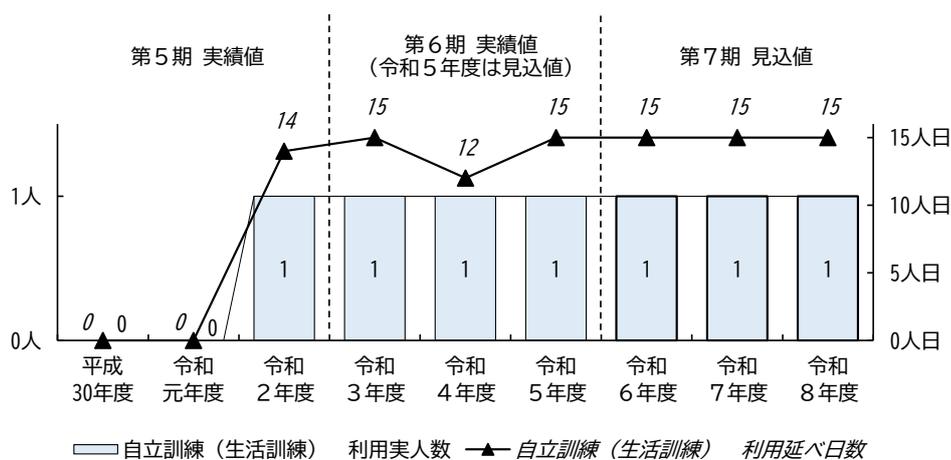
- ・ 病院や施設を退院・退所した人や特別支援学校を卒業した人のうち、社会的リハビリテーションの実施が必要な知的障害者・精神障害者が、地域生活を営む上で必要な生活能力の維持・向上等のための訓練を受ける事業です。利用期限が2年間（長期間入院者などは3年間）と定められています。

<第6期実績値と第7期見込値>

(月あたり)		第6期 実績			第7期 見込		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自立訓練 (生活訓練)	利用実人数 (人)	1	1	1	1	1	1
	利用延べ日数 (人日分)	15	12	15	15	15	15

※令和5年度の実績値は、見込値です。

<第5期から第7期までの3期間の推移>



④就労選択支援（新規）

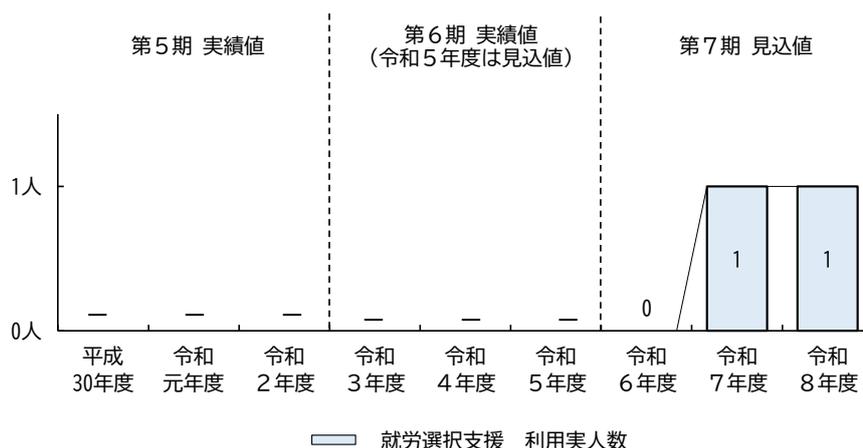
- ・ 障害のある人の希望や能力に合う仕事探しを支援し、関係機関との橋渡しを担うサービスで、障害のある人の強みや課題、就労に必要な配慮について、障害のある本人と支援側がともに整理・評価（就労アセスメント）することで、適切な一般就労や就労系障害福祉サービスにつなげるのが特徴です。令和7年度までを目途に開始される予定です。

<第6期実績値と第7期見込値>

(月あたり)		第6期 実績			第7期 見込		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
就労選択支援	利用実人数 (人)	—	—	—	0	1	1

※令和5年度の実績値は、見込値です。

<第5期から第7期までの3期間の推移>



⑤就労移行支援

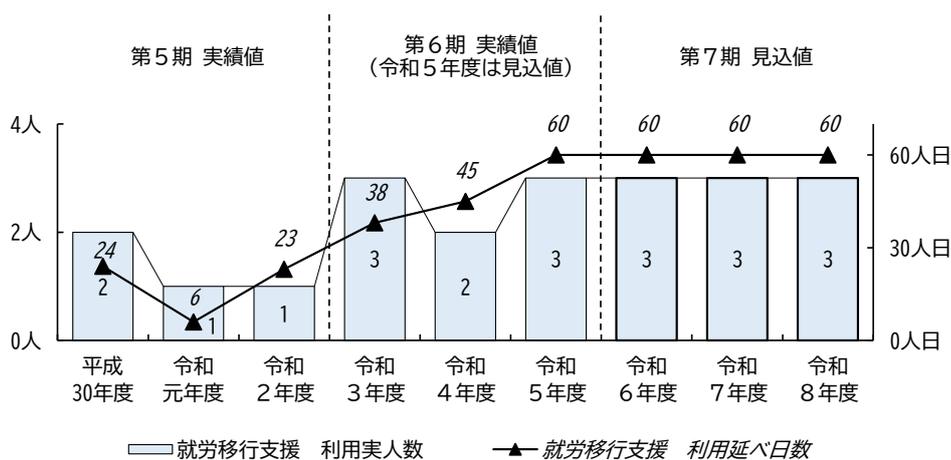
- ・ 就労を希望する障害のある人に、生産活動、その他の活動の機会を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行うサービスです。標準利用期間は2年間、資格取得を目的とする養成施設の場合は3年間または5年間です。

<第6期実績値と第7期見込値>

(月あたり)		第6期 実績			第7期 見込		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
就労移行支援	利用実人数 (人)	3	2	3	3	3	3
	利用延べ日数 (人日分)	38	45	60	60	60	60

※令和5年度の実績値は、見込値です。

<第5期から第7期までの3期間の推移>



⑥就労継続支援（A型）

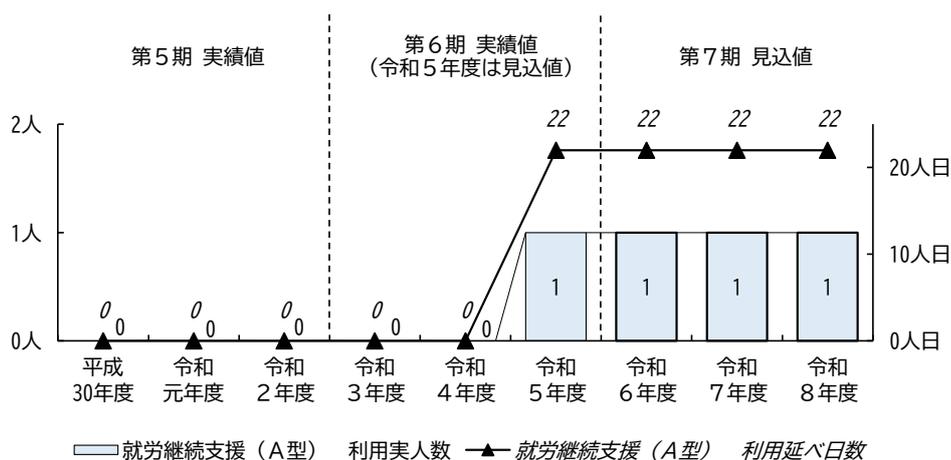
- ・ 通常の事業所に雇用されることが困難な障害のある人に、雇用契約等に基づき就労・生産活動その他の活動の機会を提供し、就労に必要な知識及び能力の向上のために、必要な訓練等の支援を行うサービスです。

<第6期実績値と第7期見込値>

(月あたり)		第6期 実績			第7期 見込		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
就労継続支援 (A型)	利用実人数 (人)	0	0	1	1	1	1
	利用延べ日数 (人日分)	0	0	22	22	22	22

※令和5年度の実績値は、見込値です。

<第5期から第7期までの3期間の推移>



⑦就労継続支援（B型）

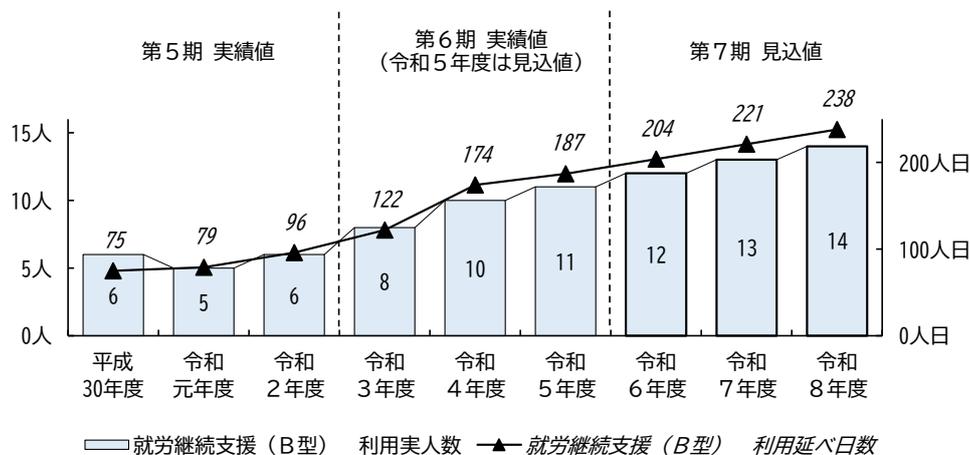
- ・ 年齢、心身の状態、その他の事情により引き続き通常の事業所に雇用されることが困難になった人、就労移行支援によっても通常の事業所に雇用されるに至らなかった人、その他の通常の事業所に雇用されることが困難な障害のある人に、就労・生産活動、その他の活動の機会を提供し、就労に必要な知識及び能力の向上のために、必要な訓練等の支援を行うサービスです。

<第6期実績値と第7期見込値>

(月あたり)		第6期 実績			第7期 見込		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
就労継続支援 (B型)	利用実人数 (人)	8	10	11	12	13	14
	利用延べ日数 (人日分)	122	174	187	204	221	238

※令和5年度の実績値は、見込値です。

<第5期から第7期までの3期間の推移>



⑧就労定着支援

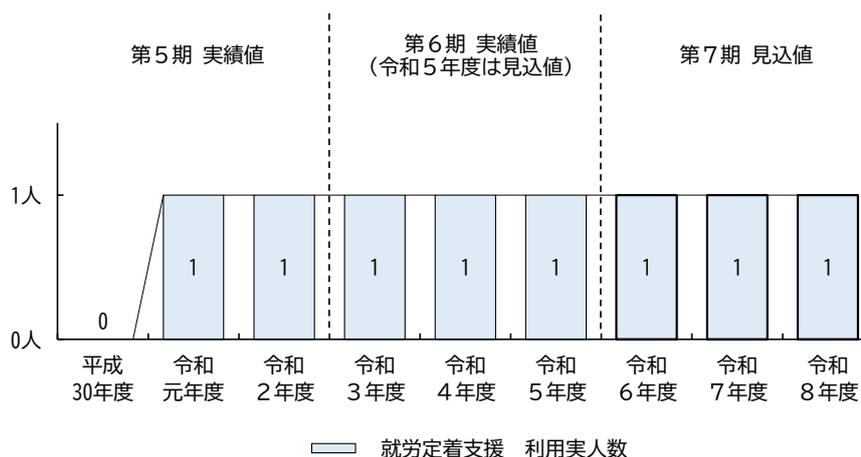
- 第5期計画において、新たに創設された就労定着に向けた支援を行うサービスで、就労移行支援等の利用を経て、一般就労へ移行した障害者で就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている人に対して、就労に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を一定の期間にわたり行います。

<第6期実績値と第7期見込値>

(月あたり)		第6期 実績			第7期 見込		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
就労定着支援	利用実人数 (人)	1	1	1	1	1	1

※令和5年度の実績値は、見込値です。

<第5期から第7期までの3期間の推移>



⑨療養介護

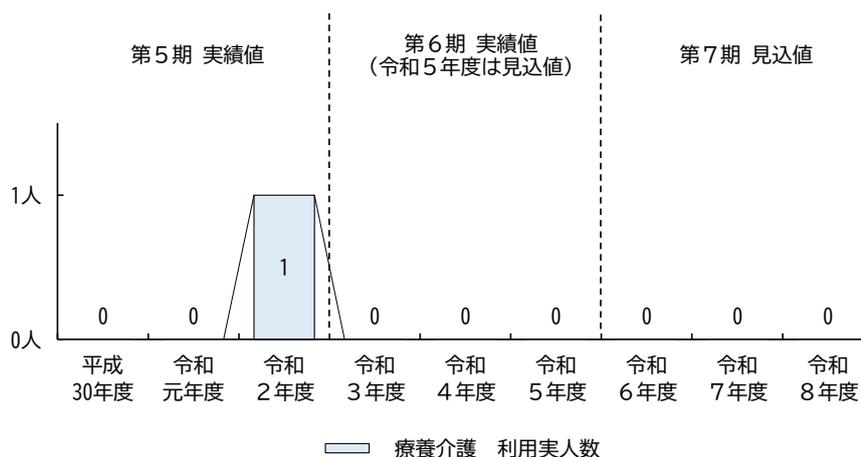
- ・ 医療を要する障害のある人であって常時介護を要する人のために、主として昼間に病院等において行われる機能訓練、療養上の管理・看護・医療的管理下における介護及び日常生活の世話等のサービスです。（計画策定時点において、県内で当該サービスを提供できる医療施設は甲府市と韮崎市にしかないため、当該サービスが必要な対象者が見込まれる場合は、これらの医療施設にて対応していきます。）

<第6期実績値と第7期見込値>

(月あたり)		第6期 実績			第7期 見込		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
療養介護	利用実人数 (人)	0	0	0	0	0	0

※令和5年度の実績値は、見込値です。

<第5期から第7期までの3期間の推移>



⑩短期入所（ショートステイ）

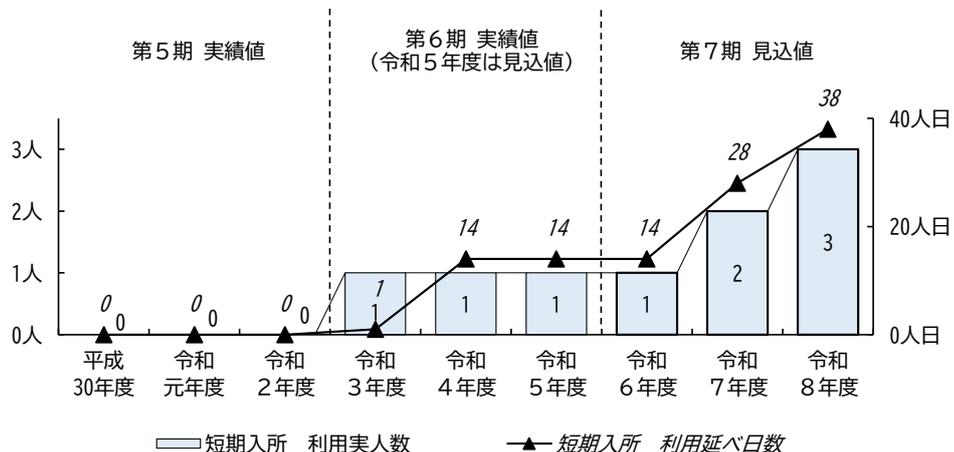
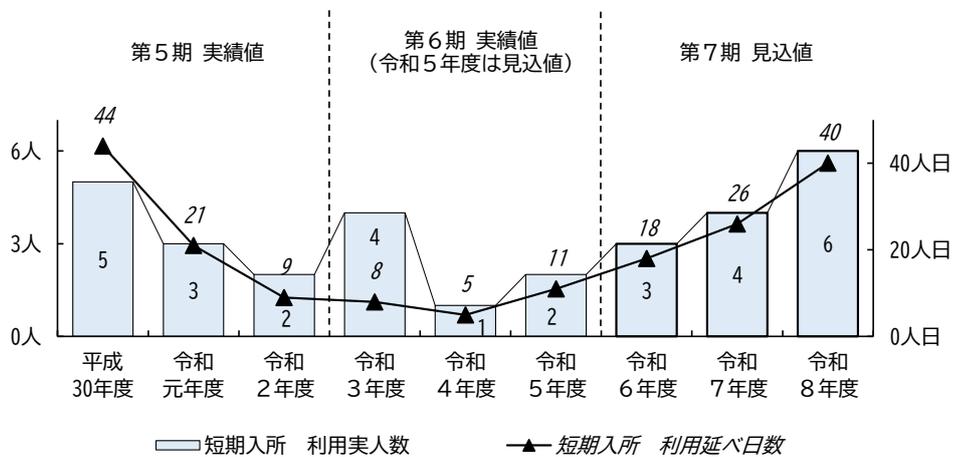
- ・ 居宅において介護を行う人の疾病やその他の理由により、施設への短期間の入所を必要とする障害のある人が施設に短期間入所し、入浴・排せつ・食事の介護等を受ける事業です。障害者支援施設において実施する福祉型と、病院・診療所・介護老人保健施設において実施する医療型があります。

<第6期実績値と第7期見込値>

(月あたり)		第6期 実績			第7期 見込			
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
短期入所 (ショートステイ)	利用実人数 (人)	福祉型	4	1	2	3	4	6
		医療型	8	5	11	18	26	40
	利用延べ日数 (人日分)	福祉型	1	1	1	1	2	3
		医療型	1	14	14	14	28	38

※令和5年度の実績値は、見込値です。

<第5期から第7期までの3期間の推移>



■ 見込量確保のための方策

- ・ 村の広報紙やホームページ、パンフレット等により、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスについて周知を図ります。
- ・ 当事者及び家族等の高齢化や地域移行及び地域定着の推進を見据え、サービス利用の継続又は増加を見込んでいるため、社会福祉協議会、福祉施設や事業所等と連携を図り、日中活動系サービスの実施主体の確保に努めます。
- ・ 基幹相談支援センター、相談事業所等との連携により、利用者のニーズを把握し、サービス量の充実を図るとともに、緊急時の利用や医療援助等のニーズに対応したサービスが提供できるように努めます。
- ・ 自立訓練や就労移行支援のように日中活動系サービスの一部は、利用期限が定められているものもあるため、期限前に案内を送付するなど、途切れることなく他のサービスによる支援ができる体制の構築に努めます。
- ・ 特別支援学校の卒業生が、ニーズに応じたサービスを受けることができるよう、基幹相談支援センター、特別支援学校、相談支援事業所、サービス提供事業所など、関係機関との連携を強化し、卒業生への適切なサービス提供に努めます。
- ・ 虐待防止のための緊急避難や、介護者の高齢化による緊急保護を必要とする場合等に備え、富士北麓圏域6市町村と連携し、地域生活支援拠点事業を充実していきます。
- ・ 富士北麓圏域6市町村と連携し、医療援助等のニーズに対応したサービスが提供できるように努めます。
- ・ 山梨県との連携のもと、精神障害者の相談支援事業所の活用を促進し、精神障害者の地域移行及び就労移行を図ります。
- ・ 第7期計画でサービス量を見込んでいない日中活動系サービスについて、利用ニーズが発生した場合は、富士北麓圏域障害者自立支援協議会等を活用し、利用者に対して適切な支援を行います。

<生活介護>

- ・ 障害の特性に対応するために、技術習得研修の支援を行います。
- ・ サービス提供事業者が、常時介護を要する人のサービス利用に対応できる支援体制が整えられるよう、サービスを提供する人材の確保について支援を行います。

<就労移行支援・就労継続支援>

- ・ 障害のある人の働く場の創出のため、富士北麓圏域障害者自立支援協議会をはじめ、福祉・労働・教育等の関係機関との連携を強化し、民間企業・事業所に対して、障害のある人の法定雇用率の遵守や障害のある人の雇用に関する各種助成制度の活用、税制上の優遇措置等の継続的な周知に努めます。

<短期入所（ショートステイ）>

- ・ 介護している人が疾病、出産及び冠婚葬祭等の用事で、利用したいときに利用できるよう、地域生活支援拠点事業の拡充を図り、緊急時に対応できる体制の整備に努めます。

(3) 居住系サービス

見込量の考え方	令和5年度見込量は、令和5年4月～7月分までの利用実績を踏まえて算出し、令和6年度～令和8年度については、毎年の施設入所者の平均を加算しています。
----------------	---

① 自立生活援助

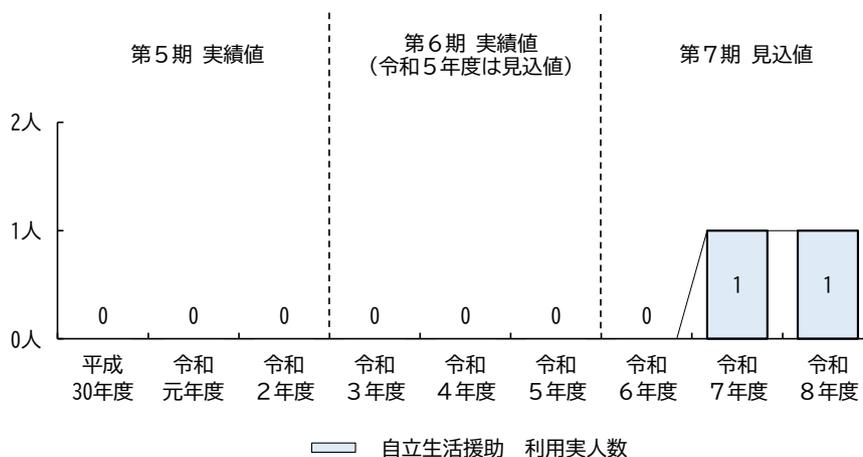
- 第5期計画において、新たに創設された地域生活支援を支援するサービスで、施設入所やグループホーム等を利用していただいていた障害のある人で、ひとり暮らしへ移行した人を対象に、定期的に居宅を訪問し、日常生活に課題がないか等の確認を行い、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行います。

< 第6期実績値と第7期見込値 >

(月あたり)		第6期 実績			第7期 見込		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自立生活援助	利用実人数(人)	0	0	0	0	1	1

※令和5年度の実績値は、見込値です。

< 第5期から第7期までの3期間の推移 >



②共同生活援助（グループホーム）

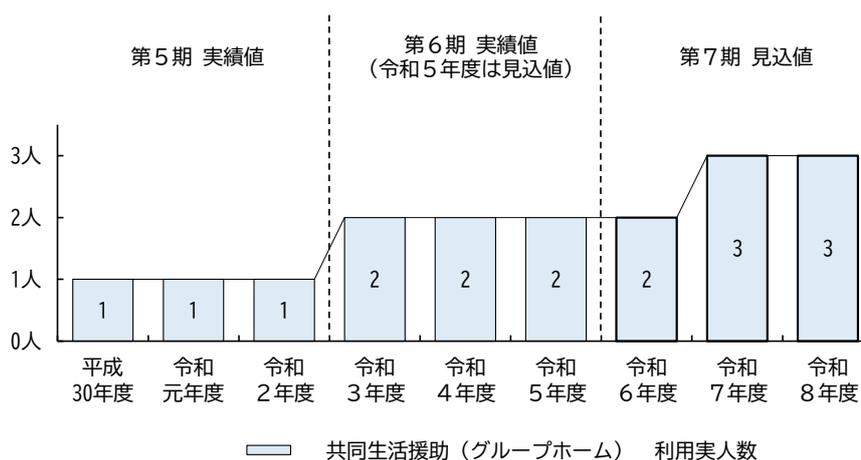
- ・ 家事等の日常生活上の支援、日常生活における相談支援や関係機関との連絡調整など、必要なサービスを提供します。

<第6期実績値と第7期見込値>

(月あたり)		第6期 実績			第7期 見込		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
共同生活援助 (グループホーム)	利用実人数 (人)	2	2	2	2	3	3

※令和5年度の実績値は、見込値です。

<第5期から第7期までの3期間の推移>



③施設入所支援

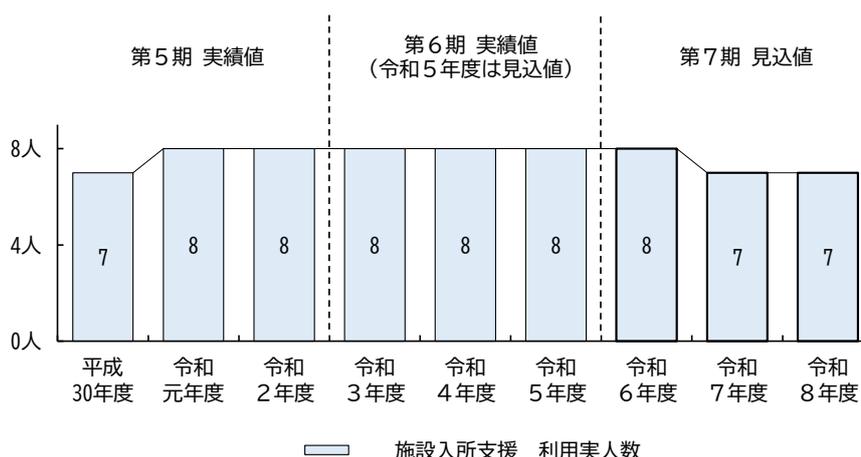
- 施設に入所する障害のある人が、主として夜間において、入浴・排せつ・食事の介護等を受ける事業です。

<第6期実績値と第7期見込値>

(月あたり)		第6期 実績			第7期 見込		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
施設入所支援	利用実人数 (人)	8	8	8	8	7	7

※令和5年度の実績値は、見込値です。

<第5期から第7期までの3期間の推移>



■ 見込量確保のための方策

- 居住系サービスの施設整備は、本村単独では非常に難しいため、県及び圏域の市町村と協議しながら推進・調整します。
- 入所者の決定には、入所待機者のうち、家族等の介護や居宅サービスによる支援だけでは地域生活が困難であり、施設入所支援の必要性・緊急性が高い障害のある人の受け入れを優先します。
- 施設職員の資質のさらなる向上を目的に、県や関係機関等で実施する研修会等への積極的な参加促進を図ります。
- 障害のある人の虐待防止・差別解消に関して、圏域内の市町村や利用者等の協議のもと、施設処遇の改善に努め、人権尊重を基本とした生活の向上を図ります。

（4）相談支援

見込量の考え方	令和5年度見込量は、令和5年4月～7月分までの利用実績を踏まえて算出し、令和6年度～令和8年度の見込量については、第5期以降（平成30年度～令和4年度：5か年分）の利用状況・増減を勘案して算出しています。
---------	--

①計画相談支援

- ・ 障害福祉サービスを利用するすべての障害のある人または障害のある子どもの保護者を対象に、障害福祉サービスを利用するにあたって、必要となるサービス等利用計画を作成するとともに、定期的にサービス等の利用状況を検証します。

②地域移行支援

- ・ 障害者支援施設等に入所している障害のある人または精神科病院に入院している精神障害者を対象に、住居の確保、その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談、その他の必要な支援を行います。

③地域定着支援

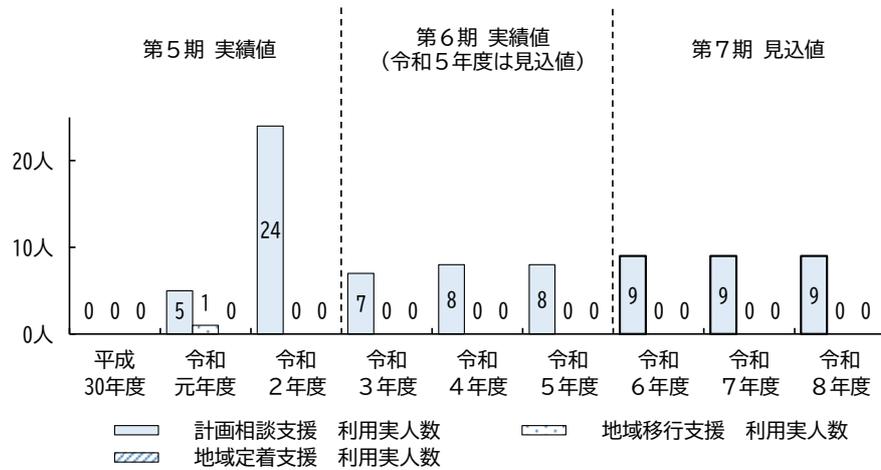
- ・ 自宅において、家庭の状況等により、同居している家族による支援を受けられない障害のある人等を対象に、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急事態等に相談、その他必要な支援を行います。

<第6期実績値と第7期見込値>

(月あたり)		第6期 実績			第7期 見込		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画相談支援	利用実人数 (人)	7	8	8	9	9	9
地域移行支援	利用実人数 (人)	0	0	0	0	0	0
地域定着支援	利用実人数 (人)	0	0	0	0	0	0

※令和5年度の実績値は、見込値です。

<第5期から第7期までの3期間の推移>



■ 見込量確保のための方策

- ・ 富士北麓圏域自立支援協議会を通じて、障害のある人に対する総合的・継続的ケアが適切かつ円滑に行えるよう、人材確保やケアマネジメントの仕組みづくりなど、体制の充実を働きかけます。
- ・ 入院施設の退院者及び福祉施設からの退所者が、地域での生活にスムーズに移行できるよう、地域移行支援や地域定着支援の提供体制の充実を図ります。
- ・ 地域生活支援については、庁内関係部局や関係行政機関、医療機関やサービス事業者、地域団体や市民活動団体等との連携を強化し、包括的な支援体制の確保を図ります。
- ・ サービス等利用計画の作成対象者拡大に今後も対応し、指定特定相談支援事業者の確保に努めます。
- ・ 地域移行支援及び地域定着支援に関しては対象者が見込めないため、計画値を掲げていませんが、利用意向者が発生した際は、適宜対応していきます。

5 地域生活支援事業

（1）地域生活支援事業の概要

■ 目的

障害のある人が地域で自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、地域の特性やサービスを利用する人の状況に応じた柔軟な形態による事業を、効率的・効果的に実施することを目的としています。

■ 事業内容

地域生活支援事業には、必ず実施しなければならない必須事業と、自治体の判断で実施することができる任意事業とがあります。

本村で地域生活支援事業として、実施する事業は次のとおりです。

必須事業	<ul style="list-style-type: none"> ①理解促進研修・啓発事業 ②自発的活動支援事業 ③相談支援事業 ④成年後見制度支援事業 ⑤意思疎通支援事業 ⑥日常生活用具給付等事業 ⑦移動支援事業 ⑧地域活動支援センター事業
任意事業	<ul style="list-style-type: none"> ①訪問入浴サービス事業 ②日中一時支援事業 ③自動車運転免許取得・改造助成事業

(2) 必須事業

①理解促進研修・啓発事業

- ・ 障害のある人等が日常生活や社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、障害のある人等の理解を深めるための研修・啓発を通じて、地域住民への働きかけを強化することにより、共生社会の実現を図ります。

<第6期実績値と第7期見込値>

		第6期 実績			第7期 見込		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有

※令和5年度の実績値は、見込値です。

■ 事業の実施に向けた方策

- ・ 障害理解促進のために、村の広報紙やホームページを活用し、障害理解を深めるための啓発活動を行います。

②自発的活動支援事業

- ・ 障害のある人等が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、障害のある人、その家族、地域住民等による地域における自発的な取り組みを支援することにより、共生社会の実現を図ります。

<第6期実績値と第7期見込値>

		第6期 実績			第7期 見込		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自発的活動支援事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有

※令和5年度の実績値は、見込値です。

■ 事業の実施に向けた方策

- ・ 村の広報紙やホームページを活用し、サービスの周知を図ります。

③相談支援事業

◆ 基幹相談支援センター等機能強化事業

- ・ 障害のある人やその家族等からの相談に応じて、必要な情報の提言や助言、障害福祉サービスの利用に関する援助・調整等の支援を行うとともに、障害のある人等の権利擁護のために必要な援助を行います。
- ・ 平成29年度に富士北麓圏域6市町村合同で基幹相談支援センターを設置しました。

◆ 住居入居等支援事業

- ・ 知的障害や精神障害で、保証人がいない等の理由により入居が困難な人を対象に、一般住宅（公営住宅及び民間の賃貸住宅）への入居に必要な調整等を行うとともに、家主等への相談・助言を通じて、障害のある人の地域生活を支援します。

<第6期実績値と第7期見込値>

		第6期 実績			第7期 見込		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
基幹相談支援センター等機能強化事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有
住居入居等支援事業	実施の有無	無	無	無	有	有	有

※令和5年度の実績値は、見込値です。

■ 見込量確保及び事業の実施に向けた方策

- ・ 障害者福祉制度や相談窓口に関する情報の周知に努めます。
- ・ 障害のある人や家族からの相談に応じて、必要な情報や助言を提供するため、より身近な相談支援の場の確保に努めます。
- ・ 相談についての必要な援助を効果的に実施するため、富士北麓圏域障害者自立支援協議会を活用するなど、地域の関係機関の連携強化に努めます。
- ・ 賃貸契約による一般住宅への入居を希望しながら、保証人がいない等の理由により入居が困難な障害のある人に対して、入居に必要な調整等に係る支援を行います。
- ・ 家主等への相談・助言を通じて、障害のある人の地域生活を支援します。

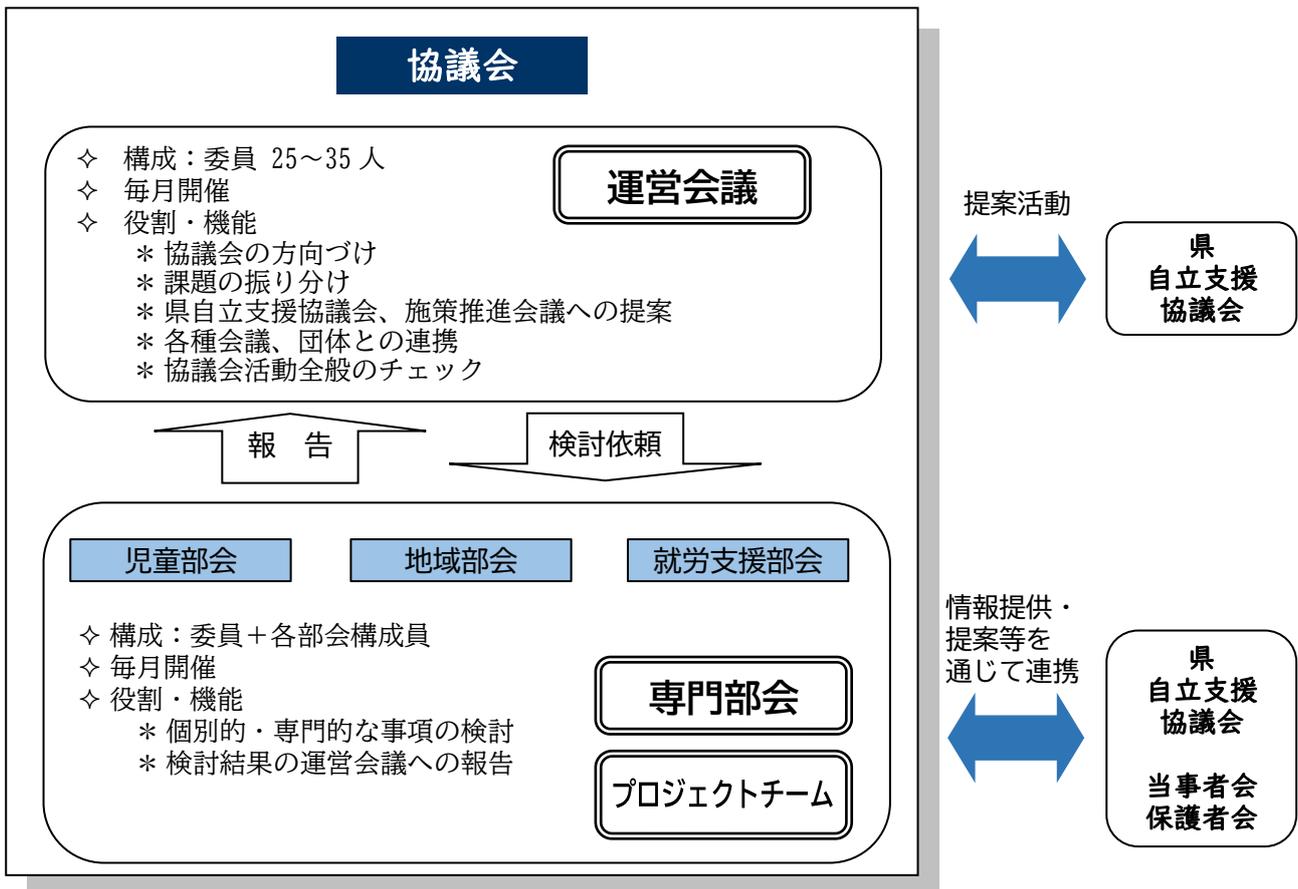
【参考：富士北麓圏域障害者自立支援協議会】

富士北麓圏域障害者自立支援協議会は、富士北麓圏域6市町村（富士吉田市、西桂町、忍野村、山中湖村、富士河口湖町及び鳴沢村）、相談支援事業所、山梨県の障害福祉関係機関等が集まり、圏域の相談支援事業をはじめ、地域における障害のある人等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議する場として設置しています。

協議会の運営を活発にするため、専門部会が設けられ、構成員それぞれの立場で意見や知恵を出しあいながら、課題の解決に向けた活動を展開しています。

協議会の活動が圏域内に広く浸透することにより、行政の予算的支援や障害のある人への理解のさらなる促進につながるるとともに、障害のある人や家族が抱える不安も軽減されるものと期待されます。障害のある人が元気に生きがいを感じながら生活を営むことができるよう、地域に根ざした活動を行うことが協議会の目的です。

富士北麓圏域障害者自立支援協議会 組織図



④成年後見制度支援事業

◆ 成年後見制度利用支援事業

- ・ 障害福祉サービスの利用等の観点から、成年後見制度の利用が有効と認められる知的障害者や精神障害者に対して、申し立てに要する経費（登記手数料、鑑定費用など）及び後見人等の報酬の全部または一部を助成するものです。

◆ 成年後見制度法人後見支援事業

- ・ 成年後見制度における法人後見活動を支援するために、実施団体に対する研修、安定的な実施のための組織体制の構築、専門職による支援体制の構築等を行います。

< 第6期実績値と第7期見込値 >

		第6期 実績			第7期 見込		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
成年後見制度 利用支援事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有
成年後見制度 法人後見支援事業	実施の有無	無	無	無	有	有	有

※令和5年度の実績値は、見込値です。

■ 事業の実施に向けた方策

- ・ 村のホームページや福祉保健課の窓口等において、成年後見制度に関する情報を周知し、正しい知識の普及に努めます。
- ・ 村長申し立てに要する経費及び後見人の報酬を助成し、障害のある人の権利擁護と成年後見制度の利用促進を図ります。
- ・ 各地区の民生児童委員や自治会、関係機関等の連携・協働して、成年後見制度の支援が必要な障害のある人の早期発見及び早期対応に努めます。
- ・ 成年後見制度法人後見支援事業については、成年後見制度利用者の動向を見据えつつ、県からの助言を受けながら、広域での実施も含め、今後検討します。

⑤意思疎通支援事業

◆ 手話通訳者・要約筆記者派遣事業

- ・ 聴覚、音声言語機能障害等のため、意思疎通を図ることに支障がある人等の意思疎通を円滑に図るために、手話通訳者・要約筆記者を派遣します。

◆ 手話奉仕員養成研修事業

- ・ 聴覚障害者との交流活動の促進、村の広報活動等の支援者として、期待される手話奉仕員（日常会話程度の手話表現技術を習得したもの）の養成研修を行います。

< 第6期実績値と第7期見込値 >

		第6期 実績			第7期 見込		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
手話通訳者・ 要約筆記者派遣事業	実施の有無	無	無	無	有	有	有
手話奉仕員 養成研修事業	実施の有無	無	無	無	有	有	有

※令和5年度の実績値は、見込値です。

■ 見込量確保のための方策

- ・ 手話通訳者・要約筆記者派遣事業については、山梨県立聴覚障害者情報センターに委託し、円滑な事業の実施に努めます。
- ・ 様々な事業にも活用できるよう、手話通訳者、要約筆記者の役割を広く周知するための啓発を行います。
- ・ 地域における手話通訳者や手話奉仕員、要約筆記者、要約筆記奉仕員の把握に努め、サービスの提供体制を整えます。
- ・ 手話奉仕員養成研修事業については、広域での実施も含め、今後検討します。

⑥日常生活用具給付等事業

- ・ 重度障害者（児）に対して、障害の種類、程度に応じて、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付または貸与すること等により、日常生活の便宜を図り、その福祉の増進に資することを目的とするサービスです。

介護・訓練支援用具	身体介護を支援する用具 (特殊寝台、特殊マット、特殊尿器、入浴担架、体位変換器など)
自立生活支援用具	入浴・食事・移動等の自立生活を支援する用具 (入浴補助用具、特殊便器、電磁調理器、聴覚障害者用屋内信号装置など)
在宅療養等支援用具	在宅療養等を支援する用具 (透析液加温器、ネブライザー、電気式たん吸引器、パルスオキシメーターなど)
情報・意思疎通支援用具	情報収集、意思伝達や意思疎通等を支援する用具 (携帯用会話補助装置、点字器、聴覚障害者用通信装置、人工喉頭など)
排せつ管理支援用具	排せつ管理を支援する用具（ストーマ装置、紙おむつ、収尿器）
居宅生活動作補助用具	居宅生活動作等を円滑にする用具で、設置に小規模な住宅改修を伴うもの

<第6期実績値と第7期見込値>

(年あたり)		第6期 実績			第7期 見込		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
日常生活用具給付等事業	支給件数（件）	119	175	186	193	198	203
	介護・訓練支援	2	0	0	0	0	0
	自立生活支援	0	1	0	0	0	0
	在宅療養等支援	1	1	1	1	1	1
	情報・意思疎通支援	4	1	1	2	2	2
	排せつ管理支援	102	172	184	190	195	200
	居宅生活動作補助 (住宅改修費)	0	0	0	0	0	0

※令和5年度の実績値は、見込値です。

■ 見込量確保のための方策

- ・ サービスを必要としている重度の障害のある人に、適切な用具が給付もしくは貸与できるよう、日常生活用具の情報提供の充実に努めるとともに、事業者に対しても情報提供を行います。
- ・ 給付対象用具の種類について、適宜見直しを行うとともに、他市町村の状況を踏まえながら、用具利用対象者の範囲の拡充や新たな用具の給付について検討します。

⑦移動支援事業

- ・ 屋外での移動が困難な障害のある人に対して、外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加を促進します。

< 第6期実績値と第7期見込値 >

(月あたり)		第6期 実績			第7期 見込		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
移動支援事業	利用実人数 (人)	1	1	1	1	1	1
	利用延べ時間 (時間分)	146	123	126	132	132	132

※令和5年度の実績値は、見込値です。

■ 見込量確保のための方策

- ・ 障害のある人の社会参加や余暇活動を促進するために、移動支援事業の周知に努めます。
- ・ 移動支援事業の必要量を的確に把握し、サービスを必要とする障害のある人へ適切にサービスを提供できる体制の確保に努めます。
- ・ ガイドヘルパー派遣事業の拡大を図るとともに、専門的人材の確保及びその質的向上を図るよう、事業者へ働きかけます。

⑧地域活動支援センター事業

- ・ 障害のある人等が地域活動支援センターに通所し、創作的活動、生産活動及び相談等を通じて、自立と社会参加の促進を図るとともに、家庭における介護の負担を軽減することを目的とするサービスです。

< 第6期実績値と第7期見込値 >

(月あたり)		第6期 実績			第7期 見込		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域活動支援 センター事業	利用実人数 (人)	7	6	5	4	4	4
	実施箇所数 (箇所)	1	1	1	1	1	1

※令和5年度の実績値は、見込値です。

※利用実人数は、他市町村施設利用者含む

※実施箇所数は村内のみ

■ 見込量確保のための方策

- ・ 利用者に対して、創作的活動、生産活動の機会の提供など、地域の実情に応じた支援を実施します。
- ・ 障害のある人の自立、社会参加の促進を図るため、地域活動支援センターの利用促進を働きかけます。

（3）任意事業

①訪問入浴サービス事業

- ・ 家庭において、入浴することが困難な重度心身障害者等に対して、訪問入浴サービスを行うことにより、重度心身障害者の心身の健康増進及び介護者の負担軽減を図るために実施します。

<第6期実績値と第7期見込値>

(月あたり)		第6期 実績			第7期 見込		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
訪問入浴サービス事業	利用実人数(人)	1	1	1	1	1	1

※令和5年度の実績値は、見込値です。

■ 見込量確保のための方策

- ・ 村の広報紙やホームページ等により、サービスの周知に努めます。

②日中一時支援事業

- ・ 日中、障害福祉サービス事業者、障害者支援施設等において、障害のある人等に活動の場を提供し、見守りや社会に適應するための日常的な訓練等を行います。

<第6期実績値と第7期見込値>

(月あたり)		第6期 実績			第7期 見込		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
日中一時支援事業	利用実人数(人)	13	17	21	21	21	21
	実施箇所数(箇所)	7	7	9	10	10	10

※令和5年度の実績値は、見込値です。

■ 見込量確保のための方策

- ・ 村の広報紙やホームページ等によりサービスの周知を図ります。
- ・ 利用者のニーズの把握に努め、安定したサービス提供体制の整備を図ります。
- ・ 障害福祉サービス事業者等へ積極的な働きかけを行い、サービス提供体制の充実を図ります。

③自動車運転免許取得・改造助成事業

- ・ 身体障害者の運転免許取得または所有し運転する自動車の改造に要する経費に対して、助成金を交付することにより、身体障害者の社会参加を促進します。

<第6期実績値と第7期見込値>

(年あたり)		第6期 実績			第7期 見込		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自動車運転免許取得・ 改造助成事業	利用実人数 (人)	1	0	2	2	2	2

※令和5年度の実績値は、見込値です。

■ 見込量確保のための方策

- ・ 村の広報紙やホームページ等により、サービスの周知に努めます。

6 障害児支援

（1）障害児通所支援

見込量の考え方	令和5年度見込量は、令和5年4月～7月分までの利用実績を踏まえて算出し、令和6年度～令和8年度の見込量については、第5期以降（平成30年度～令和4年度：5か年分）の利用状況・増減を勘案の上、専門職の意見を反映させて算出しています。ただし、整備体制を整えられるか難しいサービスについては見込量を計上していませんが、サービス利用意向がある場合は、富士北麓圏域で対応します。
---------	--

①児童発達支援

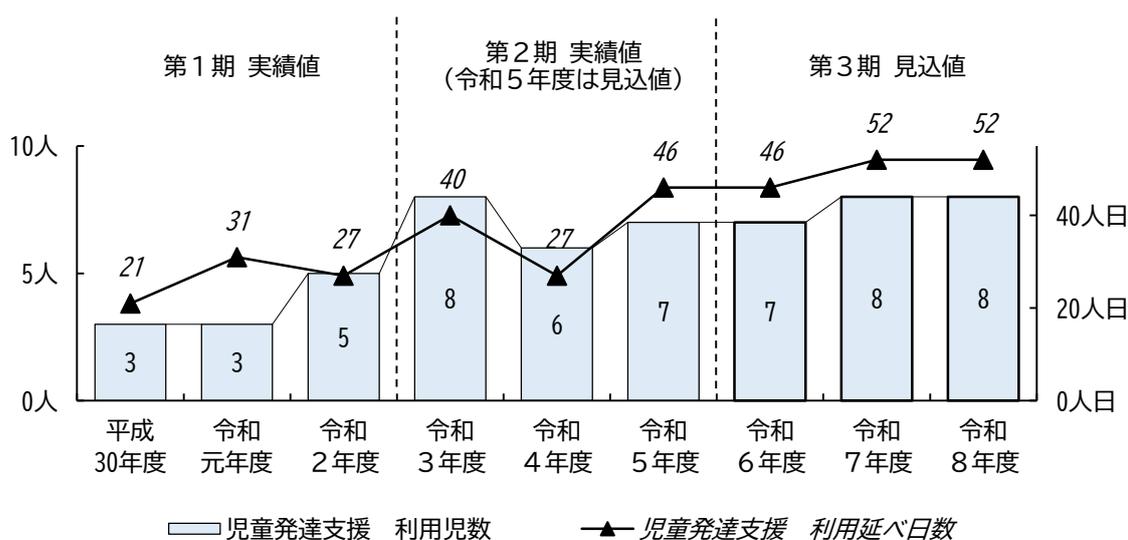
- ・ 集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる未就学の障害のある子どもに対して、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与及び集団生活への適応訓練等の支援を行います。

<第2期実績値と第3期見込値>

(月あたり)		第2期 実績			第3期 見込		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
児童発達支援	利用児数(人)	8	6	7	7	8	8
	利用延べ日数(人日分)	40	27	46	46	52	52

※令和5年度の実績値は、見込値です。

<第1期から第3期までの3期間の推移>



②放課後等デイサービス

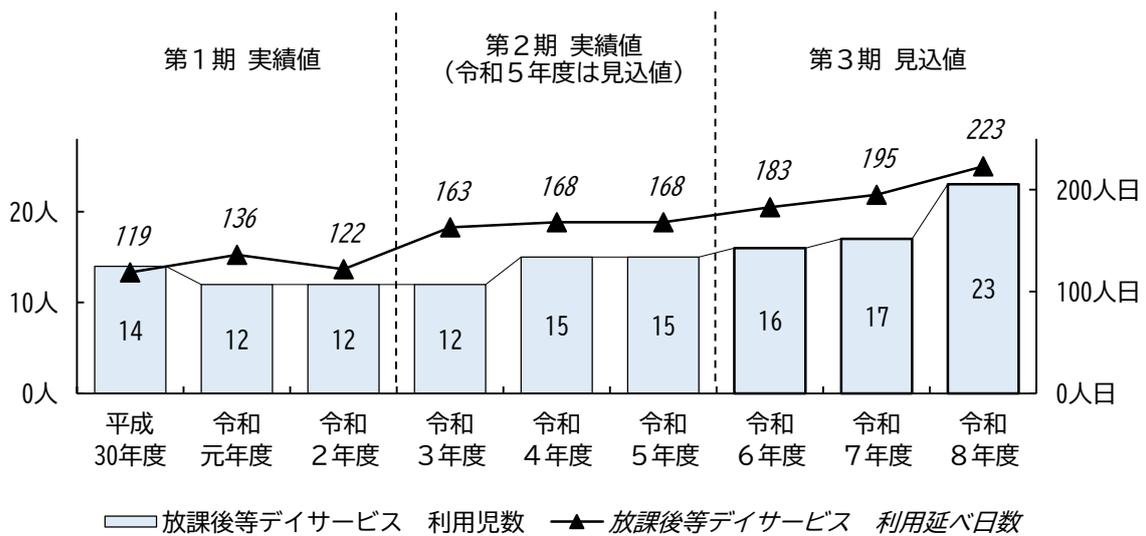
- ・ 学校就学中の発達に課題のある子どもに対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練を行います。

< 第2期実績値と第3期見込値 >

(月あたり)		第2期 実績			第3期 見込		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
放課後等 デイサービス	利用児数 (人)	12	15	15	16	17	23
	利用延べ日数 (人日分)	163	168	168	183	195	223

※令和5年度の実績値は、見込値です。

< 第1期から第3期までの3期間の推移 >



③保育所等訪問支援

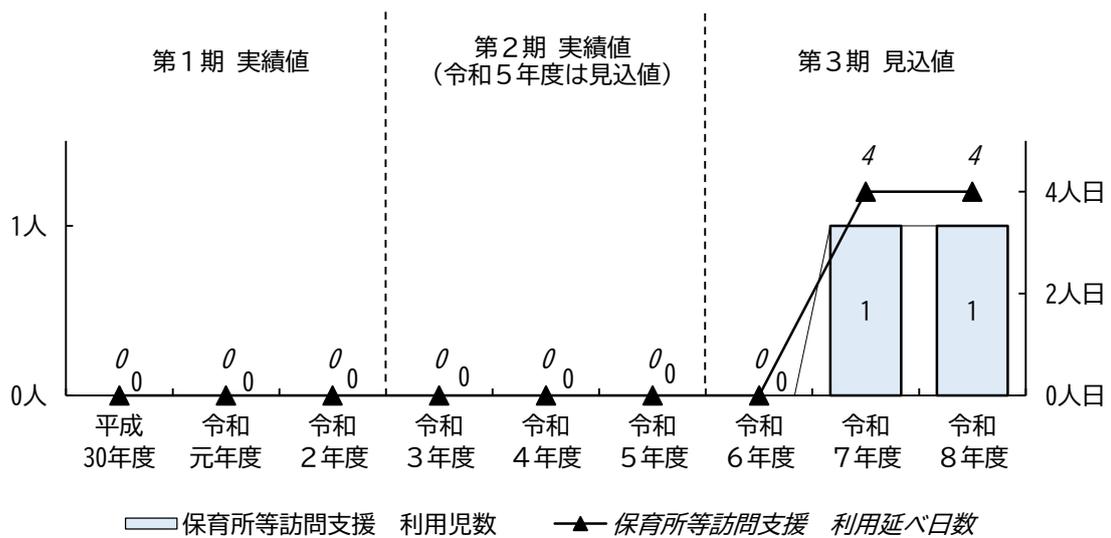
- ・ 発達に課題のある子どもが通う幼稚園や保育所等を心理士と作業療法士が訪問し、他の子どもとの集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。

<第2期実績値と第3期見込値>

(月あたり)		第2期 実績			第3期 見込		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
保育所等訪問支援	利用児数 (人)	0	0	0	0	1	1
	利用延べ日数 (人日分)	0	0	0	0	4	4

※令和5年度の実績値は、見込値です。

<第1期から第3期までの3期間の推移>



⑤居宅訪問型児童発達支援

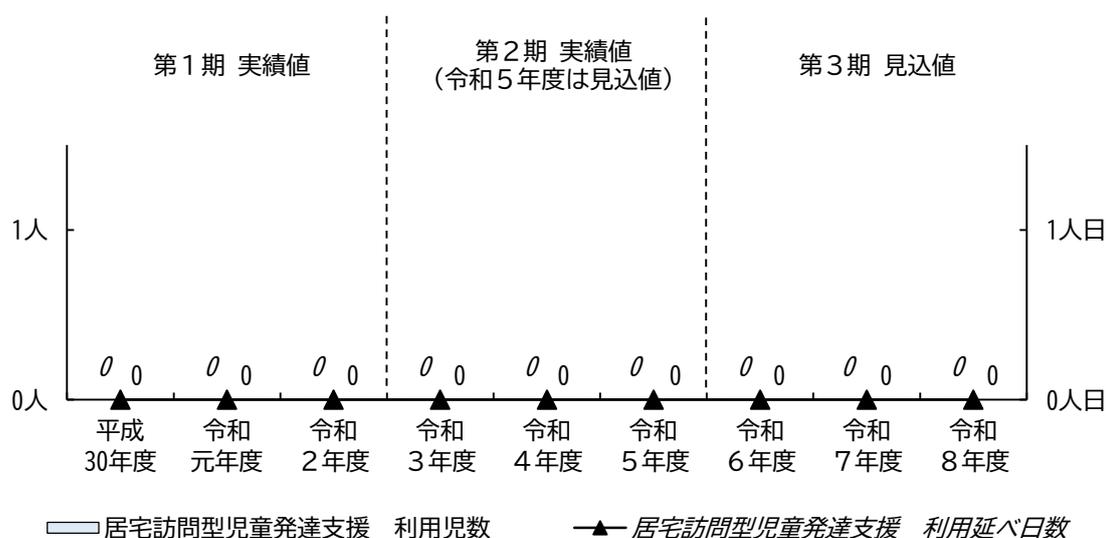
- ・ 今回、新たに創設された居宅訪問により児童の発達支援を提供するサービスで、重度の障害等の状態にあり、児童通所支援を利用するために外出することが著しく困難な児童を対象に、居宅に訪問して日常生活における基本的な動作の指導等を行います。(計画策定時点において、県内で当該サービスを提供できる事業者がないため、見込値は0人となっています。)

<第2期実績値と第3期見込値>

(月あたり)		第2期 実績			第3期 見込		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅訪問型 児童発達支援	利用児数 (人)	0	0	0	0	0	0
	利用延べ日数 (人日分)	0	0	0	0	0	0

※令和5年度の実績値は、見込値です。

<第1期から第3期までの3期間の推移>



■ 見込量確保のための方策

- ・ 福祉保健課、教育委員会や特別支援学校等と連携して、地域で生活する障害児やその家族に対し、個々の状況やニーズに応じた療育や福祉サービスが円滑に提供されるよう、事業所等の情報提供を行います。
- ・ 障害のある児童への通所支援を充実させるため、保護者や相談支援員との情報共有を図り、保護者の負担軽減も視野に入れたサービスの提供に努めます。
- ・ 発達に課題のある子どもが、幼稚園や保育所等に適応できるよう、関係機関との連携強化に努めます。
- ・ 居宅訪問型児童発達支援に関しては、現時点での見込みはありませんが、今後、ニーズが高まった際に適切なサービスが提供できるよう、広域で対応します。

（2）障害児相談支援

①障害児相談支援

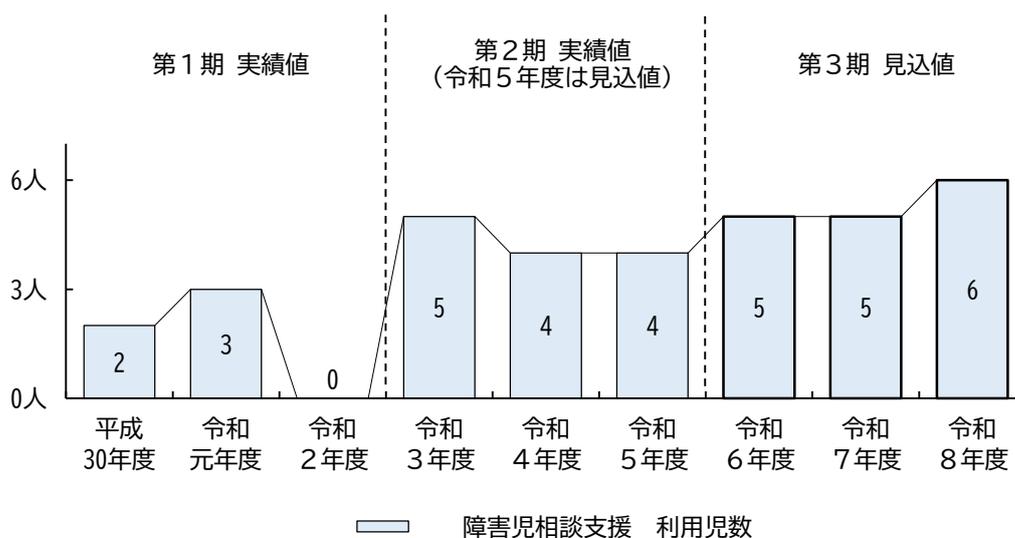
- ・ 障害のある子どもに対して、障害福祉サービスを利用するため、子どもの心身の状況や環境、子どもまたはその保護者のサービス利用についての意向等に基づいた障害児支援利用計画の作成と、サービスの利用状況の検証及び計画の見直し等を行います。

<第2期実績値と第3期見込値>

(月あたり)		第2期 実績			第3期 見込		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害児相談支援	利用児数 (人)	5	4	4	5	5	6

※令和5年度の実績値は、見込値です。

<第1期から第3期までの3期間の推移>



■ 見込量確保のための方策

- ・ 総合的・継続的なケアが、適切かつ円滑に行えるよう、人材確保やケアマネジメントの仕組みづくりなど、体制の充実を図ります。
- ・ 県で実施される相談支援従事者研修等、障害児福祉に関する研修の情報提供を積極的に行い、相談支援専門員の人材確保及びスキルアップに努めます。

第6章 計画の推進に向けて

I 計画の推進体制の整備

(1) 計画の周知・啓発

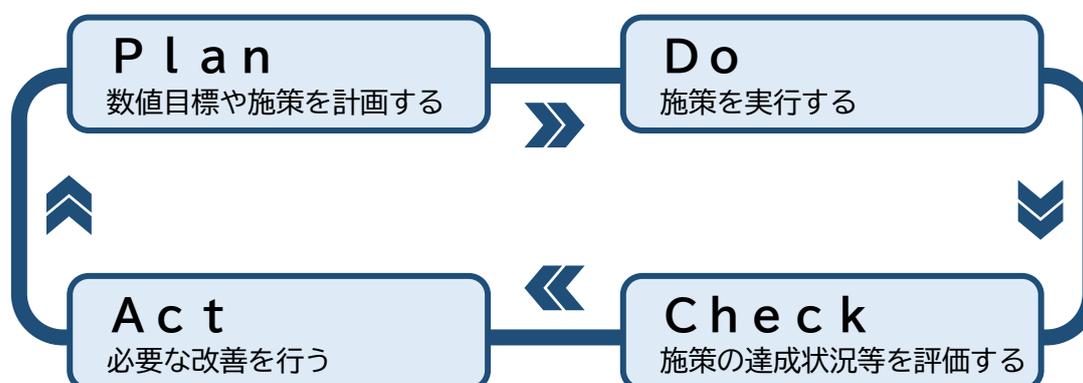
障害のある人やその家族が、村内における障害者施策や障害福祉サービス、障害児福祉サービスについての情報を得る手段の1つとして本計画を活用することができるよう、計画の周知を行います。また、村民の障害への理解を深め、障害のある人も暮らしやすい環境とするためには、障害福祉分野の計画である本計画を広く周知することで、村民が障害福祉サービスや障害のある人が置かれている状況等について知るきっかけとする必要があります。そのため、村の広報紙やホームページ、福祉関係のイベント等を通じて、積極的に村民への計画の周知に努めます。そして、福祉教育や交流活動、ボランティア活動等を通じて、障害へのさらなる理解を求めます。

(2) 推進体制の構築

本計画は、障害福祉分野に関する施策だけでなく、保健・医療・教育等の複数の分野に関する施策も含んでいます。そのため、分野の枠組みを超えて連携できる体制を整えておくことが大切となります。本村では、小規模自治体の強みである村の関係各課の横のつながりを一層強化し、分野を横断する支援を速やかに行える推進体制を構築します。また、必要に応じてより専門的な支援につなげることができるよう、関係機関との連携の充実に努めます。あわせて、地域共生社会の実現に向け、村民をはじめとする地域のあらゆる主体による活動を支援するとともに、その活動への参加を広く呼びかけます。

(3) 計画の点検・評価

本計画は、PDCAサイクルを活用して、施策の進捗状況の管理を行います。PDCAサイクルとは、計画→実行→評価→改善の4つのステップを循環することで、業務等の質の向上を図るマネジメント手法の1つです。本計画においては、自立支援協議会において、年に1回、数値目標の達成状況やサービスの利用実績等を点検・評価することで改善すべき点を洗い出し、施策の見直しを行います。



資料編

I 計画策定の経緯

年月日	策定委員会など
令和5年7月31日	第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画の成果目標・活動指標等の山梨県への提出（1回目）
令和5年8月15日～ 令和5年10月5日	障害者計画等見直しのためのアンケート調査の実施 ○発送数：306部 有効回収数：169部（有効回収率：55.2%）
令和5年8月31日	第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画の成果目標・活動指標等の山梨県への提出（最終）
令和5年9月6日～ 令和5年10月2日	第3次障害者計画の施策評価の実施 ○第3次障害者計画に記載している施策に対する実施状況や第4次計画への方向性等を担当課、担当係等で検討
令和5年9月27日	第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画の成果目標・活動指標等に関する山梨県 障害福祉課によるヒアリング
令和6年1月23日	忍野村障害福祉計画策定委員委嘱交付式及び第1回策定委員会 ○委嘱状交付 (1) 委員長及び副委員長の互選 (2) 障害者計画及び障害福祉計画・障害児福祉計画について (3) 次回開催日程について (4) その他
令和6年1月23日	第2回 忍野村障害福祉計画策定委員会 (1) 忍野村第4次障害者計画及び第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画について (2) 今後のスケジュール及び次回開催日程について (3) その他
令和6年2月2日～ 令和6年2月11日	パブリックコメントの実施 ○意見件数 0件

2 忍野村障害福祉計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 障害者基本法(昭和45年法律第84号)第11条第3項の規定に基づく障害者計画及び障害者総合支援法(平成17年法律第123号)第88条第1項の規定に基づく障害福祉計画を策定し、障害者に関する施策の総合的かつ計画的な検討及び推進を図るため、忍野村障害福祉計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について調査及び検討を行う。

- (1) 障害者計画策定に関する事項
- (2) 障害福祉計画策定に関する事項
- (3) その他目的達成に必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから村長が委嘱する。

- (1) 障害者団体の代表
- (2) 施設の代表者
- (3) 学識経験者
- (4) 住民の代表
- (5) 福祉、保健等に関する事業に従事する者

(任期)

第4条 委員の任期は、第2条に定める所掌事務が終了するまでの間とする。

2 各種団体の役職により委嘱を受けた委員については、その役職の任期が終了した場合、後任に引き継ぎ、任期は前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会は、委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、策定委員会の議長となる。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、福祉保健課において処理する。

(その他の事項)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

3 忍野村障害福祉計画策定委員名簿

	氏名	所属役職名	選出区分	備考
1	三浦 哲朗	議会総務教育厚生常任委員長	議会	委員長
2	天野 保彦	民生委員児童委員協議会長	民生委員	副委員長
3	湯山 豊治	内野区長	地区代表	令和5年12月まで
	後藤 重行	内野区長	地区代表	令和6年1月から
4	長田 和春	忍草区長	地区代表	
5	遠藤 克彦	富士聖ヨハネ学園長	施設代表	
6	天野 徳江	天使のおもちゃ図書館はばたき	施設代表	
7	村上 訓子	山梨県富士ふれあいセンター	学識経験者	
8	仲澤 宏	富士北麓圏域基幹相談支援センター	学識経験者	
9	小松 繁	富士・東部圏域マネージャー	学識経験者	
10	渡邊 勝義	障害者のいる家族	住民代表	

(順不同・敬称略)

策定委員会事務局 忍野村役場 福祉保健課

忍野村
第4次障害者計画
第7期障害福祉計画 第3期障害児福祉計画

令和6年3月
山梨県忍野村 福祉保健課

〒401-0511
山梨県南都留郡忍野村忍草 1445-1 (保健福祉センター内)
TEL : 0555-84-7795 FAX : 0555-84-1036